

周南市徳山中央浄化センター再構築事業 募集要項等に関する質問回答（参加資格以外の内容）（令和5年2月10日公表）

No.	資料	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
				第2	3	表2.1			
1	募集要項	業務内容	4	第2	3	表2.1		撤去施設の業務の『○』注記11について、『撤去の実施設計』とは、撤去範囲図や数量算出、仮設計画などの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	募集要項	事前調査業務	5	第2	5	(1)	①	測量や地質調査等は本業務に含むと考えております。このような理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	募集要項	修繕業務	5	第2	5	(2)	③	修繕業務は市と事業者の共同で実施、と有りますが、役割分担など、どの様な形で実施する考えか具体的にご教示をお願いします。	要求水準書(案) p.83の5.9.2に記載の内容を基本とし、改築・更新や大規模修繕等は市が実施するものと考えています。
4	募集要項	業務内容	5	第2	5	(2)	③	修繕業務3 「3修繕業務は、市と事業者の共同で実施」とありますが、その解釈は「既存施設の修繕費が運営年度の定額を超過した場合に要する費用や施設の改築・更新などの費用は、原則受注者側の負担ではないということでしょうか。	No.3の回答をご参照ください。
5	募集要項	事業内容	5	第2	5	(2)	③	「修繕業務は、市と事業者の共同で実施」とありますが、要求水準書(案) p.83の5.9.2修繕業務に記載されていること以外に特段の意図はないという理解でよいでしょうか。または、別に共同で実施する修繕を想定されているのでしょうか。	No.3の回答をご参照ください。
6	募集要項	業務内容	5	第2	5	(2)	④	その他業務に「廃棄物管理等」がありますが、要求水準書(案) P128、別表4-8によりますと、廃棄物管理の経費に関する負担は市となっております。ここでの「廃棄物管理等」の内容をご教示下さい。	要求水準書(案) p.84の5.10の2)～6)に記載されている「本施設から発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の管理」等を想定しています。
7	募集要項	設計・建設期間の短縮について	5	第2	7			「ただし、設計・建設期間は工期短縮の事業者提案を可能とする。」とありますが、工期短縮を提案するとどの様に評価されるのか教えて下さい。	評価の詳細に関しては、お答えできません。
8	募集要項	事業期間	5	第2	7	①		「設計・建設期間は令和6年1月～令和13年9月(予定)」とありますが、設計期間については応募者の裁量で設定できるという理解でよいでしょうか。なお、設計期間について想定されている期間があればお教えください。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、契約後2年程度の想定ですが、事業者提案に委ねます。
9	募集要項	事業期間	5	第2	7			「ただし、設計・建設期間は工期短縮の事業者提案を可能とする。事業者が設計・建設期間を短縮する提案をした場合においても、維持管理期間は上記期間を変更しないものとする。」とありますが、事業者における再構築業務が早期に終了しても、施設の引き渡しは設計・建設期間期限の令和13年9月までとし、再構築対象施設の維持管理業務開始は、令和13年10月からとの理解でよろしいでしょうか。	早期に再構築業務が完了した場合、施設を引き渡したうえで、再構築対象施設を含む維持管理業務を実施していただくことを想定しています。なお、募集要項を修正します。
10	募集要項	耐用年数の提示	6	第2	9			「事業期間終了後1年以内に更新を要することない状態で、市へ引き継ぐものとする。」とありますが、貴市で考えている機械設備および電気設備の想定耐用年数を提示ください。	それぞれの設備における標準耐用年数の1.5～2.0倍を想定していますが、適切な管理によってさらなる長寿命化が図られるような提案に期待します。
11	募集要項	事業期間の延長	6	第2	10			事業期間の延長に関して、R4/10/28に公表された質問回答(質問回答No.39、40)で回答頂いた「公表済みの実施方針との整合を考慮し、記載内容を修正します」という回答を踏まえ、修正された事業期間の延長の内容が、「維持管理委託契約について、市とSPCが合意した場合、本事業期間の延長を行うことができる」という内容になっている意図がよく分からないですが、事業延長ではなく、本事業とは別事業で維持管理契約を結ぶ形にしない意図を御教示願います。	事業期間の終了前に次期契約相手方を選定し、新たな維持管理委託契約を締結するのが原則と考えていますが、その時期の状況を踏まえ、市とSPCがお互いに合意した場合に限り、特例として委託期間を延長できる規定を設けました。なお、募集要項を修正します。

No.	資料	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
12	募集要項	事業期間の延長	6	第2	10				R4/10/28に公表された質問回答（質問回答No. 39）と同じ質問になりますが、最大延長期間を御教示願います。	1年程度を想定していますが、本事業終了時期の状況を踏まえ、適切に判断すべきと考えています。
13	募集要項	事業期間の延長	6	第2	10				事業期間の延長について、どの程度の期間の延長となるかの想定はあるでしょうか。	No. 12の回答をご参照ください。
14	募集要項	事業期間の延長	6	第2	10				事業期間の延長の上限期間は何年でしょうか。	No. 12の回答をご参照ください。
15	募集要項	提案価格の上限	7	第3					提案内容の規模を示すために提示されてある維持管理業務の参考価格は、どのような根拠で算出されたのでしょうか。	No. 23及びNo. 25の回答をご参照ください。
16	募集要項	提案価格の上限	7	第3					最低制限価格は設けないとのことですが、ダンピングの問題等や応募する企業傘下グループに属していない再委託企業等にしわ寄せがくる懸念とサービス水準の低下や地元労働者の労働条件が悪化したりと様々な悪影響が生じるおそれがありますので、最低制限価格を設けて頂けないでしょうか。	最低制限価格は設けません。ただし、評価項目の配点を修正し、令和4年11月14日に公表した優先交渉権選定基準と比較して、価格よりも技術提案を重要視した内容としています。
17	募集要項	提案価格の上限	7	第3					事業者の行う業務品質を一定以上の水準に保ち、本事業の導入効果を貴市にとって最大化するためには、最低制限価格の設定が望ましいと考えます。また、貴市および事業者双方の長期にわたる事業期間に発生する様々なリスクに備えるためにも、適切な最低制限価格の設定をお願いできないでしょうか。	No. 16の回答をご参照ください。
18	募集要項	維持管理業務の 上限について	7	第3	2				「維持管理業務：6, 112, 952, 000円」とありますが、受領した過去の運転管理業務、維持管理業務、点検・修繕業務の金額合計と差が有るようです。コストを検討するため上限価格の各業務内訳をご教示お願いします。	提案価格の上限に関して、これまでに開示した資料以外の公表は予定していません。
19	募集要項	提案価格の上限	7	第3	2				設計・建設業務と維持管理業務の合計が上限金額の合計内に収まっていれば有効と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。募集要項を修正します。
20	募集要項	最低制限価格	7	第3	2				最低制限価格を設けないと記載がございますが、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の主旨に反し、過大なダンピングを促す可能性も考えられます。過大なダンピングを防止し、住民により良い行政サービスを提供する観点からも最低制限価格の設定をご検討下さい。	No. 16の回答をご参照ください。
21	募集要項	提案価格の上限	7	第3	2				提案価格の上限として、設計・建設業務と維持管理業務のそれぞれで設定されていますが、優先交渉権者選定基準では、提案価格評価は150点の1項目の評価となっています。それぞれで上限価格は設定するものの、評価は合計金額で計算するという理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。募集要項を修正します。
22	募集要項	提案価格の上限	7	第3	2				設計・建設業務及び維持管理業務それぞれの消費税込みの上限額がお示しされていますが、税抜金額に上限額はいずれも設定されていないとの理解でよろしいでしょうか。また設定されていなくとも参考値として開示いただけませんかでしょうか。	No. 18の回答をご参照ください。

No.	資料	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
23	募集要項	提案価格の上限	7	第3	2				提案価格の上限のうち、維持管理業務について6,112,952,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）とあり、年間約2.39億円程度になっています。一方で、令和4年6月17日に公告された「徳山中央浄化センター外運転維持管理業務委託」の提案上限額は350,020,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）となっており、年間約1.75億円となっています。ここに既存施設の修繕費（年間0.33億円）と汚泥処理施設の薬品費（年間0.18億）を追加すると年間約2.26億円になり、さらに既存施設以外の修繕費や薬品費、SPCの運営に係る費用等を追加することを勧奨すると、単純計算でも維持管理業務の提案上限額の設定は著しく低い金額になっていると思料致します。本事業の参画判断に大きな営業を及ぼすため、維持管理業務の提案価格の上限額設定の算出根拠（設計書等）をお示しいただけないでしょうか。または適切な金額設定となるようご検討いただきたく存じます。	算出根拠はお示しできませんが、令和4年11月に公表済みの「特定事業の選定」に記載のとおり、DBO方式で実施する場合は、一括発注や性能発注による効率化・創意工夫が見込まれることから、市が自ら実施する場合（従来方式）に一定のコスト削減を反映し、算出しています。なお、提案価格の上限額は表記を修正します。
24	募集要項	選定の手順およびスケジュール	7	第3	3	表3.1			「二次審査（ヒアリング）」とありますが、ヒアリングのみを行い、プレゼンテーションは行わないとの理解でよろしいでしょうか。	ヒアリングでは、プレゼンテーション及び質疑応答を想定しています。時間配分等の詳細については、資格審査通過者に別途通知します。
25	募集要項	提案価格の上限	7	第3	2				2022年9月の市議会の議案第92号で債務負担行為の補正をされ、本事業の運転維持管理業務委託に関わる限度額は「8,057,392,000円に金利変動および物価変動等に伴う増減額を加算した額」になっていると想定します。一方で、募集要項に記載の維持管理業務の上限額は「6,112,952,000円」であり、約19億円程度減額になっております。この減額に関する理由（根拠）をお教えいただきたくお願いします。	債務負担行為の補正により計上した限度額と比較して、募集要項記載の上限額が減額となったのは、電気料金をDBO事業費の対象外（ただし、長期計画には含む）としたことが主な理由です。
26	募集要項	提案価格の上限	7	第3	2				「本事業の提案価格の上限額は次のとおりとする。この金額は予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すため、参考として示すものである。」とありますが、貴市が公表している「徳山中央浄化センター外運転維持管理業務委託」以外の維持管理に係る業務（別途貴市と業務委託契約を締結している業務）は本事業に係る各種資料が格納されているデータDVD内にある「中央TC費目振分」に記載の業務以外はないとの理解でよろしいでしょうか。	現行業務においては、ご理解のとおりです。なお、維持管理にかかる業務は、要求水準書（案）に示しており、さらなる事業者提案を妨げるものではありません。
27	募集要項	提案価格の上限	7	第3	2				「上限額は次のとおりとする。この金額は予定価格を示すものではなく、・・・参考として示すものである。」とありますが、当該上限額を超えた提案があった場合は、提案審査の基礎審査において失格になるという理解でよろしいでしょうか。上記の理解が正しい場合、設計・建設業務と維持管理業務の上限額の合計を超えた場合に失格になるという理解でよろしいでしょうか。またはいずれかの上限額を超えた場合に失格になるという理解でよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、No.19の回答をご参照ください。
28	募集要項	最低制限価格	7	第3	2				「なお、最低制限価格は設けない。」とありますが、貴市の入札契約制度において低入札価格調査制度及び最低制限価格制度に関する運用があるにも関わらず、本事業において調査基準価格及び最低制限価格を設けない理由についてお教えください。調査基準価格や最低制限価格が設定されない場合は、応募者によっては不当に低い提案価格を提示する可能性があり、本事業の公平性や競争性の確保及び公共工事の品質の確保の観点から大きな懸念が生じると想定されます。	本事業は競争入札ではなく公募型プロポーザルによる選定であることから、ご質問の各種制度には該当しません。また、要求水準を満たす異なる複数の提案が想定され、適正な算定が困難であるため、調査基準額等を設けておりません。併せて、No.16の回答をご参照ください。
29	募集要項	提案価格の上限	7	第3	2				設計・建設業務および維持管理業務の提案内容の規模を提案価格の上限として推算した際の根拠資料（数量総括表等）を開示していただけないでしょうか。	No.18及びNo.72の回答をご参照ください。

No.	資料	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
30	募集要項	スケジュール	7	第3	3				基本協定の締結後に基本契約等を締結するまで3ヶ月間程度の期間が設定されていますが、貴市と事業者の合意を前提に基本契約等の締結の前倒しは可能であるという理解でよいでしょうか。本事業に直接関係のない事象（指名停止等）により基本契約等の不成立リスクを軽減することを意図した質問です。応募者の事業参画の判断に影響しますのでご配慮をお願いします。	ご理解のとおりです。ただし、各業務の着手時期については、前倒しできません。
31	募集要項	選定の手順およびスケジュール	7	第3	3				競争的対話は複数回行う予定でしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、1回で終了する場合があります。競争的対話の詳細については、資格審査通過者に対して個別に送付する実施要領に示します。
32	募集要項	競争的対話の実施	17	第5	10	(1)			競争的対話は複数回開催されるのでしょうか。1社につき回数の制限があればご教示ください。	No. 31の回答をご参照ください。
33	募集要項	競争的対話の実施	17	第5	10	(2)			対話の内容は、応募者が事前に提出する議題内容・確認事項に沿って実施するとなっておりますが、事前に提出する資料についての作成要領については、実施要領が公表されるとの理解でよろしいでしょうか。なお、実施要領はいつ頃公表される予定でしょうか。	前段については、資格審査通過者に対して個別に実施要領を送付します。後段については、令和5年3月初旬の送付を予定しています。
34	募集要項	競争的対話の結果の取扱い	17	第5	10	(3)			応募者の権利、競争上の地位その他正当な利害を害する恐れがあるものは共通の通知対象としない。とありますが、基本的に応募者が通知対象としないよう申し出た項目は共通の通知対象としないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。競争的対話の議事録の確認の際に、応募者の権利、競争上の地位その他正当な利害を害する恐れがあるものがあれば、ご連絡ください。
35	募集要項	競争的対話の実施	17	第5	10				競争的対話の実施要綱は、別途送付頂けたとして、競争的対話は複数回実施頂けると考えてよろしいでしょうか。	No. 31の回答をご参照ください。
36	募集要項	競争的対話の実施	17	第5	10				「競争的対話の内容について公平性の観点から応募者全員に周知すべき事項として市が判断した場合、各応募者に共通の内容を個別に通知」と記載がありますが、公平性の観点からいうと、各応募者の了解が得られた事項を、市のホームページに掲載頂く形と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。募集要項を修正します。
37	募集要項	競争的対話について	17	第5	10				「競争的対話の詳細な実施要領は参加資格を通過した応募者の代表企業に通知する。」とありますが、競争的対話の実施期間が4カ月強もあるので、複数回対話を行う予定でしょうか。	No. 31の回答をご参照ください。
38	募集要項	競争的対話の実施	17	第5	10				競争的対話について、期間内に複数回実施することも可能でしょうか。	No. 31の回答をご参照ください。
39	募集要項	競争的対話の実施	17	第5	10				競争的対話の目的は、「最終的な提案書の提出前に、応募者と提案内容についての調整及び確認・交渉を行うため」とありますが、提案書のドラフトを事前に提出する必要はあるでしょうか。必要な場合、提案書のドラフトを提出する時期をご教示願います。	提案書のドラフト提出は求めません。競争的対話の詳細については、資格審査通過者に対して個別に送付する実施要領に示します。
40	募集要項	競争的対話の実施	17	第5	10				競争的対話について複数回実施できるという理解でよろしいでしょうか。	No. 31の回答をご参照ください。
41	募集要項	競争的対話	17	第5	10	(1)			競争的対話について、同一応募者による複数回の実施は可能でしょうか。	No. 31の回答をご参照ください。
42	募集要項	競争的対話	17	第5	10				「応募者と提案内容についての調整及び確認・交渉を行うため」とありますが、競争的対話では応募者の提案内容以外に募集要項等の内容についても確認ができるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問	回答
43	募集要項	提案書類提出	18	第5	11	(1)	①			提案書提出日限は、R5/7/7となっていますが、提案書提出受付の開始日は設定されていません。提案書は、随時受付しているという意味でしょうか。提案書の受付を行う市の準備も含め、提案書受付開始日を設定願います。	ご理解のとおりです。提案書の受付開始日は特に設定せず、競争的対話の終了宣言後から随時受け付けるものとします。
44	募集要項	提案書類の作成方法	18	第5	11	(1)	③	(キ)		「その他の様式はA4版の簡易ファイル綴じとする」とありますが、A4版の様式については、両面印刷にしてもよろしいでしょうか。あるいは、片面印刷・両面印刷等について指定がある場合はご教示ください。	特に指定はありませんので、両面印刷も可です。
45	募集要項	提案書類の作成方法	18	第5	11	(1)	③	(ク)		「すべての提案書類について、電子データ（CD-R）を併せて提出すること」とあります。一方で、「提出書類記載要領及び様式一覧」では、P.1に「すべての提案書類について、電子データ（CD-R又はDVD-R）を併せて提出すること」とあります。この場合、後者の「電子データ（CD-R又はDVD-R）を併せて提出すること」が正しく、DVD-Rで提出しても問題ないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。募集要項を修正します。
46	募集要項	提案書類の作成方法	18	第5	11	(1)	③	(ク)		「なお、データ保存方式は様式集に記載する方法とする。」とありますが、これは様式がWordであればWord、ExcelであればExcelというように、様式と同じファイル形式で保存し、提出するという理解でよろしいでしょうか。また、WordやExcel形式の場合、別途PDFファイルの添付は必要でしょうか。	ご理解のとおりです。別途PDFファイルの添付は任意とします。
47	募集要項	提案書類の作成方法	18	第5	11	(1)	③	(ケ)		計算式等を入力したエクセルデータについて、バージョンの指定はございますか。	特に指定はありません。
48	募集要項	提案書類の作成方法	18	第5	11	(1)	③			提案書類で使用するフォント（明朝体など）は朱書きやマーカーなどを用いて強調部を表現してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
49	募集要項	電子データ	18	第5	11	(1)	③	(ク)		「電子データ（CD-R）」とありますが、CD-RまたはDVD-Rと解釈してよろしいでしょうか。	No. 45の回答をご参照ください。
50	募集要項	著作権	19	第5	11	(1)	⑤	(エ)	a	「本事業の事業者選定結果に関する公表その他市が必要と認めるときは、市は事業者の提案資料の全部又は一部を無償で使用できるものとする。」とありますが、貴市と事業者の協議を経て、事業者の承諾を得た範囲で使用できるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
51	募集要項	本プロポーザルの中止等	20	第5	12					「連合」とは「談合」の誤記でしょうか。また、この場合において、不正行為を行っていない企業グループについては、提案書類の作成等に要した費用は発注者負担としていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。ご指摘を踏まえ、募集要項を修正します。後段については、不正不穏行動等をしていない応募者であっても、提案書類の作成等に要した費用について、市は負担することができません。本プロポーザルの中止の可能性のある事象が発生した場合は、その旨を速やかに応募者に周知します。
52	募集要項	本プロポーザルの中止	20	第5	12					応募者が1社だった場合でも本プロポーザルは中止されないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
53	募集要項	選定委員会の設置	21	第6	1					「選定委員会の構成は、非公表とする」について、人数・職種・経歴など、公開される情報は一切なしでしょうか。	選定委員会の設置要綱を市のホームページに掲載しています。委員名・職種等の情報については、本プロポーザル終了後に公表する予定です。
54	募集要項	優先交渉権者の選定	21	第6	3					優先交渉権者の選定にあたっては市議会の議決または承認は必要ないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
55	募集要項	SPCの設立	22	第7	2					維持管理業務には修繕も含まれますが、設立するSPCには建設業許可は必要ないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
56	募集要項	基本協定の締結	22	第7	1				「優先交渉権者と速やかに基本協定が締結されない場合」とは、どのような場合を想定していますでしょうか。	現時点で想定はしていませんが、基本協定が締結されない可能性は極めて低いものと考えます。
57	募集要項	S P C の設立	22	第7	2				S P C の資本金に関しては、S P C の安定性を考慮した上で問題ない範囲で事業者の裁量によって減資も可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
58	募集要項	SPCの設立	22	第7	2				「周南市内に速やかに設立しなければならない。」とありますが、SPCの本店所在地を徳山中央浄化センター内とすることは可能という理解でよろしいでしょうか。実施方針（案）に関する質問回答No.236において可能とご回答いただいておりますが念のための質問をさせていただきます。	ご理解のとおりです。
59	募集要項	議会の議決	23	第8	1				「市は、債務負担行為の設定に関する議案を議会に提出する予定である。」とありますが、いつの議会を想定されているのかお教えください。また2022年9月の議案との相違についてあわせてお教えください。	前段については、令和5年3月議会を想定しています。後段について、令和4年9月の議案（令和4年度補正予算）は公募のためであり、令和5年3月の議案（令和5年度当初予算）は契約締結のための債務負担行為です。
60	募集要項	SPCの設立	24	別紙1					以前のご回答（令和4年9月2日公表 実施方針に関する質問回答 No.49）で、「維持管理業務の全部を委託することは一括下請負の禁止に該当するため、一部の委託のみ可とします」とありますが、SPCにおいて社員（統括責任者など）を雇用し業務を行わなければならないという理解でよろしいでしょうか。	あくまでも構成企業が維持管理業務の統括責任を負うことになりませんが、構成企業から業務を一括して再委託することを禁止しています。なお、SPCによる社員の雇用は任意です。
61	募集要項	SPCの設立	24	別紙1					SPCに籍を置く社員は、構成企業からの出向でもよろしいでしょうか。また現場、SPC事務所への常駐は求めないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
62	募集要項	その他							実施方針修正版のP15第3 1. (2)想定されるリスクと責任分担が募集要項では記載されていませんが、設計・建設工事請負契約書に反映されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
63	要求水準書(案)	本要求水準書の位置づけ	1	1章	1				本項目では、「要求水準書」として位置づけを説明頂いていますが、本資料は「要求水準書(案)」となっております。要求水準書と要求水準書(案)の位置づけの違いをご教示ください。	競争的対話の終了後、「要求水準書」として公表します。
64	要求水準書(案)	更新	1	1章	2	(15)			既設水処理施設を活用する場合、事業期間中の設備更新は、本事業の範囲外であり、別途、国の交付金を活用して実施されるものと考えてよろしいでしょうか。	既存水処理施設を活用する場合の事業期間中の設備更新（交付金対象事業含む）は、本事業の範囲に含まれます。
65	要求水準書(案)	用語の定義	2	1章	2	(27)			R4/10/28に公表された質問回答（質問回答No.6）に「事業者は市の同意なくして、次の工程に進むことができない」の質問に対して「DBO方式による発注のため、従来の設計及び施工業務と同様とお考えください」と回答頂きました。基本設計、詳細設計において、部分承認による現地の部分着工（承諾を得た撤去、仮設等）を認めて頂けると考えてよろしいでしょうか。	部分承認による現地の部分着工については、原則として認めない予定です。
66	要求水準書(案)	用語の定義	2	1章	2	(19)			「保守」とは、設備等の初期の性能及び機能を維持する目的で〜とありますが、運転に必要な機能・性能を維持したうえで経年による劣化は除かれるとの理解でよろしいでしょうか。	運転に必要な機能・性能を維持するための経年劣化対策を含みます。事業者提案に期待します。

No.	資料	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
67	要求水準書(案)	事業の基本理念	4	2章	1	2			R4/10/28に公表された質問回答(質問回答No.23)に「将来需要に合致した施設整備及び運営」とありますが、維持管理期間終了時における、将来水量予測」の質問に対して、「本市が所有する各種資料については、別途開示します」と回答頂きましたが、今回実施された募集要項に関する説明会時に配布されたDVDとは別に、開示頂けると考えてよろしいでしょうか。	将来水量予測については、配付済DVDの他に開示する資料はありません。
68	要求水準書(案)	事業の基本理念	4	2章	1	2	2)	(工)	「将来需要に合致した施設整備及び運営」とありますが、事業者提供資料、「全体計画説明書」103ページの将来水量は、令和27年のものであり、本事業の維持管理期間終了時の令和32年3月の将来水量予測をご教示下さい。	No.67の回答をご参照ください。
69	要求水準書(案)	送風機設備	6	2章	2	図2.1			赤枠で囲われた改築対象範囲に1系2系反応タンクが含まれているということは、送風機本体やそれに付随する機械、電気設備も改築対象と言う理解で宜しいでしょうか。又、改築後不要となった設備の撤去も本事業に含まれると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
70	要求水準書(案)	返流水	6	2章	2	図2.1			汚泥処理設備からの返流水が1系最初沈殿池に流入するように示されていますが、別紙5新汚泥処理棟のフローシートでは先行が沈砂池と示されています。どちらが正でしょうか。また、新水処理施設でも返流水を受け入れる必要がある場合、返流量、水質、取合いおよびその条件(ポンプ圧送or自然流下)等を明示願います。	前段については、「別紙5」が正です。図2.1(本処理場処理フロー)を修正します。後段について、返流水に関する条件は、配付済DVDの「平成30年度 周南市徳山中央浄化センター実施設計業務」をご参照のうえ、応募者側でご検討ください。
71	要求水準書(案)	再構築対象施設	7	2章	2	1	表2.3		水処理施設の計画流入水量が日最大23,100m <sup>3</sup> /日と記載があり、この数値が設計水量(水処理能力)と考えてよろしいでしょうか。そうした場合、過年度実績値との乖離が大きく水処理に影響を及ぼすと考えます。貴市の見解をご教示いただけますでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、設計水量を超えた流入が生じた際のリスクは市が負うものと考えています。なお、過年度実績値を踏まえ、リスク軽減できる提案に期待します。
72	要求水準書(案)	撤去対象施設	7	2章	2	2	注1		杭基礎の撤去含むとありますが、基本設計段階では全て撤去で見込むという理解でよろしいでしょうか。既設図面で把握できない部分もありますので撤去対象施設全ての杭本数、杭長、位置、仕様等を明示頂けないでしょうか。また、詳細設計の段階で杭の残置検討も可能でしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、既設図面がすべて現存していないため、杭を含む撤去は精算対象となります。また、杭基礎は原則全て撤去としますが、詳細設計により撤去困難な場合、残置を含めた検討を行うことは可能です。なお、PSC算定時に撤去数量を想定した計算書を別途開示します。
73	要求水準書(案)	事業範囲	9	2章	3	2	3)		ブロー室に設置される送風機は、水処理施設の一部であるので再構築対象施設となり、不要となる場合は設備の撤去が必要となると見込まれます。既設送風機の撤去費及び再構築対象施設で必要となる新設する送風機設備については、募集要項で示されている提案価格の上限(設計・建設業務)の費用に含まれているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
74	要求水準書(案)	事業範囲	9	2章	3	2	3)		ブロー室は既存施設であり、要求水準書(案)質問回答No.31によると送風機を更新するか否かは応募者の提案内容であり、不要となる場合は設備の撤去が必要と記載されています。このため、再構築対象施設で必要となる送風機設備として、既設送風機が適用できると判断できる場合、既設送風機を利用することは可能と考えてよろしいでしょうか。また、その場合、現状の送風機の性能維持に必要な修繕費は、既存施設の修繕にかかる費用の合計として各運営年度33,000,000円(消費税10%含む)に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりですが、事業期間内に更新が必要な状況となった場合は事業者の負担により実施してください。後段については、ご理解のとおりです。
75	要求水準書(案)	事業範囲	9	2章	3	2	3)		再構築対象施設の計画において、ブロー室内の既設送風機を再構築対象施設に利用可能である場合、既設送風機の性能が再構築対象施設に適用可能であるかが重要となりますので、早急に1系送風機の完成図書を開示下さるようお願いします。	現存している完成図書を別途開示します。

No.	資料	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
76	要求水準書(案)	事業範囲	9	2章	3	2			P.9表2.6の事業範囲の再構築対象施設の水処理施設の定義には、既存送風機設備の再構築も含まれると理解してよろしいでしょうか。また、この場合、既存ブロワー室の建屋は、P.10の図2.3に示すとおり、撤去が必要ないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
77	要求水準書(案)	撤去後の跡地利用	9	2章	3	2			R4年10月28日に公表されている要求水準(案)にて『特に撤去跡地の活用を求める予定はありませんが、提案は可能』と回答いただいておりますが、解体後に空いた土地の利用について、具体的な将来利用はお決まりでないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、将来の改築用地として、空いた土地の一部を利用する可能性はあります。
78	要求水準書(案)	事業範囲	9	2章	3	2	表2.6		表2.6 事業範囲について、江口ポンプ場の対象施設が一式と表記されていますが、維持管理対象となる施設は要求水準書(案)表2.5および別紙2に示される施設と理解してよろしいでしょうか。	表2.5や別紙2に示していない植栽等も環境整備業務の対象となるため、一式と表記しています。
79	要求水準書(案)	流入渠、導水渠等	10	2章	図2.2				既設導水渠や放流渠等も再構築対象施設として示されていますが、既設流用も可能と考えてよろしいでしょうか？またその場合は、耐震補強は不要との理解でよろしいでしょうか？特に合流改善施設から塩素混和池までの水路は、再構築するスペースが狭く、既設流用するのが現実的と思われます。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、耐震性能等をご確認のうえ、結果に応じて、常時及びレベル1・レベル2地震動に対する補強をしてください。
80	要求水準書(案)	旧汚泥処理施設	10	2章	図2.2				緑色で着色されている撤去施設(旧汚泥処理施設)については、事業開始時には全て休止状態であり、残汚泥等は市側で処分され、清掃された状態との理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。併せて、令和4年10月28日公表の要求水準書(案)に関する質問回答No.29をご参照ください。
81	要求水準書(案)	事業期間	11	2章	4				今回公表された要求水準(案)において、「本事業期間の延長」に係る部分の記載が削除され、「維持管理委託契約について、市と事業者が合意した場合、本事業期間の延長を行うことができる」という内容になっていますが、設計・建設期間は延長を認めないという事でしょうか。コロナ禍や世界情勢を踏まえ、様々な資材の確保が今後も難しくなってくる懸念があるなか、設計・建設期間においても、市と事業者で合意した場合、期間延長を認めて頂けると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、募集要項や要求水準書(案)に示している約8年間または工期短縮の提案を妨げるものではありません。
82	要求水準書(案)	基準、仕様等	21	3章	2	2			「下記に示す以外の基準・仕様等を用いる際は、市と協議を行うこと。」とありますが、提案書の提出前に協議の機会があると考えてよろしいでしょうか。提案書提出前に協議の機会がない場合、提案内容は要求水準書(案)に記載されている基準・仕様等に準じたものとし、実施設計時の協議によりその変更が認められるものと考えてよろしいでしょうか。	前段については、提案書提出前における個別の協議の機会は予定していません。後段については、ご理解のとおりです。
83	要求水準書(案)	説明用資料の想定	26	3章	3	1	2)	(工)	本説明資料の作成回数、時期等の想定をご教示ください。	現時点で、作成回数や時期等の想定はありません。
84	要求水準書(案)	基本設計の見直し	26	3章	3	1	3)		要求水準書(案)に関する質問回答(令和4年10月28日公表)No.12において、『契約後に「基本設計の見直し」を行う。』とご回答いただいておりますが、事業開始後に貴市の要望により内容が変更になった場合は、設計変更(金額変更)になるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
85	要求水準書(案)	適用基準	26	3章	3	1	4)		『「3.2 関係法令及び基準・仕様等」を適用する』との記載がありますが、より柔軟で合理性、経済性の高い提案とするために、これらの基準・仕様等は、原則準拠との位置づけであり、既設実態や下水道施設実績等の合理的説明が可能な範囲であれば、これらの基準・仕様の記載範囲以外の適用も可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
86	要求水準書(案)	適用基準	26	3章	3	1	4)		「本事業期間中に改訂された場合は、改定内容への対応等について協議を行うものとする」とありますが、技術提案書提出から実施設計の間に改定された場合も、協議の対象となると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
87	要求水準書(案)	設計業務体制	26	3章	3	1	5)		担当技術者において工種の兼任は可能でしょうか(例: 建築機械と機械を兼任など)。	募集要項をご参照ください。要求水準書(案)を修正します。
88	要求水準書(案)	設計業務体制	26	3章	3	1	5)		担当技術者として、土木、建築、建築機械、建築電気、機械、電気の各担当者をそれぞれ配置するように記載がありますが、担当技術者に必要とされる資格及び施工実績について、特に記載はないため、必要な要件はないものと考えてよろしいでしょうか。	募集要項をご参照ください。要求水準書(案)を修正します。
89	要求水準書(案)	建設業務	26	3章	3	2	3)		配置させる技術者の資格要件及び施工実績について、特に記載はないため、必要な要件はないものと考えてよろしいでしょうか。	建設業法及び関係法令に基づき、必要な要件を満たすようにしてください。
90	要求水準書(案)	建設業務 業務の範囲	28	3章	3	2	3)		要求水準書(案)に関する質問回答(令和4年10月28日公表)回答No.123において工事期間中の現場代理人変更は特別な事情による退職(定年退職は不可)・病気・死亡のみとなっておりますが、定年退職が不可となる理由はなぜでしょうか。建設期間の約8年間、現場代理人の変更は上記記載以外原則不可能との認識でしょうか。	令和4年12月16日公表の募集要項等に関する質問回答(参加資格に関する内容)No.45、No.91及び令和5年1月6日公表の募集要項等に関する質問回答(参加資格に関する内容)補足説明No.45をご参照ください。
91	要求水準書(案)	建設業務 業務の範囲	28	3章	3	2	3)		建設工事期間中に配置する現場代理人は応募者グループ構成企業の代表企業より選出するものと考えてよろしいでしょうか。	令和4年12月16日公表の募集要項等に関する質問回答(参加資格に関する内容)No.92をご参照ください。
92	要求水準書(案)	近隣対策 (要求水準書 (案))	28 32	3章	1,2	8) 12)	(イ) (7)	a)	工事内容に関する近隣対策については事業者の責任にて対応する旨定められていますが、「設計・建設工事請負契約書(案)」第28条及び「維持管理業務委託契約(案)」第26条のとおり、受注者が善良な管理者の注意義務を果たしたと認められる場合、又は受注者に帰責性が無い場合は、発注者の負担としていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
93	要求水準書(案)	建設業務一業務 の範囲 (要求水準書 (案))	29	3章	3	2	2)	(ロ)	「事業者は、市が発注したその他の工事との調整を率先して行い、その他の工事の円滑な施工に協力すること」とありますが、市が発注するその他工事が具体的に決まっていたらご教示ください。	現時点で具体的に決まっていますが、既存施設の維持管理に必要な工事を毎年発注しているため、調整は必要になると考えています。
94	要求水準書(案)	要求水準書 施工期間における 現場代理人他の 配置期間	29	3章	3	2	3)		「事業者は、現場代理人を1名配置するものとする。」との記載がありますが、建設期間における現場代理人及び監理技術者の配置については、設計期間及び維持管理期間を除く施工期間のみの配置との理解で宜しいでしょうか。又、JV構成員から1名選出するとの理解でよろしいでしょうか。	令和4年12月16日公表の募集要項等に関する質問回答(参加資格に関する内容)No.89、No.90、No.92及び令和5年1月27日公表の募集要項等に関する質問回答(参加資格に関する内容)補足説明(その2)No.89をご参照ください。
95	要求水準書(案)	基本条件	29	3章	3	2	3)		「主任技術者又は監理技術者を専任させるものとする」との記載がありますが、一般の下水道工事同様、機器製作期間、現場期間の内、現場期間のみ専任と考えてよいか。	ご理解のとおりです。
96	要求水準書(案)	現場代理人等	29	3章	3	2	3)		甲型JVの場合、事業者は、各工種(土木、建築、機械、電気)において建設業法第26条第1項に規定する主任技術者又は同第2項に規定する監理技術者を専任させるものがありますが、代表企業は、監理技術者、構成企業は主任技術者との理解で宜しいでしょうか。乙型JVの場合、全ての企業が監理技術者を専任で配置の理解で宜しいでしょうか。ご教示願います。	建設業法及び関係法令に基づき、JV方式や各企業の請負金額に応じて、適正に配置してください。

No.	資料	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答	
97	要求水準書(案)	現場代理人等	29	3章	3	2	3)		「事業者は、現場代理人を1名配置するものとする」とありますが、現場代理人について、特別な資格要件はなく、どの企業が配置しても問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。併せて、令和4年12月16日公表の募集要項等に関する質問回答(参加資格に関する内容) No. 92をご参照ください。	
98	要求水準書(案)	建設業務	30	3章	3	2	6)		施工時間について、夜間、日曜日及び「国民の祝日に関する法律」に規定する休日に工事を行おうとする場合は、市と事前に協議することとありますが、夜間とは何時からが夜間作業になるのでしょうか。	17:15~08:30(局職員の通常の勤務時間以外の時間帯)です。	
99	要求水準書(案)	建設業務の保険	31	3章	3	2	11)	(ア)	「工事を適正に遂行するにあたり、建設工事保険、組立保険または土木工事保険、第三者賠償責任保険、火災保険及び労災保険等に参加すること」とあります。設計・建設工事請負契約書(案)にも詳細が示されておりませんので各保険の付保内容は提案によるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
100	要求水準書(案)	建設業務	31	3章	3	2	11)		本条について、乙型JVを組成した場合は、JV構成員は自身が担当する工種毎に必要なに応じて保険を付保すれば良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
101	要求水準書(案)	検査対応	36	3章	3	2	11)		「本工事を完成し、要求水準書に従い、本施設の性能試験を実施し、その結果について市の承諾を得たいときは、その旨を通知し、市の承諾を受けること。」とあります。例えば、既設水処理施設において、1系列毎に耐震補強や設備更新工事を行い、工事完了後、その系列の供用を開始し、次の系列の工事に着手する場合、1系列分の工事完成毎に性能試験を実施し、その結果について市の承諾を得る必要があると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
102	要求水準書(案)	建設業務	28	3章	3	2			江口ポンプ場からの圧送管を延長して場外道路に埋設する場合、その工事期間の道路占用許可は、発注者にて諸官庁と協議していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、協議資料の作成、説明の補助、占用許可申請用の資料提供等、必要な協力を受注者側に求める予定です。	
103	要求水準書(案)	要求水準書 準備(影響)調査 の範囲	28	3章	3	3	2	2)	(イ)	「工事の遂行に当たり必要となる工事説明会、準備調査(周辺工場・施設等の影響調査)等における近隣住民・企業との対応・調整については、市と協議の上、行うものとする。」との記載がありますが、準備調査(影響調査)とは騒音、振動、悪臭、水質汚染、土壌汚染の影響調査との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、地盤沈下が含まれます。なお、施工方法等により、範囲や内容が変わることがあります。
104	要求水準書(案)	要求水準書 工事記録の内容	28	3章	3	3	2	2)	(カ)	「事業者は、工事期間中、現場事務所に工事記録を常備するものとする。」との記載がありますが、工事記録とは具体的に何を常備する必要があるかご教示願います。	令和4年10月28日公表の要求水準書(案)に関する質問回答No. 106をご参照ください。
105	要求水準書(案)	各工事積算内訳 書の作成	34	3章	3	3				R4/10/28に公表された質問回答(質問回答No. 156、意見回答No. 10)に「3社以上の見積を必要とする理由」として、「主要機器等における1社見積は理解していますが、あくまでも国費の補助により行う事業であり、機器や仕様を決定する時点での見積り徴取において、その価格が適正か否かについて、客観的に立証する必要があるため、原則として3社以上の見積をお願いしています。」と回答頂いていますが、契約後に、市と事業者が協議して対応決定すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
106	要求水準書(案)	契約不適合及び 保証	37	3章	3	4				今回の要求水準(案)で追記された「契約不適合の改善等に関しては契約不適合の担保期間を、保証に関しては保証期間を定める」に関して、R4/10/28に公表された質問回答(質問回答No. 179、181)の回答内容をもとに、今後、要求水準内容は修正されると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書(案)を修正します。

No.	資料	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
107	要求水準書(案)	保証事項	37	3章	4	1	1)	(イ)	契約不適合の定義は、3.4.1項で規定されています。このうち、1)の(ア)では、「・・・施設の性能及び機能は、全て事業者の責任において保証する。」とあり、契約不適合の判断を施設の性能及び機能で行うものとされています。一方で3.4.3項で土木・建築施設及び機械・電気設備の保証期間(2年又は1年)が定められています。この保証も施設・設備の性能及び機能を保証するというものであると理解しています。契約不適合という保証内容と保証期間でいう保証内容の具体的な違いを教えてくださいたく存じます。特に設備については、標準耐用年数が10年から15年のものが多く、契約不適合の担保期間である10年で、一定の劣化が進行し、性能の低下も否めないと考えます。性能及び機能を維持するための期間を保証期間であると考えた場合、契約不適合の担保期間中の2年を超える期間中におきた性能低下は、確認試験をもって判断するとありますが、実質的に10年間の性能及び機能維持を修繕等を施すことで保証することを求める要件となっているのではないのでしょうか。	ご指摘を踏まえ、要求水準書(案)を修正します。
108	要求水準書(案)	施工の契約不適合	37	3章	4	1	1)		設計・建設工事請負契約書(案)第51条1項において、「発注者は、引き渡された設計成果物又は工事事務物に関し、第31条第4項又は第5項(第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から10年以内、かつ、発注者が契約不適合を知った時から5年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。」とあります。一方、要求水準書(案)3.4.1(2)において、「契約不適合の担保期間は、権利を行使できるときから10年及び契約不適合を知った時から5年の期間でどちらか短いほうが適用される。」とあります。要求水準書(案)3.4.1(2)における「権利を行使できるとき」とは、設計・建設工事請負契約書(案)に基づき引渡しを受けた日のことを意味するという理解で良いのでしょうか。	ご理解のとおりです。
109	要求水準書(案)	施工の契約不適合	37	3章	4	1	2)		10月28日公表の質問回答書No.181の回答として指摘を踏まえ記載内容を修正します、とありましたが、質問事項に対する修正はない様に見えます。機械、電気設備については3.4.3保証期間1)が優先されるものとの理解で宜しいのでしょうか。	No.106及びNo.107の回答をご参照ください。
110	要求水準書(案)	契約不適合責任期間と保証期間	37	3章	4	1	2)		令和4年10月28日公表の要求水準の質問回答No.181において、3.4.1の契約不適合期間と3.4.3の保証期間のそれぞれの期間に齟齬が生じている点について、「ご指摘を踏まえ、記載内容を修正します。」との回答を頂きましたが、修正されていないようです。改めてご確認、ご修正いただけないでしょうか。	No.106及びNo.107の回答をご参照ください。
111	要求水準書(案)	契約不適合	37	3章	4	1	3)	(イ)	「契約不適合の担保期間中に生じた契約不適合は、事業者の負担とする。」と記載されています。一方で設計・建設工事請負契約(案)第51条においては契約不適合責任期間は引渡しを受けた日から10年以内、かつ発注者が契約不適合を知った時から5年と記載されており、契約不適合の担保期間とは、契約不適合責任期間と同一と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
112	要求水準書(案)	契約不適合	37	3章	4	1	3)	(イ)	「契約不適合の担保期間中に生じた契約不適合は、事業者の負担とする。」と記載されていますが、保証期間は異なり、契約不適合自体の基準は引渡しが原則であると思慮いたします。契約不適合については、担保期間中に契約に従って請求又は通知のあった契約不適合に限定されるべきかと思慮いたします。	ご意見として承ります。

No.	資料	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
113	要求水準書(案)	保証期間	38	3章	4	3	2)		保証期間中の設備の点検調査は、欠陥、破損及び故障等が発生するしないにかかわらず、自主的に行うものでしょうか。又、行った場合には報告書の提出が必要でしょうか。	ご理解のとおりです。
114	要求水準書(案)	保証期間	38	3章	4	3	3)		「防水工事については、下記のとおりとし、保証書を提出すること。」とありますが、既設水処理施設を継続して活用する場合も必要な工事をを行い、保証書を提出する必要があると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
115	要求水準書(案)	保証期間	38	3章	4	3	(オ)		明示されている保証期間や保証が確保できないものがあると思いますが、躯体防水の保証とは具体的にはどのような仕様で、どこが対象となりますでしょうか。また、管理棟も保証範囲になるのでしょうか。	要求水準書(案)を修正します。なお、管理棟に各種防水を施す場合は、保証範囲となります。
116	要求水準書(案)	保証期間	38	3章	4	3	(カ)		明示されている保証期間や保証が確保できないものがあると思いますが、仕上塗材吹付 とありますが、具体的にはどのような仕様、どこが対象でしょうか。	要求水準書(案)を修正します。
117	要求水準書(案)	要求水準書 その他	38	3章	4	4			「原則として、施設の部分引き渡しは行わない」との記載がありますが、請負契約書(案)第33条(部分使用)についてはあるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
118	要求水準書(案)	その他	38	3章	4	4			原則として、施設の部分引渡しは行わないとありますが、「前回質疑回答で、処理施設の一部を供用開始は認める予定と回答頂いております」その部分については、保証期間を使用開始時点からという考え方でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
119	要求水準書(案)	本処理場の流入・放流水質	39	4章	1	2			別紙3で示す実績流入水量・水質を踏まえて、使用見込みがあると判断される施設、設備については、本事業の施設計画に反映する必要があるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
120	要求水準書(案)	し尿・浄化槽汚泥	39						放流水質の各項目に関する値について、値以上、以下などの範囲をご教示ください。また、注意書きに「( )は目標とする水質」とありますが、逸脱した場合の減額などはあるのでしょうか。	前段については、放流水質を計画放流水質以下としてください。後段については、逸脱した場合に直ちに減額するのではなく、状況を確認のうえ、対応を検討します。なお、できるだけ計画放流水質を逸脱しない事業者提案に期待します。
121	要求水準書(案)	し尿・浄化槽汚泥	40	4章	1	3			し尿・浄化槽汚泥の経過う受入量は50kL/日で週5日、水処理への負荷を均一にするために受け入れたし尿は毎日水処理へ1時間程度初沈に移送する」と記載がありますが、1日当たりの移送量(m <sup>3</sup> /h)を教えてください。	し尿：4,607kℓ/年、浄化槽汚泥：12,399kℓ/年を想定しています。詳細については、市ホームページ掲載「令和4(2022)年度周南市一般廃棄物処理実施計画」(リサイクル推進課)をご参照ください。
122	要求水準書(案)	し尿・浄化槽汚泥	40	4章	1	3			再構築後は、図面上し尿処理施設が存在しませんが、し尿浄化槽汚泥は、前処理・貯留された後に第1系統の最初沈殿池へ移送・投入されるという理解でよろしいでしょうか。	し尿浄化槽汚泥は、新汚泥処理施設内で受入・前処理・貯留されます。その後は、水処理施設へ投入されます。
123	要求水準書(案)	本処理場(水処理)として確保すべき機能	41	4章	2	1	1) ~ 4)		既存の水処理施設の活用について、今後の継続活用に問題ないように補強等を行えば、継続活用してよこととなっておりますが、万が一補強等を行ったにもかかわらず維持管理期間中に機能・性能が低下し、継続活用できなくなった場合、再度の継続活用のための補強費用、又は不要と判断した場合の撤去費用等は発注者の負担と考えてよろしいでしょうか。	継続活用の提案により補強等を行った以上は、災害等の不可抗力による場合を除き、原則として事業者側の負担と考えます。
124	要求水準書(案)	既存の水処理施設の活用	41	4章	2	1	4)		「既存の水処理施設を活用する場合は、・・・」とありますが、活用できるのは土木躯体のみという理解でよろしいでしょうか。	土木躯体以外も含まれます。

No.	資料	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
125	要求水準書(案)	既存の水処理施設の活用	41	4章	2	1	4)		供用できる状態とは、構造上の耐震についてのみでなく、コンクリートの中性化や鉄筋腐食等の躯体の劣化がないことを確認した状態という理解でよろしいでしょうか。また、コンクリートの中性化が進行していた場合、劣化部を除去したのちに耐用年数を考慮した補修を施すという認識でよろしいでしょうか。	前段については、所定の年数以上使用できる状態であれば問題ありません。後段については、中性化の進行状況により、所定の年数の使用が難しいと考えられる場合は、ご理解のとおりです。
126	要求水準書(案)	管理棟	41	4章	2	1	4)		『各必要諸室の要件等については「平成28年度周南市徳山中央浄化センター実施設計業務委託」で示す内容を確認の上計画すること。』とあります。平成28年度周南市徳山中央浄化センター実施設計委託では、階数、諸室面積や屋上緑化など多くの方針が示されていますが、何を遵守すべきでしょうか。ご教示願います。	要求水準書(案)を修正します。
127	要求水準書(案)	管理棟	41	4章	2	2	3)		見学者の受け入れを考慮した施設計画とありますが、平面計画上、大型バスなどの乗り入れを考慮する必要はありますでしょうか。見学者の受け入れ対応は管理棟だけでよろしいでしょうか。	必要ありません。受け入れ対応は今回の再構築対象施設を想定していますが、事業者提案によります。
128	要求水準書(案)	管理棟として確保すべき機能	41	4章	2	2	4)		各必要諸室の要件等については、「平成28年度周南市徳山中央浄化センター実施設計業務委託」で示す内容を確認の上計画することとなっておりますが、ここで言う確認とは、確認の上、参考とすれば良いとの理解でよろしいでしょうか。もしくは、「平成28年度周南市徳山中央浄化センター実施設計業務委託」で示されている内容は、要求水準の扱いになるのでしょうか。	No.126の回答をご参照ください。
129	要求水準書(案)	管理棟	41	4章	2	2	5)		管理棟建設後に既設管理棟を解体する場合は不要とする。とありますが、新設する管理棟の位置は既存管理棟の位置に拘らないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
130	要求水準書(案)	管理棟	41	4章	2	2			既設管理棟機能について、『令和4年10月28日公表 質問回答No.247に要求水準書に追記』と回答がありましたが、具体的に必要な既設管理棟機能及び仕様を明示をお願いできませんでしょうか。	「会議スペース、書庫、便所等」の他、仮眠室、更衣室、湯沸室、洗面所を想定しています。なお、市職員の執務スペース及び会議スペースには空調設備が必要です。
131	要求水準書(案)	省エネ性	42	4章	2	5			電気設備以外に周南市様が想定されている省エネ性について教えて下さい。例を挙げると建築物にZEB適用など。	現時点で、具体的な想定はありません。
132	要求水準書(案)	設計上の留意事項	42	4章	2	8	3)		8月10日公表の要求水準書(案)に関する質問回答No.285において、「第2系統(分流)の流入水量が雨天時等に増加した場合、その処置については市との協議により定めるものとする。」について記載内容を修正する旨、回答されましたが、募集公告で公表された要求水準書(案)では修正されていないように見受けられます。どの点をどのように修正されたのか改めてご教示ください。	記載内容を修正する旨回答しましたが、提案される処理方式により対応が異なるため、修正はしませんでした。
133	要求水準書(案)	第2系(分流)	42	4章	2	8	3)		要求水準書(案)に関する質問回答No.285の回答は「記載内容を修正します。」とありますが、どこが修正になったのかお教えください。	No.132の回答をご参照ください。
134	要求水準書(案)	第2系統(分流)の流入水量の増加	42	4章	2	8	3)		「第2系統(分流)の流入水量が雨天時等に増加した場合、その処置について市との協議により定めるものとする。」とあり、また要求水準書(案)に関する質問回答No.283では「流入水量が増加した場合、その全てが市の負担となるものではなく、最終的には協議のうえ対応を決定します」とあります。実際に流入水量が増加し処理費用が増大した場合で、事業者には負担がない場合については当該増加費用等のリスクは貴市が負担するという理解でよろしいでしょうか。分流系統の流入水量の増加は事業者でコントロールできず事業者にとっては定量化できないリスクになりますので適切なリスク分担をご考慮いただきたく願います。	ご理解のとおりです。

No.	資料	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
135	要求水準書(案)	将来計画水質	42	4章	2	8	4)		「水処理施設の設計にあたっては、・・・将来計画水質等の条件を勘案し、・・・」とありますが、将来計画水質等の条件は、要求水準書(案)で記載されていないと思います。ここでいう将来計画水質とは、P.39表4.2の流入水質と放流水質と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
136	要求水準書(案)	設計上の留意事項	42	4章	2	8	4)		『水処理施設の設計にあたっては、実態の運転状況・・・』とありますので、本施設提案では、施設実態や下水道施設での実績等の合理的説明ができる範囲において、「下水道施設計画・設計指針と解説」や「日本下水道事業団の標準仕様書」等の記載範囲に留まらない提案も可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
137	要求水準書(案)	設計上の留意事項	42	4章	2	8	4)		『水処理施設の設計にあたっては、実態の運転状況・・・』とありますので、「実態の運転状況」を把握するため、設備・機器に関する過去の運転記録の提供をお願いします。	過去10年分の運転維持管理日報を準備し、資料閲覧の機会を設けます。
138	要求水準書(案)	事業期間終了時の措置	42	4章	2	7			「事業期間終了後、1年以内に更新を要することがないよう」とありますが、契約終了時の施設機能確認報告書を貴市が受理した場合において、事業期間終了後、1年以内に更新が必要となった場合には、貴市の負担であるとの理解でよろしいでしょうか。	施設機能確認報告書を受領したうえで、1年以内に更新が必要となった場合、それが事業者の帰責によるものであれば、事業者負担にてご対応いたします。
139	要求水準書(案)	事業期間終了時の措置	42	4章	2	7			既存施設の合流改善施設(高速ろ過設備)は何年まで使用することを想定していますか。概略でけっこうですのでお教えてください。	特に想定していませんが、適切に更新のうえ、将来にわたって使用する予定です。
140	要求水準書(案)	共通仮設	43	4章	2	9	(ウ)		現場事務所に監督員事務室を配置し、とありますが、トイレについては記載がありませんが、専用で用意する必要はありませんでしょうか。	監督員専用のトイレは不要です。
141	要求水準書(案)	設計に関する要件 事前・事後調査	44	4章	3	1	3)4)		令和4年10月28日公表の要求水準書(案)に関する質問回答No.317にもありますが、解体工事において、従前配布されました資料、及び11/17に配布された資料(DVD)に記載のない、工事に影響を与える埋設支障物、汚染土壌等が発見された場合、対策費用は市の負担との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
142	要求水準書(案)	事前・事後調査	44	4章	3	1			地質調査は2本を想定している・・・とありますが、水処理施設で2本ですか、それとも管理棟も含めて2本の想定でしょうか。	本事業で2本を想定しております。
143	要求水準書(案)	要求水準書 現場事務所の設置期間	43	4章	4	2	9	(ウ)	「現場事務所に監督員事務室を配置し、～規模、数量等の詳細は市と協議の上、決定すること。」との記載がありますが、現場事務所設置期間は、建設現場着手からの理解で宜しいでしょうか	ご理解のとおりです。
144	要求水準書(案)	要求水準書 施設内用地の範囲 借用可能な有無	43	4章	4	2	9	(エ)	「工事の実施にあたり、資機材置場など、本処理場の場外に用地を確保する場合は事業者自らが借地等の対応を図ること。」との記載がありますが、撤去施設を含む再構築対象施設範囲の場内の工事範囲区域(基礎施設を除く)に現場事務所及び資機材置場の用地を確保できるとの理解で宜しいでしょうか。また、施設内の用地借用については、無償との理解で宜しいでしょうか。	前段については、事業者提案により施工方法や施工手順が異なるため、場内に必要な用地を確保できない場合があります。後段については、ご理解のとおりです。
145	要求水準書(案)	管廊	47	4章	4	3	2)		既存施設を含め各施設間の配管・配線の接続は、管廊による接続の必要は無く、土中埋設による接続でよいとの理解でよろしいでしょうか。	事業者提案に委ねます。
146	要求水準書(案)	導水渠	48	4章	4	4	6)		要求水準書(案)の質問回答No.355において、「水処理について追記します。」とありますが、同箇所には追記はありません。導水機能を確保するための代替施設については、「水処理まで行う施設を要求するものではない」という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。検討の結果、水処理についての追記をしませんでした。

No.	資料	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
147	要求水準書(案)	場内整備	49	4章	4	5	2)	(ア)	「場内道路は、・・・幅員として4m以上を確保し」と記載されていますが、高さ制限はありますか。	高さ制限はありませんが、既設構造物に関するものは考慮してください。
148	要求水準書(案)	場内道路	49	4章	4	5	2)		要求水準書(案)の質問回答331で場内道路の設計荷重はT-25で要求水準書(案)に追記しますとありますが、追記されておられません追記されるのでしょうか。	申し訳ございません。修正漏れですので、追記します。
149	要求水準書(案)	基本方針	50	4章	5	2	1)	(ア)	「維持管理体制は、常駐管理とする。」とありますが、遠方監視装置などを設置し、監視室で行う監視と同等の監視が行える体制を構築した場合、夜間の常駐を省くことは可能でしょうか。	No. 205の回答をご参照ください。
150	要求水準書(案)	SPC用諸室	50	4章	5	2			SPCの維持管理業務担当者が利用する事務室、更衣室等を設置してもよろしいでしょうか。その場合の面積、位置等の要件をお示しいただけませんでしょうか。	前段については、事業者による費用負担を前提として、設置可能です。後段については、事業者提案に委ねます。
151	要求水準書(案)	管理棟	51	4章	5	4	2)	(イ) c)	監視室の床は777777(耐震・耐重荷重777)等維持管理や将来の改築更新を考慮する事とありますが、その他の室については777777にする必要はありませんでしょうか。	事業者提案に委ねます。
152	要求水準書(案)	担当部署との協議について	51	4章	5	4	2)	(ウ) b)	令和4年10月28日に公表された要求水準書(案)に関する質問回答No. 372で、会議室の平面計画を行うに当たり、「不特定多数の利用者が使用する施設のため、建築基準法、消防法及び福祉のまちづくり条例等について担当部署と協議し、施設計画を行うこと。」とありますが、提案書提出までに事前協議を行ってもよろしいでしょうか。事前協議が不可の場合、契約後に諸官庁からの指導等による変更部分については、追加変更協議を行っていただけるという理解でよろしいでしょうか。この質問に対し、「応募者自らが実施することに制限は設けません。ただし、協議先への連絡・日程調整、同席等はいりませんので、ご了承ください。」という回答をいただいています。事前協議で内容が、契約後に事業者側起因ではない理由で変更になった場合は、設計変更対象として追加変更協議を行っていただけるという理解でよろしいでしょうか。(令和4年10月28日に公表された要求水準書(案)に関する質問回答のうち、No. 382、383、386、387、372同様です。)	申し訳ございません。令和4年10月28日公表の要求水準書(案)に関する質問回答No. 372を以下のとおり修正いたします。「関係機関及び本市との事前協議は基本的に不可であり、契約後の追加変更協議に応じます。」※No. 372の回答を参照する旨記載しているNo. 382、No. 383、No. 386、No. 387及びNo. 431も同様です。
153	要求水準書(案)	室名表示、注意喚起表示等	54	4章	5	9	5)	(ウ)	令和4年10月28日に公表された要求水準書(案)に関する質問回答No. 382で、「建具(扉)は必要に応じ、室名表示、注意喚起表示等を行うこと。表示場所・内容については、市に確認すること。」とありますが、提案書提出までに事前協議を行っていただけるという理解でよろしいでしょうか。事前協議が不可の場合は、応募者によって差異が生じないようにするべく、事業者側で計上するべき具体的な表示箇所(数量)・内容・仕様等をご教示ください。この質問に対し、「応募者自らが実施することに制限は設けません。ただし、協議先への連絡・日程調整、同席等はいりませんので、ご了承ください。」という回答をいただいています。協議先は、貴市貴局(周南市上下水道局)ではないのですか?協議先をご教示ください。	No. 152の回答をご参照ください。なお、今回水処理方式を含めて応募者による提案内容が異なるため、室名表示、注意喚起表示等の場所、内容も異なることから、差異が生じることはやむを得ないと考えています。
154	要求水準書(案)	テレビ共同受信設備	57	4章	5	11	7)	(イ)	必要なテレビ放送の提供が可能なものとすると思いますが、提供が可能なのは山口県内で受信できるCHという事でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問	回答
155	要求水準書(案)	配管配線工事	58	4章	5	11	10)			「また、将来の設備更新、増設等を考慮し～」とありますが、対象となる増設施設をご教授ください。	事業者の提案によります。
156	要求水準書(案)	機械設備に関する要件	59	4章	6	2	3)	(ア)		維持管理情報等を踏まえた上で～とありますが、本施設における固有の維持管理情報などをご提供頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	可能な限り資料を提供しています。併せて、No.137の回答をご参照ください。
157	要求水準書(案)	取合い	61	4章	6	7	9)			床排水ポンプからの排水先を沈砂池とするにあたり、取合い場所および条件等を明示願います。	沈砂池に返流される適切な配管がないため、事業者提案による敷設をお願いします。
158	要求水準書(案)	電気設備に関する要件	62	4章	7	1	5)			「本施設における停電可能時間は約2時間であるが」とありますが、この停電時間は、工事中に実施可能な停電時間という事でしょうか。	ご理解のとおりです。
159	要求水準書(案)	電気設備に関する要件	62	4章	7	1	5)			「本施設における停電可能時間は約2時間であるが」とありますが、その停電可能な時間帯についてご教示ください。	晴天日の14時～16時です。
160	要求水準書(案)	電気設備に関する要件	62	4章	7	1	5)			「本施設における停電可能時間は約2時間であるが」とありますが、その停電時における管内貯留量、流入渠水位が算定されていればご教示ください。	算定していません。
161	要求水準書(案)	受変電設備	62	4章	7	2				R4/10/28に公表された質問回答（質問回答No.421）において、「必要に応じて水処理電気室を設置して、水処理施設用の受変電設備を計画することに問題はないでしょうか」という質問に対し、「問題ありません」と回答頂いていますが、それに伴う既設受変電設備の保護継電器追加設置等の改造が発生した場合、既設納入メーカーが有利となってしまうため、公平性の観点から別途事業で対応と考えてよろしいでしょうか。	別途対応とはしません。水処理施設の受変電設備に関しては既設を使用することとしていますが、総合的な判断から、応募者側で検討願います。
162	要求水準書(案)	受変電設備	62	4章	7	2				令和4年10月28日に公表された要求水準書（案）に関する質問回答No.422で、「・・・。負荷設備再構築にあたっては、切り替えがスムーズに行えるよう、予備分岐回路の確認や必要に応じた分岐回路の増設等、既設を十分に調査したうえで検討すること。」とありますが、提案書にきちんと内容が反映できる時期に既設を十分に調査させていただけるという理解でよろしいでしょうか。という質問に対し、「ご意見として承ります。」という回答をいただいています。この回答は、提案書にきちんと内容が反映できる時期に既設を十分に調査させていただけるという理解でよろしいでしょうか。可か不可のどちらかでご回答いただけないでしょうか。また不可の場合（既設を十分に調査できない場合）、契約後の設計変更対象として追加変更協議を行っていただけるという理解でよろしいでしょうか。	曖昧な回答をしてしまい、申し訳ございませんでした。再度、現地見学の機会を設け、十分な調査ができるよう対応します。
163	要求水準書(案)	受変電設備	62	4章	7	2				令和4年10月28日に公表された要求水準書（案）に関する質問回答No.428で、「(株)トクヤマから受電しており、許可電力は750kWです。」とありますが、試運転期間一時的に許可電力750kWを超える想定となった場合、(株)トクヤマの送電設備から受電することは可能でしょうか。もしくは、試運転期間においても750kW以内とする必要がありますでしょうか。	試運転時の電源は、事業者側で確保してください。
164	要求水準書(案)	受変電設備	62	4章	7	2				R4年10月28日に公表されている要求水準（案）にて現在の電力供給元（(株)トクヤマ）との事前協議は不可と回答いただいておりますが、現状のトクヤマとの電力供給契約いつまで継続し、契約先が変更になる可能性がありますでしょうか。その際に、料金が変動した場合は物価変動と同等の扱いをしていただけますでしょうか。	電気料金は、事業者の長期計画に含みますが、見積金額には含みません。このため、契約先変更や料金変動は関係ないと考えています。

No.	資料	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
165	要求水準書(案)	受変電設備	62	4章	7	2			「本事業に際しては既設受変電設備から電源分岐を行うため、変圧器や進相コンデンサ等、受変電設備の容量確認を行うこと。」と記載がありますが、容量確認を行った際に容量不足となった場合は別途工事で増設及び更新を行うことで考えてよろしいでしょうか？	別途ではなく、今回の工事に含まれます。
166	要求水準書(案)	自家発電設備	62	4章	7	3			「本事業に際しては、～既存発電機で対応可能か検討すること。」と記載がありますが、容量確認を行った際に容量不足となった場合は別途工事で増設及び更新を行うことで考えてよろしいでしょうか？	別途ではなく、今回の工事に含まれます。
167	要求水準書(案)	特殊電源設備	63	4章	7	4	3)		「無停電電源の方式、仕様(蓄電池含む)について省エネや維持管理、経済性を検討の上決定すること」とありますが、省エネについて具体例を教えてください。	事業者提案に委ねます。
168	要求水準書(案)	負荷設備の方式	62	4章	7	5			既設負荷設備は、コントロールセンタ方式であり、更新設備についても同様とすると記載がありますが、機械設備の付属盤においては、動力制御盤方式としてよろしいでしょうか？	事業者提案に委ねます。
169	要求水準書(案)	流量計	63	4章	7	6	1)		合流汚水用の流量計について、既設の流用が可能とありますが、既設とは沈砂池手前に設置されているパーシャルフリユーム(東京計装/UVH2000)のことであり、そのまま流用が可能との理解でよろしいでしょうか？	ここでの既設とは、別紙3-1(2)の①(パーシャルフリユーム)ではなく、③と⑤を示します。流用にあたっては、性能を確認したうえで提案してください。
170	要求水準書(案)	監視制御設備	63	4章	7	7	1)	(ア)	本処理場全体の集中監視ができる構成にすることとありますが、新汚泥処理施設など既設も含むとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、手法は事業者提案に委ねます。
171	要求水準書(案)	システム構成	63	4章	7	7	1)	(ウ)	更新するDCSシステムと遠方監視または操作システムとが連携可能なシステム構成にすることは問題ないでしょうか。	問題ありません。
172	要求水準書(案)	監視制御設備	64	4章	7	7	1)	(ケ)	「現在中央監視室で江口ポンプ場の遠方監視を行っているが、今回の監視設備の更新に伴い、信頼性、経済性、保守性、拡張性を十分考慮し、最適な通信方式を選定すること。」とありますが検討を行う上で下記情報を提示をお願い致します。 ①現在の通信方式の詳細 ②拡張性を検討するための貴市で検討している拡張計画 ③既存通信網での過去の不具合事例	通信方式の詳細については、配付DVDの「平成24年度 周南市江口ポンプ場 電気設備工事 完成図書」をご参照ください。拡張計画及び過去の不具合事例は、特にありません。
173	要求水準書(案)	監視制御設備	64	4章	7	7	1)	(コ)	R4/10/28に公表された質問回答(意見回答No. 31)において、「既設LCD監視制御装置のメンテ対応に関して、公平性の観点から、貴市より、既存メーカーに対応依頼をお願い出来ますでしょうか。」という質問に対し、「御意見として承ります」と回答頂いていますが、要求水準(案)記載の「耐用年数の関係上、LCD監視制御装置等一部の中央監視制御設備が残置となるが、残置のために必要な機能増設及び移設は業務範囲外とする」の記載内容からも、「既設監視制御設備を納入している既設納入メーカーの優位性」を無くし、公平性の観点を十分配慮頂き、「既設監視制御設備のメンテ対応」は、業務範囲外(市と既設納入メーカーで直接対応)と考えてよろしいでしょうか。	既設監視制御設備のメンテ対応については、業務範囲内です。
174	要求水準書(案)	監視制御設備	64	4章	7	7	1)	(サ)	「耐用年数の関係上、LCD監視制御装置等一部の中央監視制御設備が残置となるが、残置のために必要な機能増設及び移設は業務範囲外とする」となっており、既設監視制御装置は、各設備をループ監視で接続しているため、設備撤去/切替に伴い、都度、既設監視制御装置のコントローラ撤去に伴うソフト改造作業が発生することが想定されます。それらの作業は全て業務範囲外で対応頂き、現地対応時期、対応回数等は、受注後に市、既設納入メーカー、受託事業者で協議する場を設けて頂くとの考えでよろしいでしょうか。	ご質問の作業については、業務範囲内です。

No.	資料	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
175	要求水準書(案)	監視制御設備	64	4章	7	7	1)	(サ)	「耐用年数の関係上、LCD 監視制御装置等一部の中央監視制御設備が残置となるが、残置のために必要な機能増設及び移設は業務範囲外とする」となっていますが、本事業において、電気棟1階の入出力制御装置-5<SQC-5>を更新することを想定した際、既設高速ろ過動力盤とのFL-Net接続を変更するに伴い、現地に正常に信号取合いが出来ているかのI/F試験が必要となります。この作業も、要求水準記載の「残置のために必要な機能増設は業務範囲外」の考えの元、既設高速ろ過動力盤納入メーカーのI/F試験は、業務範囲外と考えてよろしいでしょうか。	ご質問の作業については、業務範囲内です。
176	要求水準書(案)	更新範囲	66						既設 変換器盤において、今回更新対象でない負荷に関する機器が含まれている場合、該当盤は更新無しのままとしてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
177	要求水準書(案)	既存施設撤去	70	4章	9	3	3)		施設撤去後の地盤レベルについては現状地盤高さとし とありますが、新敷設構築に関わる部分で、施工計画上、現状地盤より下げた状態とする事は可能でしょうか。	一時的に現状地盤より下げた状態で施工することは問題ありませんが、完成状態としては、現況高さとしてください。
178	要求水準書(案)	既存施設撤去	71	4章	9	3	10)		「～関係法令委基づき～」は、「～関係法令に基づき～」と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書(案)を修正します。
179	要求水準書(案)	既存施設撤去	71	4章	9	3	12)		「～整地・清掃・跡片付け～」は、「～整地・清掃・後片付け～」と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書(案)を修正します。
180	要求水準書(案)	既存施設撤去	71	4章	9	3	13)		解体撤去工事時のダイオキシン類を含むと思われるものの処理・処分について記載されていますが、現時点でそのような箇所が想定されているのであればご教示ください。	現時点で、想定している箇所はありません。
181	要求水準書(案)	仮設物	71	4章	9	4	2)		土留壁設置について施設撤去で設置した土留壁は、施工計画上残置する事は可能でしょうか。また施工計画上、新施設建設用として活用する計画とする事は可能でしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、残置する場合は、将来の建設事業に支障とならないようご注意ください。
182	要求水準書(案)	仮設物	72	4章	9	4	6)	(ウ)	「～確実行い、」は、「～確実にい、」と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書(案)を修正します。
183	要求水準書(案)	近隣住民及び事業所対応等	72	4章	9	5	1)	(イ)	「事業者に帰責がある」との判断は、受発注者間で協議を行ったうえで、判断されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
184	要求水準書(案)	廃棄物の処理、処分	73	4章	9	7	1)	(イ)	令和4年10月28日に公表された要求水準書(案)に関する質問回答No. 471で、「廃棄物の追跡調査は搬出先につき1回を行うものという理解でよろしいでしょうか。」という質問に対し、「マニフェストに則り、産業廃棄物の追跡調査は搬出する廃棄物毎に適正に実施してください。」という回答をいただいています。ここでいう「追跡調査」とは、マニフェスト帳票によるトレーサビリティのことで、搬出の度に運搬車の後を尾行して写真に納める行為のことではないという理解でよろしいでしょうか。	申し訳ございません。令和4年10月28日公表の要求水準書(案)に関する質問回答No. 471を以下のとおり修正いたします。 「廃棄物の追跡調査は搬出先につき1回ですが、マニフェスト帳票によるトレーサビリティは、廃棄物毎に適正に実施してください。」
185	要求水準書(案)	維持管理業務における一般事項	76	5章	1	2)			「設計期間から事業者と協議し、施設の機能発揮のため、必要に応じて、追加等の指示を与える。また、その対応に関わる費用は事業者が負担すること。」とありますが、要求水準を満たさない状態を改善する目的で、指示等を与えるとの認識で宜しいでしょうか。	施設の機能発揮を目的として指示する場合を想定しています。

No.	資料	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
186	要求水準書(案)	業務管理	76	5章	2	6)			(ア)環境の保全及び負荷軽減に向けた取組 (イ)本施設の省エネ・低コストについて、「取組を行った内容を月間・年間業務報告書に記載し、報告すること。」とありますが、この2つの項目は、「別紙4-7 業務日報・月報・年報の記載内容及び報告」の(イ)業務月報⑩その他必要な報告事項及び(ウ)業務年報⑬その他必要な報告事項に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
187	要求水準書(案)	業務期間	77	5章	3				「令和6年7月1日から令和6年9月30日までは業務準備期間（移行期間）とし、～。」とありますが、業務準備期間（移行期間）の費用は事業費として計上するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
188	要求水準書(案)	業務期間	77	5章	3				「令和6年7月1日から令和6年9月30日までは業務準備期間（移行期間）とし、～。」とありますが、業務準備期間（移行期間）の人員体制は事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
189	要求水準書(案)	業務期間	77	5章	3				令和6年7月1日～令和6年9月30日までは運転操作及び運転管理業務習熟のための業務準備期間と定められていますが、その期間においても作業員控室など借用可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
190	要求水準書(案)	維持管理業務に関する要件	77	5章	4	2)	(エ)		水処理施設への移送は班業務に含まれるとありますが、具体的な業務内容、責任分担、費用負担についてご教示願います。	新汚泥処理施設から新水処理施設への汚泥移送業務です。責任分担、費用負担は事業者となります。
191	要求水準書(案)	業務の範囲	77	5章	4	2)	(オ)		「沈砂、しさ、汚泥の搬出、運搬、処分業務（積込は本業務に含む。）」とありますが、(オ)の排出事業者は、貴市との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
192	要求水準書(案)	業務の範囲	77	5章	4	2)	(オ)		本業に含まないものとして、沈砂、しさ、汚泥の搬出、運搬、処分業務（積込は本業務に含む）とありますが、マニフェストの発行、管理などは貴市所掌との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
193	要求水準書(案)	業務の範囲	77	5章	4	2)	(オ)		「沈砂、し渣、汚泥の搬出、運搬、処分業務（積込は本業務に含む。）」は本業務対象外と記載があります。一方で、要求水準書(案)P130別表4-10では、沈砂・し渣、脱水ケーキの搬出(場内積込まで)が事業者の負担となっています。後者は誤記であり、前者が正との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書(案)P130別表4-10の記載を以下のとおり修正します。 「沈砂・し渣、脱水ケーキ搬出のための場内積込作業」
194	要求水準書(案)	業務の範囲	77	5章	4	2)	(カ)		貴市が別途発注する水槽等の清掃業務は既存水槽の清掃を示しており、P127衛生管理に記載してある水槽類は新設の水槽類のことを示しているとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、No. 195の回答をご参照ください。後段については、江口ポンプ場の高架水槽を示しており、事業者提案によっては、新設の水槽類も対象となります。
195	要求水準書(案)	業務の範囲	77	5章	4	2)	(カ)		市が別途発注する水槽等の清掃業務は事業対象外と記載があります。また、別表4-10に記載の通り、「水槽、その他タンク、槽類の点検・清掃」の負担は事業者と設定されています。どのような場合に貴市より別途発注がなされるのでしょうか。具体的な対象範囲及び内容をご教示ください。	市が別途発注する水槽等の清掃業務は、清掃後の廃棄物を場外に搬出する場合を想定しており、それ以外（清掃後の汚泥等が場内で処理される場合）は事業者の業務範囲内となります。具体的には、江口ポンプ場のポンプ井の清掃等を市発注業務として想定しています。
196	要求水準書(案)	電力の調達	77	5章	4				事業者の行う業務範囲に「(キ)電力の調達」とありますが、リスク分担表中の「本施設の電力の調達費及び事務管理費用」および「電力供給契約の締結」は市となっております。「(キ)電力の調達」は、市の業務範囲との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。本業務に含まない内容として、(エ)～(ク)を示しています。
197	要求水準書(案)	統括責任者の職責	77	5章	5				統括責任者はSPC出向の要件はなく、構成企業の人員を配置することが可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
198	要求水準書(案)	業務実施体制	77	5章	6	1)	(ア)	b)	終末処理場の水・汚泥処理施設の実務経験とは、水処理または汚泥処理という理解でよろしいでしょうか。	水処理施設と汚泥処理施設の両方を含みます。
199	要求水準書(案)	業務実施体制	77	5章	6	1)	(ア)	b)	「終末処理場の水・汚泥処理施設の維持管理業務の実務経験を5年以上有している者」とあります。この場合、「水処理施設と汚泥処理施設の両方を含む終末処理場の維持管理業務の実務経験を5年以上」と考えますが、「水処理施設の維持管理業務と汚泥処理施設の維持管理業務の実務経験を併せて5年以上」の場合でも要件を満たすことになりますか。	水処理施設と汚泥処理施設のそれぞれの実務経験を5年以上有していることが要件です。
200	要求水準書(案)	業務実施体制	77	5章	6	1)	(イ)	a)	記載の要件を満たす者であれば、副統括責任者を複数名(2~3名程度)配置することは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
201	要求水準書(案)	業務実施体制	78	5章	6	1)	(ウ)		主任の要件として、「各業務の責任者で高度な技術を有し、かつ、業務の専門職としての確かな判断ができる者」とありますが、同じ人が複数の業務を主任として兼務することは問題ないでしょうか。また、主任は統括責任者や副統括責任者との兼務は可能でしょうか。	前段については、問題ありません。後段については、可とします。ただし、統括責任者との兼務はしないことが望ましいと考えます。
202	要求水準書(案)	業務実施体制	78	5章	6	2)	(イ)		常駐管理及び24時間対応(2名以上)が行える体制とは、徳山中央浄化センター内に2名以上を24時間配置するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
203	要求水準書(案)	業務実施体制	78	5章	6	2)	(イ)		常駐管理及び24時間対応(2名以上)が行える体制とは、緊急時に対応できる人数が2名以上という理解の元、夜勤1名、宿直者1名等、人員配置計画は事業者提案という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
204	要求水準書(案)	業務実施体制	78	5章	6	2)	(イ)		「業務は常駐管理とし、24時間対応(2名以上)が行える体制とすること。」とありますが、中央監視室に配置する2名のうち1名が巡視あるいはトイレ等で中座することは許可していただくと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
205	要求水準書(案)	業務実施体制	78	5章	6	2)	(イ)		業務は常駐管理とし、24時間対応(2名以上)が行える体制とすることと記載がありますが、提案内容によっては24時間対応(1名以上)体制でもよろしいでしょうか。	提案内容によっては、可とします。要求水準書(案)を修正します。
206	要求水準書(案)	その他の要件	78	5章	6	2)	(イ)		常駐管理となるのは徳山中央浄化センターのみであり、江口ポンプ場は巡回点検との理解で宜しいでしょうか。また、江口ポンプ場には警備システムが設置されている場合、その仕様及びサービス内容についてご教示ください。	前段については、ご理解のとおりです。後段について、警備システムは設置していません。
207	要求水準書(案)	業務実施体制	76	5章	6				「資格を別紙5に示す。」は、「資格を別紙4-2に示す。」と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書(案)を修正します。
208	要求水準書(案)	業務管理	77	5章	6				「事業者が有すべき資格を別紙5に示す。」とありますが、別紙4-2との理解でよろしいでしょうか。	No. 207の回答をご参照ください。
209	要求水準書(案)	従業員が有すべき資格について	77	5章	6				別紙4-2に記載される資格を有する者を配置する人数は、最低1名以上は現場に配置する必要があり、それ以上の配置は事業者提案という認識でよろしかったでしょうか。	ご理解のとおりです。
210	要求水準書(案)	業務実施体制	77	5章	6				「また、事業者が配置する従業員が有すべき資格を別紙5に示す。」とありますが、「別紙5」は「別紙4-2」の誤植ではないでしょうか。	No. 207の回答をご参照ください。
211	要求水準書(案)	業務運営計画	78	5章	7	1)			契約締結後30日以内に業務運営計画の提出とありますが、令和6年1月(予定)の契約締結後30日以内に令和6年10月から始まる既設水処理施設での業務運営計画分を提出するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
212	要求水準書(案)	運営準備等	78	5章	7	3)			駐車場(事業用、通勤用など)は無償で使用を許可いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
213	要求水準書(案)	計画下水量等	79	5章	8	1	1)	表5.1 表5.2	別紙3に示す過年度の流入水量実績を踏まえた上で、計画日最大汚水量の23,100m <sup>3</sup> /日及び処理すべき流入下水水量の水準の見直しはしないのでしょうか。	現時点で、見直しの予定はありません。
214	要求水準書(案)	雨天時の運転	79	5章	8	1	1)		「本処理区には合流式を含むため雨天時の運転にあたっては必ず市の指示を受け実施」とありますが、指示を受けた範囲の業務で発生した損害等については、貴市の所掌との認識でしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、事業者の過失により損害が生じた場合はその限りではありません。
215	要求水準書(案)	処理すべき流入下水水量の水準	79	5章	8	1	1)		「処理すべき流入下水水量の水準は表5.1が適用される」とありますが、表5.2の表題が「処理水すべき流入下水水量の水準」となっています。表5.2の表題が誤記との理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書(案)を修正します。
216	要求水準書(案)	流入水量実績	79	5章	8	1	1)		「別紙3に示す過年度の流入水量実績を踏まえ、適切な処理を行うこと。」とあります。日間流量変動パターンもご教示願います。	No.137の回答をご参照ください。
217	要求水準書(案)	運転監視業務	79	5章	8	1			表5.3に示す流入下水の水質基準値を超過した下水が流入した場合は、表5.4に示す処理水質の要求水準は適応されないとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準は適用します。ただし、事業者側が責務を果たしたうえで想定流入水質を超えた場合は、ペナルティの適用はありません。市との協力により、可能な限り水質基準値を超過しないようにするのが原則と考えており、事業者提案に期待します。
218	要求水準書(案)	雨天時の運転	79	5章	8	1			「雨天時の運転にあたっては市の指示を踏まえ実施すること」とあります。要求水準書(案)に関する質問回答No.541をふまえ事業者に責がない場合については、放流水質や処理費用増加等のリスクは貴市に負担いただくという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
219	要求水準書(案)	雨天時の運転	79	5章	8	1			「雨天時の運転にあたっては市の指示を踏まえ実施すること」とあります。この雨天時の運転に関して、要求水準書(案)に関する質問への回答No.519では「ご意見を踏まえ、表現及び要求事項があいまいとなっていると感じられる部分につきましては、明確に記載するように検討のうえ、修正します。」とありますが、修正部分が確認できなかったため、修正内容についてお教えいただきたくお願いします。	ご質問を踏まえ、前回公表の要求水準書(案)から別紙4(既往維持管理委託内容)を外し、参考資料扱いとしました。
220	要求水準書(案)	処理すべき流入下水水量の水準	79	5章	表5.2				「年間想定流入下水水量として9,400,000m <sup>3</sup> /年」と示されています。これは二次処理と簡易処理を組み合わせる量との理解で間違いはないのでしょうか。その場合、二次処理水量と簡易処理水量に制約は無いとの理解でよろしいでしょうか。例えば、簡易処理する場合は二次処理水量は時間最大汚水量の30,800m <sup>3</sup> /日としなければならないなど。	前段については、p107の別表3-8に示す年間処理水量の総量(10年平均)から算出しています。後段については、ご理解のとおりですが、市と協力して可能な限り二次処理を行えるよう努力し、簡易処理水量を抑えるような事業者提案に期待します。
221	要求水準書(案)	運転監視業務	80	5章	8	1	1)	表5.4	法廷排水基準として、高速ろ過のBODは40mg/Lと記載されますが、これは、雨天時の高速ろ過処理水と水処理の総合負荷としてBOD40mg/Lを下回れば良いとの理解でよろしいでしょうか。	表5.4の高速ろ過の排水基準を修正します。
222	要求水準書(案)	表5.4 処理水質の要求水準	80	5章	8	1	1)		「※( )内数値は計画放流水質を示さない。」とありますが、COD、SSIについての放流水質基準はないとの認識でしょうか。	COD、SSIについては、( )内数値が要求水準値です。
223	要求水準書(案)	運転監視業務	80	5章	8	1	2)		既存の水処理施設では、合流系(1系)の時間最大超過分を合流改善施設へ送るようになっていきます。再構築において合流系と分流系を混合して処理する場合でも、合流系時間最大23,300m <sup>3</sup> /日を超えた分を合流改善施設へ送るとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
224	要求水準書(案)	雨天時の合流系の運転	80	5章	8	1	2)		「高速ろ過施設での処理を開始するものとする。」とありますが、長時間の雨の場合、既存の高速ろ過施設は何時間の連続運転が可能でしょうか。降雨量にもよるとお思いますので概略でけっこうですでお教えいただきたいをお願いします。	運転実績として、10日程度の連続運転が確認できています。なお、特段のトラブルはありませんでした。
225	要求水準書(案)	運転監視業務	80	5章	8	1	3)		令和6年10月から令和8年10月までの期間がペナルティ対象外となりますが、初期不良などの対応は貴市にて実施し、当該期間を超えても対応が困難な場合はペナルティ対象外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
226	要求水準書(案)	汚泥脱水ケーキの含水率について	80	5章	8	1	3)		「令和6年10月から令和8年10月までにおいて、要求する含水率が出ない場合は市と協議調整し、改善を図るものとする。このため当該期間はペナルティ期間に含めない」と記載がありますが、機器の性能を評価するためには、通年の汚泥性状変動を加味した上で評価する必要があるため、1年間通じての評価が必要と考えます。通年通じて性能が満たされたことを確認した上で、ペナルティ解除の期間を定めていただける、という理解でよろしいでしょうか。	市と事業者との協議調整により、対応を決定します。
227	要求水準書(案)	汚泥処理設備の運転	80	5章	8	1	3)		「下水の処理によって生じた汚泥は脱水処理を行い、市が準備する運搬車両へ搬入までを実施する。」とありますが、汚泥運搬に係る車輛の手配や搬出業者との契約、運搬・処分費用の支払いなどに関する業務は、貴市にて行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
228	要求水準書(案)	汚泥脱水ケーキの含水率について	80	5章	8	1	3)		表5.5に記載の汚泥処理運転の要求水準として汚泥脱水ケーキ含水率：76.0%と記載ありますが、含水率は5.8.2水質管理業務に記載の事業者が行うケーキ含水率の値をもって評価する、という理解でよろしかったでしょうか。また、含水率は汚泥性状によって変動があるため、76.0%という基準値は上記事業者による測定値を年平均値して評価する、という理解でよろしかったでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、年平均値ではなく、計測毎の値に対する評価です。
229	要求水準書(案)	汚泥処理設備の運転	80	5章	8	1	3)		「表5.5 汚泥処理運転の要求水準」の要求する汚泥脱水ケーキ含水率は、ケットなどの水分計による測定値にて管理するとの理解でよろしいでしょうか。	「下水試験方法」で定められた測定法としてください。
230	要求水準書(案)	汚泥処理設備の運転	80	5章	8	1	3)		新汚泥処理施設において運用する高分子凝集剤は、1種類での管理との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
231	要求水準書(案)	汚泥脱水ケーキの含水率について	80	5章	8	1	3)		表5.5に記載の汚泥処理運転の要求水準として汚泥脱水ケーキ含水率：76.0%と記載ありますが、流入下水の水質が要求水準書p79表5.3の記載値を超過する場合は、事業者は76.0%を遵守する努力はするものの、ペナルティとはならない、という理解でよろしかったでしょうか。	ご理解のとおりです。
232	要求水準書(案)	汚泥処理設備の運転	80	5章	8	1	3)		ここに記載されている「ペナルティ期間」とは、維持管理業務委託契約書案 別紙4に記載されている減額対象期間のことでしょうか。	ご理解のとおりです。
233	要求水準書(案)	本ポンプ場の運転	80	5章	8	1	4)		江口ポンプ場は徳山中央浄化センターから遠方監視が可能で、遠隔操作は不可との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
234	要求水準書(案)	日常点検等	80	5章	8	1	5)		日常点検等の頻度については事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	令和4年10月28日公表の要求水準書(案)に関する質問回答No.561の回答を以下のとおり修正します。 「既存施設で最低限必要な定期点検の頻度を示します。新設については、事業者提案とします。」併せて、要求水準書(案)を修正します。

No.	資料	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
235	要求水準書(案)	処理水の要求水準	80	5章	表5.4				高速ろ過の法定排水基準値としてBODが40mg/Lと示されています。高速ろ過は既存設備であるため、設備仕様範囲の運転において法定排水基準値を超過しても事業者の責任ではないとの理解でよろしいでしょうか。また、流入水量の影響により設備仕様範囲外での運転を余儀なくされた場合に法定排水基準値を超過しても事業者の責任ではないとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、事業者の責において法定排水基準を遵守してください。要求水準書(案)表5.4の基準値を修正します。後段について、設備仕様を超える流入の際の責任については、ご理解のとおりです。なお、できるだけ法定排水基準値を超過しないような事業者提案に期待します。
236	要求水準書(案)	水質管理業務	81	5章	8	2	1)		「業務運営計画書に水質検査項目、検査頻度を設定した水質管理計画を添付し、市の承認を得ること。」とございますが、貴市の承認を得れば、水質検査項目と頻度は、事業者が任意に設定出来るとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
237	要求水準書(案)	処理工程の水質管理	81	5章	8	2	1)		別紙4-3別表4-1に示された水質項目及び頻度は、事業者提案により増減しても良いとの解釈で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、別表4-1及び別表4-2は修正します。
238	要求水準書(案)	処理工程の水質管理	81	5章	8	2	1)		別紙4-3別表4-1に示された水質検査は、浄化センター内における事業者自ら実施するもの他、安全管理上の観点から専門業者に外注するものが混在しても宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、別表4-1及び別表4-2は修正します。
239	要求水準書(案)	水質管理業務	81	5章	8	2	1)		別紙4-3 水質分析項目「別表4-1 各種水処理工程の水質検査項目と基本的な測定回数」のなかで11番の項目に「NK-4N、NO2-NW、NO3-M」とありますが、正しくは「NH4-N、NO2-N、NO3-N」でしょうか。その場合、22番、23番、24番に記載のアンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素との区別についてご教示ください。	ご理解のとおりです。なお、別表4-1及び別表4-2は修正します。
240	要求水準書(案)	水質管理業務	81	5章	8	2	1)		1) 処理工程の水質管理において、別紙4-3 水質分析項目「別表4-1 各種水処理工程の水質検査項目と基本的な測定回数」に記載の分析項目についての分析方法は事業者の提案とし、必ずしも公定法で行う必要はないという理解でよろしいでしょうか。あるいは、このようなことも含め、別途貴市と協議させていただけるという理解でよろしいでしょうか。	分析方法は、原則として「下水試験方法」に基づいてください。
241	要求水準書(案)	水質管理業務	81	5章	8	2	1)		1) 処理工程の水質管理において、別紙4-3 水質分析項目「別表4-1 各種水処理工程の水質検査項目と基本的な測定回数」に記載の分析項目であっても、その一部を外部の分析機関に委託し、水質を把握することは可能でしょうか。あるいは、このようなことも含め、別途貴市と協議させていただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
242	要求水準書(案)	水質管理業務	81	5章	8	2	2)		放流水質の逸脱有無については、水質汚濁防止法に定める放流水の水質検査結果(計量証明書付き)から評価するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
243	要求水準書(案)	処理工程の水質管理	81	5章	8	2	2)		ここで示される法定水質分析業務が別紙4-3別表4-2と同一である場合、大腸菌群数は計量証明の対象外であるため計量証明書には「対象外」と追記したうえで検査結果を掲載する形で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
244	要求水準書(案)	水質管理業務	81	5章	8	2	別紙4-3	別表4-1	各種試験項目の採水地点と評価地点は、別途と貴市と協議の上定めるとのことですが、水質試験項目と検査頻度はこの表のとおりに行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
245	要求水準書(案)	処理工程の水質管理	81	5章	8	2			本項と別紙4-3の関係について、1) 処理工程の水質管理は別表4-1、2) 法定水質分析は別表4-2を指すものと解釈して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、別表4-1及び別表4-2は修正します。
246	要求水準書(案)	処理工程の水質管理	81	5章	8	2			既存施設にて設置されている水質分析機器については、貴市より貸与して頂くとのことですが、仮にその機器が故障している場合は、貴市にて修理・調達していただくという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、新たな水質分析室が完成するまでは、徳山東部浄化センターにて水質分析を行います。分析項目に対する機器が不足する場合には、協議に応じます。要求水準書(案)を修正します。

No.	資料	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
247	要求水準書(案)	通信の調達管理	81	5章	8	3	2)		既存施設にて使用中である事業者が負担すべき通信費があれば、仕様・費用実績をご教示ください(配布資料:徳山中央浄化センター及び江口Pに係る事業費資料(法定福利).xlsxの「通信運搬費」の一部費用が該当するのでしたら、内訳をご教示ください)。	事業者負担の通信費については、市で実績を把握していません。また、「通信運搬費」の中に該当はありません。
248	要求水準書(案)	保安管理業務	82	5章	8	5			保安管理業務を警備関連会社に委託するかは事業者の提案との理解でよろしいでしょうか。 また、保安管理業務の対象施設をご教授ください。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、本施設(徳山中央浄化センター及び江口ポンプ場)です。
249	要求水準書(案)	保守管理業務	82	5章	9	1			保守点検に関して、別紙2(本処理場及び本ポンプ場の主要施設・設備概要)記載の「管理方法」を遵守する必要がありますか。また、新汚泥処理設備の管理方法については、維持管理契約締結時に貴市よりご提示頂けるものと認識してよろしいでしょうか。	前段については、別紙2を参考として、実態に応じた管理方法を計画してください。後段については、維持管理業務準備期間において示します。
250	要求水準書(案)	保守点検・整備業務	82	5章	9	1	2)		自家用電気工作物の工事、維持、運用にあたっては、保安規定を作成するとともに電気主任技術者の選任を行い、適切に月次点検及び年次点検を実施すること。とありますが、電気保安協会等への委託による対応でも良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
251	要求水準書(案)	保守管理業務の要求水準	82	5章	9	1	2)		「自家用電気工作物の工事、維持、運用にあたっては、保安規定を作成するとともに電気主任技術者の選任を行い、～」とありますが、電気主任技術者については外部委託も可能である為、外部委託によって選任したとしても問題ないでしょうか。	ご理解のとおりです。
252	要求水準書(案)	汚泥処理の維持管理費	83	5)					新汚泥処理棟は事業開始時に稼働するとありますが、想定している1日当たりの運転時間、夜間運転の有無、などの運転スケジュールをご教示ください。	現時点では、週5日、6時間を想定しており、夜間運転は想定していません。
253	要求水準書(案)	その他業務	83	5章	10	1)			植木、植栽等の剪定・散水等の樹木管理及び芝生管理を実施することと記載がありますが、不可抗力により植木、植栽等が枯れた若しくは枯れている場合の植替え等については業務範囲外との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
254	要求水準書(案)	その他業務	83	5章	10	1)			施設の作業性及び現状と比べて景観を損なわない程度で、適正な時期に除草、散水、害虫駆除等の環境整備業務を実施し、衛生的な外観の管理をすることと記載がありますが、害虫駆除についてはどこを対象としているのでしょうか。	本施設の植木、植栽全般を対象としています。
255	要求水準書(案)	その他業務について	83	5章	10	1)			「業務に使用する建屋内は、日常的な清掃を励行し」という記載の通り、清掃を行う範囲は要求水準書(案)p9の表2.6に示す施設が対象であり、p10の図2.2、2.3に示す範囲であるという理解でよろしいでしょうか。また、清掃内容は事業者提案という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、要求水準書(案)に清掃内容を追記します。
256	要求水準書(案)	その他業務について	83	5章	10	1)			植木、植栽等の剪定・散水等の樹木管理及び芝生管理における実施範囲は、要求水準書(案)p9の表2.6に示す施設が対象であり、p10の図2.2、2.3に示す範囲であるという理解でよろしいでしょうか。また、清掃内容は事業者提案という理解でよろしいでしょうか。	No.255の回答をご参照ください。
257	要求水準書(案)	保守点検・整備業務	83	5章	9	1	5)		汚泥処理の維持管理業務に関する委託費用は、運転実績を踏まえるとありますが、貴市にて想定されている委託費よりも大幅に維持管理業務費用が超過する場合は、数年間を待たずして、費用精算をしていただけたとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。協議のうえ、適切に対応します。
258	要求水準書(案)	修繕業務費用	83	5章	9	2	2)		既存施設の修繕費用として、33,000,000円計上されていますが、既存施設を整備しつつ、本事業で建設される施設・設備に対しても活用できる修繕費用という認識でよろしいでしょうか。	33,000,000円は、既存施設の修繕に係る経費として計上しています。

No.	資料	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
259	要求水準書(案)	修繕業務	83	5章	9	2	2)		「既存施設の修繕にかかる費用の合計として各運営年度につき、33,000,000円(消費税10%を含む)を計上するものとし、当該年度に支払われるものとする」とありますが、維持管理業務委託契約(案)(P.13)によると、修繕業務費(既存施設)のうち、令和6年度は15,000,000円(消費税を含まない)とあります。令和6年度の扱いについては、令和6年10月より維持管理業務が開始される予定であるため、維持管理業務委託契約(案)の金額が正と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、維持管理業務委託契約(案)の該当ページはP.13ではなくP.25と解釈のうえ、回答している点をご留意ください。
260	要求水準書(案)	修繕業務	83	5章	9	2	2)		修繕業務の対象は、既存施設に限られるとの理解でよろしいでしょうか。	再構築対象施設も修繕業務の対象となります。
261	要求水準書(案)	修繕業務	83	5章	9	2	2)		「各運営年度につき、(33,000,000円(消費税10%含む))を計上する」とありますが、消費税等の税率が増減された場合も税抜き30,000,000円を計上しているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
262	要求水準書(案)	修繕業務	83	5章	9	2	3)		実施方針(案)に関する質問への回答No.31で修繕業務に建築及び土木構造物が含まれると回答があります。「分解整備・修繕計画の作成」の対象外であるとの理解でよろしいでしょうか。	建築及び土木構造物に関して分解整備は対象外ですが、修繕計画については事業者提案によります。
263	要求水準書(案)	修繕業務	83	5章	9	2	3)		「分解整備」とありますが、既存施設においても33,000,000円(消費税10%含む)の修繕費用には含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
264	要求水準書(案)	見学者対応業務 について	84	5章	10	3)			見学者対応について、市が行う下水道施設の見学者対応の補助、という記載があるため、見学者の受付や見学に伴う見下見対応等は、貴市にて実施いただける、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、見下見対応等において補助を求める場合があります。
265	要求水準書(案)	見学者対応業務 について	84	5章	10	3)			本事業を運営していくための人員配置を計画するため、市が行う下水道施設の見学者対応の補助業務の実施頻度について教えていただきたいです。また、土日祝日の対応は原則発生しないという理解でよろしいでしょうか。	年5~6回程度を想定しています。
266	要求水準書(案)	安全衛生業務	84	5章	10	4)			新汚泥処理棟の安全対策が必要な箇所が発見された場合、事業者より報告の上、貴市にて対応いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
267	要求水準書(案)	その他の業務	84	5章	10	5)			非常時対応訓練を市と定期的を実施するとのことですが、実施の周期の目安などはございますでしょうか。	年1回程度を想定しています。
268	要求水準書(案)	損害賠償	84	5章	11	1			「・・・別紙4-6責任分担とする」とあります。一方で、要求水準書(案)に関する質問回答においては別紙4は参考の扱いとするとあります。別紙4は参考ではなく、要求水準書の別紙として構成されているという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
269	要求水準書(案)	責任分担	84	5章	11	2			「・・・別紙4に従うものとする。」とあります。一方で、要求水準書(案)に関する質問回答においては別紙4は参考の扱いとするとあります。別紙4は参考ではなく、要求水準書の別紙として構成されているという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
270	要求水準書(案)	災害及び緊急時 対応業務	84	5章	11	3			「事業者賠償責任保険等」とありますが、事業者賠償責任保険以外の保険加入は事業者の提案によるとの理解でよろしいでしょうか。また、保険料、保険内容などについて、貴市指定はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
271	要求水準書(案)	契約終了時の施設機能確認	85	5章	12	2			契約終了時に施設機能確認が行われますが、維持管理開始前にも同様に既設の施設機能確認を行うとの理解でよろしいでしょうか。 また、維持管理開始時施設機能確認の実施時期は、契約後から維持管理期間開始までの間に実施するとの理解でよろしいでしょうか。、 更に、維持管理開始時施設機能確認において、既存施設に不具合が発見された場合、貴市にてご対応いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	前段及び中段については、維持管理開始前に引継ぎ期間を設けていますので、その期間中に機能確認を実施してください。後段については、ご理解のとおりです。
272	要求水準書(案)	補足事項	86	別紙1					要求水準及びこの補足事項について記載なき事項であっても～とありますが、別途費用が追加されるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
273	要求水準書(案)	補足事項	86	別紙1					「この補足事項は、市が事業者に業務を発注・委託するにあたり、業務の範囲について事前に明らかにしておく必要がある事項について記載するものであり、・・・」とありますが、当該補足事項の記載はどこに記載があるのでしょうか。	申し訳ございません。別紙1の内容を修正します。
274	要求水準書(案)	補足事項	86	別紙1					「要求水準及びこの補足事項について記載なき事項であっても、市が事業者に発注・委託する業務の範囲において、業務履行上で必要な事項については、事業者がこれを定め市に提案するものとする。」とありますが、要求水準等に記載がなく応募者が合理的に把握不可能であるにも関わらず、業務を履行する上で必要な事項が発生した場合は、契約内容及び契約金額を見直していただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
275	要求水準書(案)	別紙2	96	別紙2					参考までに、過去5年分における江口ポンプ場の更新・修繕履歴及び金額等についてご教示願います。	関係資料を準備し、資料閲覧の機会を設けます。
276	要求水準書(案)	流量計	104	別紙3	別紙3-1	(1)			1系(合流)の流量計位置図について、現場確認ではポンプ～最初沈殿池の間に電磁流量計(φ400)が設置されていましたが、本図に示されていない理由があればご教示願います。またこの流量計も流用は可能との理解でよろしいでしょうか？	前段については、管理上の目安として設置しているからです。後段については、ご理解のとおりです。
277	要求水準書(案)	合計流入水量	107	別紙3	別表3-6				合計流入水量の年間最大値が示されておりますが、計算方法として、別表3-6が計測地点③:1系初沈後、計測地点②:江口送水、計測地点⑤:合流改善となっておりますが、要求水準書(案)P104別紙3-1(1)水量では計測地点③:1系初沈後+1系初沈汚泥引抜き量、計測地点②:江口送水となっております。別紙3-1(1)水量の計算法が正しいとの理解でよろしいでしょうか。また、正しいとした場合、別表3-6の年間最大値も変わるものと推察いたしますのでご教示ください。	別表3-6における1系の流入水量は、1系初沈後+1系初沈汚泥引抜き量を示していますので、数値の変更はありません。別表3-6の項目を修正します。
278	要求水準書(案)	年間処理水量	107	別紙3	別表3-8				m <sup>3</sup> /日とあるのは、m <sup>3</sup> /年の誤記であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書(案)を修正します。
279	要求水準書(案)	実績放流水質	115	別紙3	別表3-20				P.115の別表3-20の10カ年の実績放流水質で示される最大値は、P.39の表4.2の計画放流水質の数値を超過しています。既設の標準活性汚泥法(同等処理法含む。)では、計画放流水質を満足していないため、この実績を考慮した水処理法を提案するという理解でよろしいでしょうか。	現状の事業計画における処理方式は標準活性汚泥法であるため、計画放流水質はBOD:15mg/Lのみが位置付けられています。今回の事業では、示された排水基準を遵守できる水処理法の提案に期待します。
280	要求水準書(案)	流入水のSVI	116	別紙3	別表3-21				流入水のSVIと記載がございますが、SVIは活性汚泥に用いる指標ですので、SSではないでしょうか。	流入水に対して、SVI計測方法を用いて算定した値を示しております。
281	要求水準書(案)	人員体制	118	別紙4	別紙4-1				現行業務において、降雨時の基本的な人員体制(昼間及び夜間の配置人数等)をご教示願います。	現状では、平日:13~18名、土・祝:7~10名、日:5~8名、夜勤:いずれも2名としており、大雨等による緊急時には、1~2名を増員しています。

No.	資料	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
282	要求水準書(案)	水質分析項目	121	別紙4	別紙4-3	別表4-1			「11NK-4N, NO2-NW, NO3-N」は、「22アンモニア性窒素」「23亜硝酸性窒素」「24硝酸性窒素」と同じ項目でしょうか。仮に同じであれば、どちらか一方で充足すると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、別表4-1及び別表4-2は修正します。
283	要求水準書(案)	水質分析項目	121	別紙4	別紙4-3	別表4-1			別表4-1の33~37の水質項目は、脱水ケーキを対象としたものと考えて宜しいでしょうか。	汚泥全般を想定しています。
284	要求水準書(案)	水質分析項目	121	別紙4	別紙4-3	別表4-1			各種水処理工程の水質検査項目と基本的な測定回数で、頻度が週5回となっているものは、祝日等においては回数を変更できるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
285	要求水準書(案)	別表4-2 放流水質の水質検査項目と基本的な測定回数	122	別紙4	別紙4-3	別表4-2			「pH」「BOD」「COD」「SS」「大腸菌群数」「ノルマルヘキササン抽出物」「全窒素」「全リン」は別表4-1と項目が重複しており、また頻度も別表4-1で満足するため、これらは計量証明を不要とし、自己分析としてもよろしいでしょうか。	法定水質は計量証明を必要とします。(ただし、大腸菌群数を除く)
286	要求水準書(案)	別表4-2 放流水質の水質検査項目と基本的な測定回数	122	別紙4	別紙4-3	別表4-2			別表4-2について、検査頻度が週1回となっているものは法令(月2回)と異なる貴市独自の頻度でしょうか。	維持管理指針に基づき行っています。なお、別表4-1及び別表4-2は修正します。
287	要求水準書(案)	別表4-2 放流水質の水質検査項目と基本的な測定回数	122	別紙4	別紙4-3	別表4-2			別表4-2の最下段に、「39全窒素」と「39全リン」がありますが、これらは有害物質項目ではなく生活項目ではないでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、別表4-1及び別表4-2は修正します。
288	要求水準書(案)	薬品類(水処理、汚泥処理)	123	別紙4	別紙4-4	(イ)			新汚泥処理施設では、消臭剤は使用しない想定と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
289	要求水準書(案)	薬品利用量	124	別紙4	別紙4-5				発電機等及び脱臭設備に使用する苛性ソーダは、新設以降も必要でしょうか。	ご理解のとおりです。なお、「発電機等」を「発電機棟」に修正します。
290	要求水準書(案)	責任分担	125	別紙4	別紙4-6	別表4-4			「住民対応 事業者の責めによるもの(施設見学等)」とありますが、負担区分が事業者となっております。本件の事業者の責めとなる事象例をご教示いただけますでしょうか。	施設見学時の配慮不足により怪我を負わせた場合等が想定されます。
291	要求水準書(案)	責任分担	125	別紙4	別紙4-6				「不可抗力」の注2にて一定金額までを事業者の負担、それを超えるものについては市の負担とありますが、一定金額についてお示しください。	設計・建設工事請負契約第29条及び維持管理業務委託契約第28条をご参照ください。
292	要求水準書(案)	責任分担	125	別紙4	別紙4-6				事業者が知り得なかった条件や情報(発注者から開示されなかった情報)が要因で発生する増加負担や責任に関しては、貴市にて負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、情報を知らないことが要因で負担等の増加が生じる事を知りながら、市に対しこれを通知しなかった場合はその限りではありません。
293	要求水準書(案)	基本負担: 環境保全	125	別紙4	別紙4-6	別表4-4	(1/2)		環境保全のため、運営期間中も悪臭、騒音、振動に関して計量証明を取得する理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
294	要求水準書(案)	物価変動	125	別紙4					物価変動による請負代金額の変更について、「設計・建設工業請負契約(案)」第25条では契約締結日から12月経過後、「維持管理業務委託契約(案)」別紙3では令和8年度第1四半期以降の物価変動について変更の対象とする旨定められていますが、本事業においては見積書提出から工事着手まで長期間空いていること、及び、原料や資材の価格高騰が続く昨今の社会情勢を鑑み、提案書類提出日を起算日としていただきたく存じます。	設計・建設工業請負契約(案)についてはNo. 457、維持管理業務委託契約(案)についてはNo. 627の回答をご参照ください。

No.	資料	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
295	要求水準書(案)	責任負担	126	別紙4	別紙 4-6	別表 4-5	注2		「不可抗力により、市に追加費用その他損害が発生した場合又は、第三者に損害が発生し市又は事業者において当該第三者に対して責任を負うべき場合は、一定の金額までを事業者の負担、それを超えるものについては市の負担とする。」とありますが、これは、「注1：事業者の管理業務の過失により発生した場合」に限られるものとの認識で良いでしょうか。	設計・建設工事請負契約第29条及び維持管理業務委託契約第28条をご参照ください。
296	要求水準書(案)	別表4-5 基本負担(2/2)	126	別紙4	別紙 4-6	別表 4-5	注2		一定の金額までは事業者の負担～とありますが、一定の金額の割合をお示しください。	設計・建設工事請負契約書(案)及び維持管理業務委託契約書(案)をご参照ください。
297	要求水準書(案)	責任分担	126	別紙4	別紙 4-6	別表 4-5			注2において、不可抗力の場合一定の金額までを事業者の負担、それを超えるものは市の負担とあるが、具体的に一定の金額をご教示ください。	No. 291の回答をご参照ください。
298	要求水準書(案)	不可抗力	126	別紙4	別紙 4-6	別表 4-5			公表された設計・建設工事請負契約29条では、不可抗力事由によって設計成果物、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの調査機械器具、工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じた場合に、請負代金額の100分の1を超える額を発注者が負担するものとされ(維持管理業務委託契約28条6項も同様の考えとの理解です。)、不可抗力により受注者に生じたリスクを分担しています。他方、要求水準書では不可抗力により発注者や第三者に生じた損害について「一定の金額までを事業者の負担」とされていますので、要求水準書の注2を、契約書の規定に合わせて「市に追加費用その他損害発生した場合又は、第三者に損害が発生し市又は事業者において当該第三者に対して責任を負うべき場合は」の箇所を「事業者において追加費用その他の損害が発生した場合は」に修正をお願い致します。	ご指摘を踏まえ、別表4-5の注2の記載内容を修正します。
299	要求水準書(案)	流入下水における水質範囲について	126	別紙4	別紙 4-6	別表 4-5			別表4-5 基本負担に記載の調達費用の増大について、想定流入水量及び水質範囲外の調達費の増大は貴市にて負担いただける分担保表となっております。本表に記載の水質範囲とは、要求水準書p79 表5.3流入下水の水質水準に記載値という理解でよろしかったでしょうか。尚、各水質については、別紙4-3で示す測定値の結果から評価するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、別表4-1及び別表4-2は修正します。
300	要求水準書(案)	流入下水における水質範囲について	126	別紙4	別紙 4-6	別表 4-5			別表4-5 基本負担に記載の調達費用の増大について、想定流入水量及び水質範囲外の調達費の増大は貴市にて負担いただける分担保表となっております。精算する増加費用は、流入水量及び水質の超過に伴い発生した増加費用を事業者にて積算し、発注者と合意した上で、決定する、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
301	要求水準書(案)	流入下水における流入水量範囲について	126	別紙4	別紙 4-6	別表 4-5			別表4-5 基本負担に記載の調達費用の増大について、想定流入水量及び水質範囲外の調達費の増大は貴市にて負担いただける分担保表となっております。本表に記載の想定流入水量とは、要求水準書p79 表5.2処理すべき流入下水の水準に記載の9,400,000m <sup>3</sup> /年という数値、という理解でよろしかったでしょうか。尚、流入水量は沈砂池手前に設定される電磁流量計の値と、江口ポンプ場に設置される電磁流量計の値の合計値という理解でよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。ただし、合流式を有する処理区であり、降雨発生状況により流入水量の変動が想定されることから、最終的には市との協議により決定します。後段について、9,400,000m <sup>3</sup> /年は、沈砂池手前の電磁流量計の値ではなく、別紙3-1(i)で示す要因により、別表3-8で示す年間処理水量であることにご注意ください。
302	要求水準書(案)	契約放流水質、契約脱水ケーキ含水率の確保	126	別紙4	別紙 4-6				日常的な水質分析にて脱水ケーキの含水率を測定し管理していることから、脱水ケーキの計量証明は取得の必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	年2回、含水率を含む計量証明が必要です。要求水準書(案)を修正します。
303	要求水準書(案)	電力の調達について	127	別紙4	別紙 4-6	別表 4-12			事業者が運転管理の改善や施設改善の取組み等を積極的に行える仕組みとして、事業者の努力により削減された電力費のうちの合理的な費用を、貴市から事業者へ支払われるサービス対価に反映する仕組みをご検討いただけないでしょうか。	現時点でご質問の仕組みを提示することはできませんが、インセンティブ条項について検討します。

No.	資料	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
304	要求水準書(案)	業務分担に関する負担(2/2)	130	別紙4	別紙4-6	別表4-10			「水槽、その他タンク、槽類の点検・清掃の実施」との記載があります。直近5年における当該費用を槽及びタンク毎にご教示願います。	当該費用については、市で槽及びタンク毎の実績を把握していません。
305	要求水準書(案)	緊急事態に関する負担：大雪警報、大雪注意報	131	別紙4	別紙4-6	別表4-11	(1/2)		貴市は大掛かりな除雪が必要ない、比較的降雪の少ない地域との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
306	要求水準書(案)	放流水質について	132	別紙4	別紙4-6	別表4-12			放流水質の異常時(要求水準を超えるおそれがあるとき)は貴市にて下水道処理停止を行う負担区分となっております。下水道処理停止を行う要因が事業者の責ではない場合(要求水準書p79表5.2に記載する流入下水水質、水量を逸脱する場合等)、その時は事業者による放流水の水質基準の遵守は免除いただける、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
307	要求水準書(案)	業務日報・月報・年報の記載内容及び報告	133	別紙4	別紙4-7				業務日報や業務月報の提出方法は、ICTを活用して提出する等、発注者が効率的に確認できることを目的に事業者にて提案させていただいてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
308	要求水準書(案)	表紙							要求水準書令和4年11月は案となっておりますが、どの時点で正式に提示されるのでしょうか。	No.63の回答をご参照ください。
309	要求水準書(案)	要求水準書(案)質問回答(R4.10.28公表)に関する追加質問	要求水準書(案)質問回答(R4.10.28公表)P29						要求水準書(案)質問回答(R4.10.28公表)のP29質問No.339「「市が実施している事前の測量調査・土質調査に関する資料は貸与するものとする。」とありますが、開示請求の必要はあるのでしょうか。」の回答において「本市が所有する各種資料については別途開示します。」とありますが、DVDにて開示いただいた開示資料内の「DVD_1_06「要求水準書(案)に関する質問・回答」追加資料」内には見当たりません。別途開示ということでしょうか。	配付済DVDの「平成28年度 周南市徳山中央浄化センター実施設計業務委託」及び「平成30年度 周南市徳山中央浄化センター実施設計業務委託」をご参照ください。
310	要求水準書(案)	要求水準書(案)質問回答(R4.10.28公表)に関する追加質問	要求水準書(案)質問回答(R4.10.28公表)P31						要求水準書(案)質問回答(R4.10.28公表)のP31質問No.357「「場内道路は、機器搬出入や運搬車・維持管理車両・見学バス等の走行や転回に支障のない幅員4m以上を確保し」とありますが、各種車両の大きさの寸法をご教示ください。」の回答において「本市が所有する各種資料については別途開示します。」とありますが、DVDにて開示いただいた開示資料内の「DVD_1_06「要求水準書(案)に関する質問・回答」追加資料」内には見当たりません。別途開示ということでしょうか。	配付済DVDの「平成30年度 周南市徳山中央浄化センター実施設計業務委託」をご参照ください。
311	要求水準書(案)	要求水準書(案)質問回答(R4.10.28公表)に関する追加質問	要求水準書(案)質問回答(R4.10.28公表)P6、P29						要求水準書(案)質問回答(R4.10.28公表)のP6質問No.69およびP29質問No.335の回答において「本市が所有する各種資料については別途開示します。」とありますが、DVDにて開示いただいた開示資料内の「DVD_1_06「要求水準書(案)に関する質問・回答」追加資料」内には新汚泥処理施設関連敷地に関する山口県への形質変更届出書および当該届出に関する県の受理書しかありませんが、山口県からは「当該用地に関しては土壌汚染の恐れなし」の回答があったということでしょうか。その回答を受けて周南市としては事前調査は行っていないということでしょうか。また、新水処理施設関連用地および既存水処理施設用地に関しても同様に事前調査は行っていないということでもよろしいでしょうか。	山口県からの文書では「土壌汚染のおそれがあると判断した場合に連絡する」旨が記載されていますが、その後連絡を受けていないので、市が「当該用地に関しては土壌汚染のおそれがない」と判断し、事前調査はしていません。

No.	資料	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
312	要求水準書(案)	要求水準書(案)質問回答(R4.10.28公表)に関する追加質問	要求水準書(案)質問回答(R4.10.28公表)P9					要求水準書(案)質問回答(R4.10.28公表)のP9質問No.104「「施設整備期間中の工事用電力、水等については事業者の負担とする。」とありますが、受電位置、取水位置と許容容量をご提示願います。」の回答において「後日提示します。」とありますが、DVDにて開示いただいた開示資料内の「DVD_1_06「要求水準書(案)に関する質問・回答」追加資料」内には見当たりません。別途開示ということでしょうか。	申し訳ございません。令和4年10月28日公表の要求水準書(案)に関する質問回答No.104を以下のとおり修正いたします。 「工事用電力は、事業者側で確保してください。取水については、契約後に事業者と調整のうえ、位置決めます。」
313	要求水準書(案)	要求水準書(案)質問回答(R4.10.28公表)に関する追加質問	要求水準書(案)質問回答(R4.10.28公表)P59					令和4年10月28日に公表された要求水準書(案)に関する質問回答No.662で、住民対応リスクについて、「上記以外のもの」が事業者負担になっていますが、上記以外のもの全てを事業者で負担はできかねますので、「事業者の責めによるもの」と読み替えてよろしいでしょうか。という質問に対し、「ご意見として承ります。なお、別紙4は別冊の参考資料とします。」という回答をいただいています。まず、「事業者の責めによるもの」と読み替えてよろしいでしょうか。という質問に対して、可か不可のどちらかでご回答いただけないでしょうか。また、別冊の参考資料とは何を示しているのかご教示ください。	ご意見を踏まえ、要求水準書(案)P125の別紙4-6において、「事業者の責めによるもの」を明記しています。また、別冊の参考資料とは、前回公表の要求水準書(案)の別紙4(既往維持管理委託内容)を示します。
314	要求水準書(案)	要求水準書(案)質問回答(R4.10.28公表)に関する追加質問	要求水準書(案)質問回答(R4.10.28公表)P59					令和4年10月28日に公表された要求水準書(案)に関する質問回答No.663で、契約変更リスクについて、「上記以外の要因によるもの」が事業者負担になっていますが、上記以外の要因によるもの全てを事業者で負担はできかねますので、「事業者の責めによるもの」と読み替えてよろしいでしょうか。という質問に対し、「ご意見として承ります。なお、別紙4は別冊の参考資料とします。」という回答をいただいています。まず、「事業者の責めによるもの」と読み替えてよろしいでしょうか。という質問に対して、可か不可のどちらかでご回答いただけないでしょうか。また、別冊の参考資料とは何を示しているのかご教示ください。	ご意見を踏まえ、要求水準書(案)P125の別紙4-6において、「事業者の責めによるもの」を明記しています。また、別冊の参考資料とは、前回公表の要求水準書(案)の別紙4(既往維持管理委託内容)を示します。
315	要求水準書(案)	要求水準書(案)質問回答(R4.10.28公表)に関する追加質問	要求水準書(案)質問回答(R4.10.28公表)P59					令和4年10月28日に公表された要求水準書(案)に関する質問回答No.659以降で、「なお、別紙4は別冊の参考資料とします。」という回答を多数いただいています。別冊の参考資料とは何を示しているのかご教示ください。また、今回わざわざ「参考資料」扱いにすることで、特に拘束力は無いという理解でよろしいでしょうか。	別冊の参考資料とは、前回公表の要求水準書(案)の別紙4(既往維持管理委託内容)を示します。また、特に拘束力はありません。
316	要求水準書(案)	全体						要求水準書(案)とありますが、その他公告資料含め、(案)ではなく正式なものとなるのはどのタイミングでしょうか。	No.63の回答をご参照ください。
317	優先交渉権者選定基準	上限額	2	第2	1	図2.1		(2-1)基礎審査において、提案価格が上限を下回っていることを審査することになっていますが、上限とは設計・建設業務および維持管理業務の上限の合計値を下回っていることを審査するのでしょうか。またはそれぞれの上限を下回っていることを審査するのでしょうか。	No.19の回答をご参照ください。
318	優先交渉権者選定基準	基礎審査の審査方法	3	第2	3	(1)		「要求水準等に示す条件を満たしているか否かを確認する」と記載ありますが、事業者が提出する要求水準項目チェックシートの確認欄及び確認できる様式欄に全て記載があり、確認できる様式にて要求水準を満たしていることが確認できれば、基礎審査点500点を付与されるという理解でよろしいでしょうか。	様式を全て記載し、要求水準を全て満たす以外に、所定の添付書類等を全て提出するとともに、「提出書類記載要領及び様式一覧」に示された提出方法を遵守し、電子データ等の定められた提出物を全て期日までに提出することが、基礎審査点付与の条件となります。

No.	資料	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
319	優先交渉権者選 定基準	(総合審査) ②価格審査	3	第2	3	(2)	②		価格審査にて、応募者から提出される見積書に記載された金額について審査を行い、得点を付与する。とありますが、仮に応募チームが1つだった場合でも継続して事業を進めるのでしょうか。また事業を進める場合はそのチームの入札金額が提案価格の上限以下であれば150点となるのでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、価格点を修正します。
320	優先交渉権者選 定基準	提案審査	3	第2	3	(2)	③		貴市の公募型プロポーザル入札要綱において、過去に貴市が実施された公募型プロポーザル入札（徳山駅周辺官民連携管理運営事業など）では、総合評価点数に占める価格点の割合が10%以下となっております。本事業では、基礎審査点を除いた場合、30%（150/500）が価格評価となり、価格評価割合が多いと考えられます。前例に倣い、価格評価方法の見直しを頂けることは可能でしょうか。	選定委員会で提案審査の一部見直しについて審議した結果、評価項目及び配点を修正します。
321	優先交渉権者選 定基準	提案審査	3	第2	3	(2)	③		本事業では、基礎審査点が全グループに付与される形であることから、実質の30%（150/500）が価格評価と考えます。本事業においては、適正な価格での事業者選定が不可欠と考えることから、評価方法について、より加点審査が重視される形にさせていただけないでしょうか。	No. 320の回答をご参照ください。
322	優先交渉権者選 定基準	提案審査	3	第2	3	(2)	③		貴市の公募型プロポーザル入札要綱において、総合評価に占める価格評価の割合はいくらで設定されておりますか。過去に貴市が実施された公募型プロポーザル入札（徳山駅周辺官民連携管理運営事業など）では、総合評価点数に占める価格点の割合が10%以下となっております。本事業では、基礎審査点は、全グループに付与される形となっており、実質の30%（150/500）が価格評価と考えます。価格評価方法の見直しをお願いいたします。	No. 320の回答をご参照ください。
323	優先交渉権者選 定基準	審査項目及び配 点	3	第2	3	(2)	⑤		加点審査の点数化方法の評価A～Dの選択は、選考委員の各自の平均点になるのでしょうか？或いは選定委員で一つの評価A～Dを決定するのでしょうか？	評価の詳細に関しては、お答えできません。
324	優先交渉権者選 定基準	総合審査	3	第2	3	(2)			二次審査時に予定されてます「プレゼンテーション」については、評価対象外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
325	優先交渉権者選 定基準	加算審査	3	第2	3	(2)	①		様式I-2-2や様式3-1-4が提案書類に含まれることから、選定委員会は各応募者の提案金額を確認した上で加算審査を行うことになるという理解でよろしいでしょうか。提案金額に影響をうけずに加算評価を実施頂きたいという主旨で質問させていただきました。	ご理解のとおりです。ただし、選定委員会が所掌する業務は技術提案の評価ですので、提案金額の影響に左右されることなく加算評価を実施します。
326	優先交渉権者選 定基準	提案審査	3						今回の点数配分は実施的には加点審査で優劣が決まると認識しております。加点審査は提案評価7割に対して価格評価3割の配分になっておりますが、この配分だと提案内容で決定する評価方法ではなく、価格で決まる評価方法になっていると考えています。本施設は周南市における重要なインフラであり、長期間利用される施設になります。又、今後のモデルとなる事業になりますので、価格に重点を置き、要求水準をギリギリでクリアする提案ではなく、現地に合わせた提案重視の配点に見直しを検討頂き度お願いいたします。	No. 320の回答をご参照ください。

No.	資料	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
327	優先交渉権者選 定基準	価格審査の点数 化方法	4	第3	(2)	⑥			価格点については、最低制限価格又は定量化限度額の設定はないので しょうか。 最低制限価格又は定量化限度額の設定がない場合、技術評価が、総合評 価に十分に反映されず、価格評価による優先交渉権者決定になることが 懸念されます。また、市内経済への貢献を十分に実施できない可能性も あります。本事業の目的である、長期にわたり安定して運営することを 達成するためには、適正な価格での事業者選定が不可欠であると思慮い たしますので、最低制限価格又は定量化限度額の設定をお願いいたしま す。	No. 16の回答をご参照ください。
328	優先交渉権者選 定基準	価格審査の点数 化方法	4	第2	3	(2)	⑥	(ウ)	提案価格の上限として、募集要項では設計・建設業務と維持管理業務の それぞれで設定されていますが、価格点の計算方法の記載では150点の1 項目の評価となっています。それぞれが上限以内であることは必要条件 であり、価格点は設計・建設業務と維持管理業務の合計金額で計算する という理解でよろしいでしょうか。	No. 19の回答をご参照ください。なお、価格点を修正します。
329	優先交渉権者選 定基準	価格審査の点数 化方法	4	第2	3	(2)	⑥		一次審査を通過した応募者には基礎審査点が500点付与されることか ら、価格点150点は実際は総合評価を実施する上での価格のウエイト が30%になります。したがって優れた提案や技術を持った応募者が選 定されない可能性もあり、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」 の主旨により沿った評価が出来るよう価格点のウエイトの再考をお願い します。	No. 320の回答をご参照ください。
330	優先交渉権者選 定基準	価格審査の点数 化方法	5	第3	(2)	⑥			最低制限価格を設けない旨の記載がありますが、最低制限価格が無い場 合、技術評価が総合評価に十分に反映されず、価格評価による優先交渉 権者決定になることが懸念されます。また価格競争を重視する場合は市 内経済への貢献を十分に実施できない可能性もあります。本事業の目的 である、長期にわたり安定して運営することを達成するためには、適正 な価格での事業者選定が不可欠であると思慮いたしますので、最低制限 価格又は定量化限度額を設定していただくことは可能でしょうか。	No. 16の回答をご参照ください。
331	優先交渉権者選 定基準	価格審査の点数 化方法	5	第3	(2)	⑥			価格点について、最低制限価格や定量化限度額の設定がない場合、技術 評価が十分に反映されず、価格により優先交渉権者決定になることが懸 念されます。また、市内経済への貢献を十分に実施できない可能性もあ ることから、最低制限価格又は定量化限度額の設定をお願いいたしま す。	No. 16の回答をご参照ください。
332	優先交渉権者選 定基準	担当者の実績	6	別表	I	4	1		提案している処理方法及び規模について、同種以上の経験・実績（設 計、建設、維持管理）を有する技術者が十分に配置されているかとあり ますが、同種とは何を指しているのでしょうか。それと経験・実績を有 する技術者が十分に配置されているかとありますが、定義をご教示願ひ ます。	前段については、No. 685及びNo. 688の回答をご参照ください。なお、維 持管理については、「同種実績：募集要項第4.3_(3)に記載のある要件 を満足する実績」、「類似実績：募集要項第4.3_(3)に記載のある要件 を満足していないが本事業に関連のある実績」とします。 後段については、本事業の対象施設及び業務内容に関する提案におい て、適切に履行できる担当者が配置されていることを想定しています。
333	優先交渉権者選 定基準	加点審査におけ る評価項目及び 配点の詳細	6	別表	I	4	1		担当者の実績の評価項目として、「提案している処理方式及び規模につ いて、同種以上の経験・実績（設計・建設・維持管理）を有する技術者 が十分に配置されているか」とあります。要求水準書（案）では、担当 技術者の資格・実績に関する要件は記載がありませんが、提案している 処理方式とは異なる処理方式における同規模の経験・実績（設計・建 設・維持管理）を有する者では、実績が不足（減点対象）していると評 価されることになるのでしょうか。	評価の詳細に関しては、お答えできません。併せて、No. 332の回答をご 参照ください。

No.	資料	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
334	優先交渉権者選 定基準	担当者の実績	6	別表	I	4	4	1	「提案している処理方法及び規模について、同種以上の経験・実績（設計、建設、維持管理）を有する技術者が十分に配置されているか」となっていますが、設計／土木・建築／機械／電気／維持管理それぞれで経験・実績が求められていると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
335	優先交渉権者選 定基準	別表 加算審査 における評価項 目及び配点の詳 細	6	別表	I	4	4	1	担当者の実績として、同種以上の経験・実績を有する場合に加点があるようですが、担当者の経験・実績は過去何年まで有効となるでしょうか。	過去15年とします。
336	優先交渉権者選 定基準	別表 評価項目	6	別表	I	4	4	1	配置予定技術者は何名まで申請可能でしょうか。	配置予定技術者の人数は任意とします。
337	優先交渉権者選 定基準	別表 評価項目	6	別表	I	4	4	1	配置予定技術者を2名以上申請した場合、1名は同種以上の経験・実績を有する技術者、もう1名は実績なしの技術者の場合、どのような配点となるのでしょうか。	評価の詳細に関しては、お答えできません。併せて、令和4年12月16日公表の募集要項等に関する質問回答（参加資格に関する内容）No. 75の回答をご参照ください。
338	優先交渉権者選 定基準	業務担当者の実 績	6	別表	I	4			同種以上の経験・実績を有する技術者が十分配置されるかと記載がありますが、「十分」の定義をご教示下さい。提出様式Ⅰ-4-2の別添1に記載する実績数や従事役職による違いをお示し下さい。	前段については、No. 332の回答をご参照ください。後段について、評価の詳細はお示しできませんが、実績数や従事役職を含めた担当者の技術実績を総合的に考慮します。
339	優先交渉権者選 定基準	加算審査におけ る評価項目及び 配点の詳細	6	別表					各様式の技術提案書の提出用紙サイズと記載可能な枚数が指定されておりますが、記載枚数は提出可能な最大枚数との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
340	優先交渉権者選 定基準	加算審査におけ る評価項目及び 配点の詳細	6	別表					2022年11月17日の募集要項等に関する説明会において、加算審査における評価項目及び配点に変更が生じる可能性についてご説明いただきましたが、変更が生じた場合は募集要項等に関する質問への回答の公表時にお示しいただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
341	優先交渉権者選 定基準	将来計画	7	別表	Ⅱ	3	3	1	「本処理場の現況（流入水量・水質、運転状況）及び将来計画を十分に理解し、・・・」とありますが、ここでいう将来計画に定義されるものは、令和4年11月14日に貴市ホームページで公表された資料の中に記載されていると理解してよろしいでしょうか。	配付済DVDIに含まれます。併せて、No. 67の回答をご参照ください。
342	優先交渉権者選 定基準	加算審査におけ る評価項目及び 配点の詳細	8	別表	Ⅱ	3	4		消毒設備の設計にあたり、評価基準の変更（大腸菌数）に対する提案がされているかが評価項目にありますが、これは、要求水準書（案）P. 60記載の「建設事業期間中に大腸菌数の基準が定められた場合」のことを指すのでしょうか。	ご理解のとおりです。
343	優先交渉権者選 定基準	加算審査におけ る評価項目及び 配点の詳細	12	別表	Ⅲ	3	1		「事業期間を超える期間」とありますが、長期事業計画（様式Ⅲ-3-1-4）で示されているR5～R54年度の50年間が対象期間と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
344	優先交渉権者選 定基準	加算審査におけ る評価項目及び 配点の詳細	10	別表	Ⅱ	6	1		施工計画において、「補償費の削減」とありますが、施工計画における具体的な「補償費の削減」とはどういったことを想定されているのでしょうか。	提案内容によっては、周辺施設等への影響を踏まえ、補償が必要となるケースがあり得るため、その費用を抑えることができるような対策を想定しています。
345	優先交渉権者選 定基準	加算審査	12	別表					要求水準書（案）p. 4の「2.1.2事業の基本理念」においては、「ライフサイクルコスト低減を考慮した効率的な施設の再構築」という記載があります。一方で、優先交渉権者選定基準の別表の3-1「保守点検計画」において、「事業期間を超える期間において、本施設の運営で必要となる各種事業費」という項目がありますが、他の評価項目とあわせて10点の配点となっています。ライフサイクルコスト低減を基本理念として掲げているにも関わらず、評価ウエイトが非常に低いと思料いたしました。この理由についてお教えいただきたくお願いたします。	ご指摘を踏まえ、評価項目及び配点を修正します。

No.	資料	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
346	優先交渉権者選 定基準	別表 加点審査 における評価項 目及び配点の詳 細	13	別表	IV	1	1~3		11/17に配布されましたDVD12ー平成30年度 周南市徳山中央浄化センター 再構築PF1導入可能性調査業務ー2.民間ヒアリング議事録において、プラ ントメーカーへのヒアリングにて、数社が地元の有力企業と組めば入札 を有利に進めることができてしまうことを懸念されておりますが、今回 の評価項目について有利になることはないよう考慮されていると考えて よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
347	基本協定書(案)	構成企業	1	第2条	1	(1)			「「構成企業」とは、本事業の事業者グループを構成する企業をい う。」とありますが、協力企業は含まれるでしょうか。	協力企業は構成企業に含まれません。応募者を構成する企業のうち、建 設等JVを構成する又はSPCに出資する企業が構成企業、SPCから直 接に業務の委託・請負をするが、SPCには出資しない企業が協力企業 です。
348	基本協定書(案)	募集要項等	1	第2条	1	(3)			募集要項等には、実施方針(案)、実施方針及び実施方針(修正版)並 びに令和4年8月に公表した要求水準書(案)及びこれらの質問回答は 含まれるでしょうか。	令和4年11月14日より前に公表した書類は、募集要項等に含まれませ ん。
349	基本協定書(案)	建設等JV	1	第2条	1	(9)			この記載からは、設計企業は必ずしも建設等JVに入らなくとも事業参 画できるように見え、募集要項別紙1及び基本契約書の記載と齟齬がある ように見受けられます。どちらが正となるでしょうか。	募集要項別紙1が正です。基本協定書(案)を修正します。
350	基本協定書(案)	定義	1	第2条	1	(1)			「構成企業」の定義が募集要項の定義と異なっています。齟齬が発生す ると思いますので統一いただけませんか。	ご指摘を踏まえ、基本協定書(案)を修正します。
351	基本協定書(案)	定義	1	第2条	1	(3)			「本契約、設計・建設工事請負契約及び維持管理業務委託契約、募集要 項等、本件提案の間に矛盾又は齟齬がある場合は、本契約、設計・建設 工事請負契約及び維持管理業務委託契約、募集要項等、本件提案の順に その解釈が優先するものとする」とありますが、質問回答では各契約書 における追記・修正の表記も含まれますので、質問回答書を最優先とし ていただけませんか。	ご理解のとおりです。募集要項等と質問回答の内容が異なる場合は質問 回答が優先されます。基本契約書(案)を修正します。 ※基本契約書(案)第1条第3項への質問と理解して回答しています。
352	基本協定書(案)	定義	1	第2条	1	(5)			「基本契約」の定義が、「基本協定書」「募集要項」「設計・建設工事 請負契約」とで異なりますが、同義と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ご指摘を踏まえ、各書類の記載内容を統一しま す。
353	基本協定書(案)	基本契約等の締 結	3	第5条	1				「設計・建設工業請負契約」とありますが、こちらは「設計・建設工事 請負契約」の誤記でしょうか。	ご理解のとおりです。基本協定書(案)を修正します。
354	基本協定書(案)	基本契約等の締 結	3	第5条	2	(12)			構成企業各社は日頃からコンプライアンス活動に努めておりますが、指 名停止事項の中には、他の自治体の事由や不慮の事故等不可避免的な事象 など幅広い事象が規定されています。そのため他の類似案件では代表企 業の指名停止に限定しているケースもございます。従いまして本事業に おいてもその点についてご考慮いただき、代表企業の指名停止に限定し ていただけませんか。	原案のとおりとします。なお、募集要項の第4_1_(7)に記載のとおり、市 がやむを得ない事情と認めた場合、代表企業を除く構成企業又は協力企 業の変更を認める点にご留意ください。
355	基本協定書(案)	違約金	4	第7条	1				「事業者は、本協定締結後において、・・・」とありますが、第5条第2 項第11号の「基本契約等の締結までに、事業者のいずれかが、募集要項 等において提示された参加資格要件の一部又は全部を喪失したとき。」 に該当した場合は、かかる事由が倒産等であったとしても事業期間を通 して、違約金が発生し、後継企業を認めないという理解となるのでしょ うか。	市がやむを得ない事情と判断し、構成企業又は協力企業を変更すること で、募集要項等において提示された参加資格要件を担保できる場合は、 この限りではありません。
356	基本協定書(案)	違約金	4	第7条	1				「事業者は、本協定締結後において、・・・」とありますが、第5条第2 項第12号の「事業者のいずれかに対し、市による指名停止が行われたと き。」に本協定締結前に該当した場合は、違約金は発生せず、第5条第2 項の規定に則り、貴市が基本契約等を締結しないことができるという理 解でよろしいでしょうか。	当該事象が発生した場合は、優先交渉権は次点に移ることから、市によ る指名停止が行われた事業者を構成企業に含む応募者とは基本協定及び 基本契約等を締結しません。また、違約金も発生しません。

No.	資料	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
357	基本協定書(案)	違約金	4	第7条	1				「第5条第2項各号のいずれかの事由が生じたときは、違約金として、本事業の見積価格に消費税及び地方消費税を加算した金額の10分の1に相当する額を、市の指定する期間内に支払わなければならない。」とありますが、第5条第2項の(11)(12)については、事業環境の変動リスク(各種災害、市場や国際情勢の変化)と向き合う民間企業にとって過度の負担になりうると思われることから、削除頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。併せて、No. 354、No.355及びNo. 356の回答をご参照ください。
358	基本協定書(案)	違約金	4	第7条	3				「前2項に定める違約金は違約罰であって、第9条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない」とありますが、こちらは「第8条」の誤記でしょうか。	ご理解のとおりです。ご指摘を踏まえ、基本協定書(案)を修正します。
359	基本協定書(案)	違約金	4	第7条	3				第9条に定める損害賠償額の～とありますが、第8条の誤記であるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 358の回答をご参照ください。
360	基本協定書(案)	違約金	4	第7条	3				「(1)弁護士等に必要範囲で開示する場合、(5)事業者がSPCに開示する場合」に逐一事前通知を行うのは煩雑ではないでしょうか。少なくとも50%超の議決権を持っている代表企業からSPCへの共有については、事前通知を行う必要のないものとする事は可能でしょうか。	原案のとおりとしますが、既定の情報を定期的に第10条第3項の各号に掲げる者に開示する必要がある場合は、情報を開示する初回において、情報及び時期・頻度等を事前通知することで、足りることとします。 ※基本協定書第10条第3項への質問と理解して回答しています。
361	基本協定書(案)	違約金	4	第7条	3				第9条ではなく第8条ではないでしょうか。	No. 358の回答をご参照ください。
362	基本協定書(案)	違約金	4	第7条	3				第9条に定める損害賠償額のと記載がありますが、損害賠償は第8条のため、本記載は第8条に定めるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 358の回答をご参照ください。
363	基本協定書(案)	損害賠償	4	第8条	1				3項と同様に、事業者の責めに帰すべき事由により、基本契約等が締結に至らなかった場合に、市が本事業の準備に関して支出した費用については、合理的な範囲において事業者が負担するという形に変更は可能でしょうか。	ご指摘を踏まえ、基本協定書(案)を修正します。
364	基本協定書(案)	違約金	4	第7条	1				本条に定められる違約金支払や損害賠償は、第7条第1項に列挙される募集要項等に基づく選定手続きに関して第5条2項各号のいずれかの事由が生じたときのみ適用されるものであり、募集要項等に基づく選定手続き以外の場合については適用されないとの理解でよろしいでしょうか。	質問の主旨が分かりかねるので正確な回答はできませんが、基本協定の効力は基本契約等締結まで継続する点にご留意ください。
365	基本協定書(案)	違約金	4	第7条	3				本項の主旨についてご説明をお願いします。また、参照先となる第9条の正しい参照先をご教示いただけないでしょうか。	前段については、第8条に基づき事業者が損害賠償の支払い義務が発生した場合、本条における違約金が損害賠償額に充当されるものではないという主旨です。後段については、No. 358の回答をご参照ください。
366	基本協定書(案)	違約金	4	第7条	4				基本協定7条4項(同条項は13条3項により基本契約等の締結後も存続します。)は、基本協定締結後、選定手続きに関して事業者が暴排条項への該当、不正行為、資格喪失等が認められる場合、違約金に関する基本協定の定めが設計・建設工事請負契約及び維持管理業務委託契約の定めにより優先すると規定していますが、設計・建設工事請負契約及び維持管理業務委託契約に各契約に関する違約金等の詳細な定めがおかれていますので、基本契約等の締結後は、設計・建設工事請負契約又は維持管理業務委託契約の違約金等にかかる規定が適用され、基本協定書第7条は適用されないことをご確認下さい。 また、その旨の基本協定書のご修正をお願いいたします。	ご指摘を踏まえ、基本協定書(案)を修正します。基本協定書(案)第7条第4項の規定を削除し、基本協定書(案)第13条における第7条の有効期間は、基本契約等が締結されなかった場合に限定します。
367	基本協定書(案)	違約金	4	第7条					本協定締結後において、貴市の責めに帰すべき事由により基本契約等を締結しない場合は、事業者への違約金の支払いは発生しないのでしょうか。	市の責めに帰すべき事由により基本契約等を締結しない場合は、違約金ではなく、第8条の規定に従い損害賠償請求をすることができます。

No.	資料	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
368	基本協定書(案)	損害賠償	4	第8条	3				「既に事業者が本事業の準備に関して支出した費用についても、合理的な範囲において市が負担する。」とありますが、既に支出した費用は、実損害であり、「合理的な範囲」かどうか考えるまでもなく、全額補償されるべきものと考えます。この考えのもと、第1項では、貴市が支出した費用については、「全て事業者の負担とする」とされているものと思料しますので、本項でも第1項と同様に、「既に事業者が本事業の準備に関して支出した費用はすべて市が負担する。」と修正いただけますでしょうか。	市は、事業者が主張する「既に事業者が本事業の準備に関して支出した費用」を、無制限に支払うことは出来ません。あくまでも合理的な範囲に限定されるべきものと考えます。第8条第1項にて事業者が支払う範囲を「合理的な範囲」に限定する内容に修正します。併せて、No. 363の回答をご参照ください。
369	基本協定書(案)	秘密保持等	5	第10条	3	(1)			基本契約書15条3項での質問(提案)と同様ですが、事業の遂行過程で弁護士等に相談することは少なくなく、また、法令上守秘義務を負う者への開示について事前の通知を行う必要性はそれほど高くないものと理解しておりますので、1号を削除していただけないでしょうか。	No. 360の回答をご参照ください。
370	基本協定書(案)	秘密保持等	5	第10条	3	(5)			事業者がSPCに開示する場合にも逐一事前通知を行うこととなっておりますが、SPCは事業者が出資している企業であるため、事業者からSPCへの開示については、事前通知の義務から外していただけないでしょうか。	No. 360の回答をご参照ください。
371	基本協定書(案)	秘密保持等	5	第10条	3				「第1項の定めにかかわらず、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。」とありますが、(1)～(5)の相手方を考慮すれば、「通知を不要」として頂くか、少なくとも「事前の通知を不要」として頂けないでしょうか。	No. 360の回答をご参照ください。
372	基本協定書(案)	秘密保持等	5	第10条	3				「第1項の定めにかかわらず、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。」とありますが、業務実態を踏まえて、第10条第3項の(4)(5)の相手方を考慮すれば、「通知を不要」として頂くか、少なくとも「事前の通知を不要」として頂けないでしょうか。	No. 360の回答をご参照ください。
373	基本協定書(案)	有効期間	5	第13条	3				「前2項の定めにかかわらず、本協定の終了後も、・・・第7条(違約金)、・・・」とありますが、かかる事由が指名停止又は倒産等であったとしても第7条第1項、第5条第2項第11号及び第12号が適用され、事業期間を通して、違約金が発生し、後継企業を認めないという理解となるのでしょうか。	No. 366の回答をご参照ください。基本協定書(案)第13条における第7条の有効期間は、基本契約等が締結されなかった場合に限定しますので、ご質問の事象が発生することはないと考えます。
374	基本協定書(案)	締結者	6						「代表取締役社長」とありますが、あくまで例示であって、周南市競争入札等参加資格申請において契約締結に関する権限が委譲されている場合には他の役職の者でも支障はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
375	基本協定書(案)	SPCの設立への出資	別紙1						欄外の※の記載に、「維持管理企業、建設等JV構成員以外の構成企業による出資は任意とします」ありますが、維持管理企業、建設等JV構成員以外の構成企業とは、どのような企業を指していますでしょうか。	ご指摘を踏まえ、基本協定書(案)を修正します。
376	基本契約書(案)	構成企業	1	第2条	1	(8)			「「構成企業」とは、本事業の事業者グループを構成する企業をいう。」とありますが、協力企業は含まれるでしょうか。	No. 347の回答をご参照ください。
377	基本契約書(案)	定義	1	第2条	1	(8)			「構成企業」の定義が募集要項の定義と異なっています。齟齬が発生すると思しますので統一いただけないでしょうか。	ご指摘を踏まえ、基本契約書(案)を修正します。
378	基本契約書(案)	募集要項等	1	第2条	1	(10)			募集要項等には、実施方針(案)、実施方針及び実施方針(修正版)並びに令和4年8月に公表した要求水準書(案)及びこれらの質問回答は含まれるでしょうか。	No. 348の回答をご参照ください。

No.	資料	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
379	基本契約書(案)	設計・建設工事 請負契約等の締 結	2	第5条	3				「市が事前に承諾した様式により」とありますが、指定の様式をご教示 いただけないでしょうか。	設計建設共同企業体協定書は、市として事前に指定するものではありません。 事業者で作成の上、市の承諾を得てください。
380	基本契約書(案)	役割分担	2	第6条	3				「維持管理業務を実施するSPCを支援する役割を担うものとする。」 とありますが、SPCが実施する維持管理業務について、事業者は連帯して 責任を負う必要はないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。維持管理業務実施上の義務はSPCが負うこととなり ます。
381	基本契約書(案)	SPCの運営	2	第7条	2				ここでいう「SPCの代表企業」とはコンソーシアムの代表企業のこと ではなく、SPC構成企業の代表者という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。当該条項及び関連する別紙3を修正します。併せ て、令和4年12月16日公表の募集要項等に関する質問回答（参加資格に関 する内容）No. 96の回答をご参照ください。
382	基本契約書(案)	SPCの運営	3	第7条	3				第7条第3項より別紙2は本件株主が提出義務者となっています。別紙2末 尾では代表企業のみが契約する建付けの様式になっていますが、本件株 主も同様に契約当事者になり記名押印するという理解でよいでしょ うか。	ご理解のとおりです。関連する別紙2を修正します。
383	基本契約書(案)	本施設の契約内 容不適合に関す る責任	3	第8条					応募グループの構成次第では、SPCと建設等JVの双方の構成員になっ ている事業者も含まれる可能性があり、この場合だとSPCからJVに直接賠償請 求した場合に利益相反することが考えられますので条文を修正してい ただけないでしょうか。	原案のとおりとします。同一の個人がSPCと建設等JVの構成企業双方の (代表)取締役を兼任する場合を想定されていると思われませんが、会社 法上の利益相反規制は、取締役と会社との間の一定の「取引」が対象（会 社法第356条第1項）となります。利益相反規制に該当するか否かの判断 は、SPC又は構成企業の責任においてすべき事柄ですが、SPCが構成企業 に対し損害賠償を請求すること自体は「取引」ではなく、一般には利益 相反規制の対象にならないと考えられます。仮に該当するとしても、SPC の取締役会の承認決議により行うことができるため、基本契約書第8条を 修正する必要はないと考えます。
384	基本契約書(案)	本施設の契約内 容不適合に関す る責任	3	第8条					SPCからJVへ直接賠償請求する場合、両方の構成員になっている事業者に ついては、利益相反になるおそれがあり（構成次第ではありませんが、） 文言修正をお願いできないでしょうか。	No. 383の回答をご参照ください。
385	基本契約書(案)	本施設の契約不 適合に関す る責任	3	第8条					建設等JVは、設計・建設工事請負契約40条に基づき発注者である市に対 して契約不適合責任を負いますが、同契約27条・28条に基づく損害賠償 とは別途、契約不適合責任に基づく責任をSPCに対して負うことはない (そもそも建設JVは基本契約締結後に組成されるものです)といえますの で、同条の削除をお願いいたします。または、基本契約書第8条が設 計・建設工事請負契約40条を超えて建設JVに負担を生じさせ責任を負わ せるものではないとの主旨であることを確認させていただけないでしょ うか。	基本契約書第8条の趣旨は、ご質問後段のとおり、設計・建設工事請負契 約40条の責任を超えて建設JVに責任を負わせるものではなく、本来、契 約不適合がある場合に建設JV等→市→SPCと賠償すべき損害を、建設JV等 →SPCに直接賠償することを可能とするためのものです。したがって、基 本契約書8条を修正する必要はないと考えられます。
386	基本契約書(案)	SPCへの代表企業 の保証	3	第9条					SPCの履行の保証のために代表企業のみが別紙3の保証書を提出すること になっています。一方、第7条第3項記載の別紙2は、代表企業のみな らず、本件株主による提出が予定されておりますが、この違いの理由を ご教示いただけないでしょうか。出資持分に応じて構成員が負担するこ とがより合理的であると思っております。	No. 381の回答をご参照ください。
387	基本契約書(案)	SPCへの補償	3	第9条					ここでいう代表企業とは、SPC構成企業の代表者という理解でよろし いでしょうか。	No. 381の回答をご参照ください。
388	基本契約書(案)	SPCへの代表企業 の保証	3	第9条					この条文にある「代表企業」とは、SPCの代表企業（SPCの株式保有割合 が最大の企業）との理解でよろしいでしょうか。それとも応募グルー プの代表企業を指しているのでしょうか。	No. 381の回答をご参照ください。

No.	資料	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
389	基本契約書(案)	SPCへの代表企業の保証	3	第9条					「代表企業」が応募グループの代表企業であった場合、もしくはSPCの代表企業であったとしても長期にわたる契約期間全般の連帯保証責任を単独企業で負うべき債務として現実的ではないと考えます。本案件は、貴市と応募グループの代表企業が基本協定・基本契約を締結し、設計・建設JVの代表企業が貴市と工事請負契約を締結する。SPCの代表企業が貴市と維持管理業務委託契約を締結する運びになると考えられますので、契約上の債務はそれぞれの契約で保証すべきではないでしょうか。	No. 381の回答をご参照ください。
390	基本契約書(案)	計算書類等の提出	3	第10条	2				ここでいう「毎会計年度に係る計算書類等」とは、第1項の「計算書類及びその附属明細書の写し」と同義という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
391	基本契約書(案)	本契約上の権利義務の譲渡の禁止	3	第11条	2				「ただし、代表企業及びSPCは除くものとする。」というのは、SPCと代表企業は「市がやむを得ない事情があると認めた場合」であるか否かにかかわらず、本契約上の地位及び本契約に基づく権利義務につき、第三者へ譲渡することはできないという理解でよろしいでしょうか。	No. 549の回答をご参照ください。
392	基本契約書(案)	本契約上の権利義務の譲渡の禁止	3	第11条	3				後継企業が「本事業の公募手続において優先交渉権決定者に選定されなかった参加者の代表企業又は構成企業であってはならない」とする理由をご教示いただけませんか。	募集要項において、基本協定書を締結した後、選定されなかった応募者の構成企業又は協力企業は、他の応募者の再委託企業として業務等を受託することは認めています。構成企業又は協力企業としての参画は認めていません。後継企業については、権利義務の譲渡を伴うため、主に構成企業が想定されることから、募集要項の考え方を継承し、本事業の選定手続において優先交渉権決定者に選定されなかった応募者の代表企業又は構成企業であってはならないとしています。
393	基本契約書(案)	秘密保持等	4	第15条	3				「第1項の定めにかかわらず、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。」とありますが、(1)～(5)の相手方を考慮すれば、「通知を不要」として頂くか、少なくとも「事前の通知を不要」として頂けないでしょうか。	原案のとおりとしますが、既定の情報を定期的に第15条第3項の各号に掲げる者に開示する必要がある場合は、情報を開示する初回において、情報及び時期・頻度等を事前通知することで、足りることとします。
394	基本契約書(案)	秘密保持等	4	第15条	3				「第1項の定めにかかわらず、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。」とありますが、業務実態を踏まえて、第10条第3項の(4)(5)の相手方を考慮すれば、「通知を不要」として頂くか、少なくとも「事前の通知を不要」として頂けないでしょうか。	No. 393の回答をご参照ください。
395	基本契約書(案)	秘密保持等	4	第15条	5				ここでいう「市の定める諸規定」とは、市の個人情報保護条例を指しているという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、令和5年4月1日以降は、「周南市個人情報の保護に関する法律施行条例」が適用されます。
396	基本契約書(案)	秘密保持	4	第15条	3	(1)			秘密情報を開示する際に事前の通知が必要な場合として記載のある1号(弁護士等に必要範囲で開示する場合)について、事業の遂行過程で弁護士等に相談をすることは少なくともなく、また、法令上守秘義務を負う者への開示について事前の通知を行う必要性はそれほど高くはないものと理解しておりますので、1号を削除していただけないでしょうか。	No. 393の回答をご参照ください。
397	基本契約書(案)	秘密保持	4	第15条	3	(5)			事業者がSPCに開示する場合にも逐一事前通知を行うこととなっておりますが、SPCは事業者が出資している企業であるため、事業者からSPCへの開示については、事前通知の義務から外していただけないでしょうか。	No. 393の回答をご参照ください。
398	基本契約書(案)	有効期間	5	第17条	1				「維持管理契約」とありますが、「維持管理業務委託契約」との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ご指摘を踏まえ、基本契約書(案)を修正します。

No.	資料	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
399	基本契約書(案)	有効期間	5	第17条	2				「前項の定めにかかわらず、第12条（債務不履行）及び・・・」とありますが、維持管理契約終了の日以降も第12条の債務不履行の規定が存続するのでしょうか。	ご理解のとおりです。維持管理業務期間中の債務不履行に基づく損害賠償について、維持管理業務期間満了後も可能とするための存続条項となります。
400	基本契約書(案)	出資者保証書	7	別紙2					ここでいう「代表企業」とはSPGの代表企業との理解でよろしいでしょうか。	No. 381の回答をご参照ください。
401	基本契約書(案)	保証書	8	別紙3	頭書				「基本契約書第8条」とあるのは「基本契約書第9条」の誤記ではないでしょうか。	ご理解のとおりです。ご指摘を踏まえ、基本契約書（案）を修正します。
402	基本契約書(案)	SPCへの代表企業の保証	8						保証書を提出する代表企業はグループの代表企業ということで宜しいでしょうか。	No. 381の回答をご参照ください。
403	基本契約書(案)	SPCへの代表企業の保証	8						維持管理業務委託契約の第4条にて履行保証保険を提出することになっており、更に連帯保証を提出するのは保証が重複していると思われま。連帯保証については免除いただけないでしょうか。	本条項は、SPCが倒産した場合などにおいて、SPCの義務や債務の履行についてSPCの代表企業が保証することを目的としており、維持管理業務委託契約第4条とは保証の性質が異なる点にご留意ください。
404	設計・建設工事請負契約(案)	契約金額と履行期間	1						本契約書（案）は、契約金額と履行期間を定めた記載がありません。変更版を提出していただくと理解で宜しいでしょうか？	契約金額と履行期間が記載されている「頭紙」を添付した設計・建設工事請負契約（案）に修正します。
405	設計・建設工事請負契約(案)	出来高予定額と支払い限度額	1	第1条	3				「発注者は、予算の都合その他必要があるときは、これらの額を変更することができる。」とありますが、設計・建設工事請負契約締結時に決定するとの理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。優先交渉権者の提案に基づき、各年度の出来高予定額と支払限度額を設定します。なお、設計・建設工事請負契約締結後における予算等の都合により、出来高予定額と支払限度額を変更することを想定した条文ですが、市から一方的に出来高予定額と支払限度額の変更を提示するものではなく、市と受注者との協議により変更がなされる点にご留意ください。
406	設計・建設工事請負契約(案)	総則	1	第1条					「頭紙」をご提示いただきたく存じます。	No. 404の回答をご参照ください。
407	設計・建設工事請負契約(案)	出来高予定額 支払限度額	1	第1条	3				但書について、出来高予定額や支払限度額を変更する前に受注者との協議が行われるとの理解で宜しいですか。	No. 405の回答をご参照ください。
408	設計・建設工事請負契約(案)	支払限度額	1	第1条	3				各年度の出来高予定額と支払い限度額の欄がございますが、いずれも二次提案書の内容等に基づき、本契約締結時に金額を定めるとの理解でよろしいでしょうか。特に、年度ごとの支払い限度額が固定額となっている場合には、様式VI-2-2（全体年次計画表）の金額にも影響しますので明記していただけないでしょうか。	No. 405の回答をご参照ください。
409	設計・建設工事請負契約(案)	設計図書	1	第1条	2	(1) ~ (3)			(1) から (3) まで同様に要求水準書（案）ではなく要求水準書となっておりますが、要求水準書（案）から要求水準書に変わるタイミングをご教示ください。また、少なくとも質問回答については、要求水準書（案）に対する回答ではないでしょうか。	前段については、No. 63の回答をご参照ください。後段については、ご理解のとおりです。設計・建設工事請負契約（案）を修正します。
410	設計・建設工事請負契約(案)	設計図書	1	第1条	2	(1) ~ (3)			要求水準書の質問回答については、令和4年8月に公表した要求水準書（案）に対する質問回答や競争的対話での回答を含みますか。	競争的対話における回答及び令和4年11月14日以降に公表した要求水準書（案）に関する質問回答は含みます。募集要項等公表よりも前の書類である令和4年8月10日に公表した要求水準書（案）に関する質問回答は含みません。
411	設計・建設工事請負契約(案)	総則	2	第1条	5				受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。とありますが、秘密の定義をご教示ください。事業を遂行するための協力業者への情報提供等はどのような扱いとなるのでしょうか。	基本契約書（案）第15条の規定に準じます。
412	設計・建設工事請負契約(案)	関連工事の調整	2	第2条	2				受注者に求められる「必要な協力」の範囲についてご教示ください。	現時点で、具体的な想定はありません。事業者提案によります。

No.	資料	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
413	設計・建設工事 請負契約(案)	請負代金額内訳 書	2	第3条					「受注者は、この契約締結後5日以内に設計図書(設計成果物を除く。)に基づいて、請負代金額内訳書を発注者に提出しなければならない。」とありますが、内訳書の書式は事業者提案との理解で宜しいでしょうか?	ご理解のとおりです。
414	設計・建設工事 請負契約(案)	出来高予定額	2	第1条	3				出来高予定額と支払い限度額は応募者の提案金額に基づいて設定するという理解でよろしいでしょうか。	No. 405の回答をご参照ください。
415	設計・建設工事 請負契約(案)	請負代金額内訳書 及び工程表	3	第3条	2				承諾後〇日以内とありますが、この日数は受発注者間の協議事項でしょうか。	ご理解のとおりです。設計・建設工事請負契約(案)を修正します。
416	設計・建設工事 請負契約(案)	請負代金額内訳書 及び工程表	2・3	第3条	2				〇日以内とされている日数について、ご教示をお願いします。	No. 415の回答をご参照ください。
417	設計・建設工事 請負契約(案)	契約の保証	3	第4条	6				契約の保証が免除となる条件をご教示ください。	本事業においては、原則として、契約の保証が免除となる場合はないとご理解ください。
418	設計・建設工事 請負契約(案)	契約の保証	3	第4条	6				契約の保証を要しない場合とは、どのような場合を想定されておりますでしょうか。	No. 417の回答をご参照ください。
419	設計・建設工事 請負契約(案)	契約の保証	3	第4条	6				「発注者が必要がないと認めるときは、免除することができる。」とありますが、具体的な基準や手続きはございますでしょうか。	No. 417の回答をご参照ください。
420	設計・建設工事 請負契約(案)	著作権の譲渡等	4	第5条の2	2				設計成果物を公表する場合や、表示した氏名を変更する場合は、事前に受注者と協議していただけないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
421	設計・建設工事 請負契約(案)	著作権の譲渡等	4	第5条の2	3				発注者による設計成果物の内容の変更は、受発注者間で協議し合意した場合に可能とするよう修正いただきたく存じます。	ご指摘を踏まえ、設計・建設工事請負契約(案)を修正します。
422	設計・建設工事 請負契約(案)	著作権の譲渡等	4	第5条の2	3				設計成果物を改変する場合は、事前に受注者と協議していただけないという理解でよろしいでしょうか。	No. 421の回答をご参照ください。
423	設計・建設工事 請負契約(案)	著作権	4	第5条の2	3				発注者が設計成果物を改変したことにより生じた損害等は、発注者の負担となるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
424	設計・建設工事 請負契約(案)	設計の一括再委 託等の禁止	4	第6条	2				「受注者は、施工の全部若しくは(中略)、又は請け負わせてはならない。」との記載は第6条第1項の記載の重複記載ではないでしょうか。	ご理解のとおりです。設計・建設工事請負契約(案)を修正します。
425	設計・建設工事 請負契約(案)	設計の一括再委 託等の禁止	4	第6条	2	1			受注者は、施工の全部若しくはその主たる部分又はほかの部分から独立してその機能を発揮する工作物の施工を一括して第三者に委任し、とありますが、本条は設計に関する項目のため、施工は設計の誤記であるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 424の回答をご参照ください。
426	設計・建設工事 請負契約(案)	施工の一括委任 又は一括下請負 の禁止	4	第6条					本事業における「他の部分から独立してその機能を発揮する工作物」とは何を指しているのでしょうか。	本事業で特段想定される例はありませんが、一般論としての具体的な事例を以下に示します。 (具体的な事例) 道路改修工事2キロメートルを請け負い、そのうちの500メートル分について施工技術上分割しなければならない特段の理由がないにもかかわらず、その工事を1社に下請負させる場合
427	設計・建設工事 請負契約(案)	設計の一括再委 託等の禁止	4	第6条の2	1				本事業における「他の部分から独立してその機能を発揮する工作物」とは何を指しているのでしょうか。	No. 424及びNo. 426の回答をご参照ください。
428	設計・建設工事 請負契約(案)	設計の一括再委 託等の禁止	4	第6条の2	1				本項の「施工」は「設計」ではないでしょうか。	No. 424の回答をご参照ください。

No.	資料	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
429	設計・建設工事 請負契約(案)	設計の一括再委 託等の禁止	4	第6条の2	2				本項における、「設計図書において指定した部分」をご教示ください。	現時点で想定するものではありません。併せて、令和4年12月16日公表の募集要項等に関する質問回答(参加資格に関する内容)No.85の回答をご参照ください。
430	設計・建設工事 請負契約(案)	設計の一括再委 託等の禁止	4	第6条の2	3				本項における、「設計図書において指定した部分」をご教示ください。	現時点で想定するものではありません。併せて、令和4年12月16日公表の募集要項等に関する質問回答(参加資格に関する内容)No.85の回答をご参照ください。
431	設計・建設工事 請負契約(案)	設計の一括再委 託等の禁止	4	第6条の2					第6条と同様の内容が記載されていますが、誤記ではないかと思われますので、ご確認の程宜しくお願いいたします。	No.424の回答をご参照ください。
432	設計・建設工事 請負契約(案)	特許権等の使用	5	第8条					「受注者がその使用に関して要した費用」には、万が一権利者から訴訟を提起された場合や請求を受けた場合の解決に要する費用も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
433	設計・建設工事 請負契約(案)	監督職員	5	第9条	2	(3)			監督職員の権限として、設計図書に基づく施工のための詳細図等の作成とありますが、作成された詳細図の責任は監督職員が持つのでしょうか。	本事業においては、「設計図書に基づく施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾」における後者を想定しており、監督職員は受注者の作成した詳細図等が設計図書(設計成果物を除く)と適合するかを確認し、適合する場合は承諾を与える権限を有することとしています。
434	設計・建設工事 請負契約(案)	現場代理人及び 主任技術者等	6	第10条					乙型JVを結成した場合、各工種毎に現場代理人の配置が必要でしょうか。JV全体で1名とした場合、担当工種の指定はございますでしょうか。	令和4年12月16日公表の募集要項等に関する質問回答(参加資格に関する内容)No.92の回答をご参照ください。
435	設計・建設工事 請負契約(案)	管理技術者	6	第10条の2	2				前条第3項の規定とは、第10条、第9条、どちらを意図されていますでしょうか。第10条の場合、管理技術者が工事現場に常駐する必要が生じます。	ご指摘を踏まえ、第10条の2第2項の条文は削除します。
436	設計・建設工事 請負契約(案)	管理技術者	6	第10条の2	2				「前条第3条及び第5項の規定は、前項の管理技術者に準用する。」とありますが、前条第3項の規定は、工事現場への常駐、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領など、数多くの権限の行使を認めています。準用規定としては望ましくないのではないでしょうか(特に常駐の規定。)	No.435の回答をご参照ください。
437	設計・建設工事 請負契約(案)	施工の承諾期間	7	第13条の2	2				設計成果物及び設計成果物に基づく施工の承諾は、設計成果物の提出後どの程度の期間でなされるのでしょうか。	1か月程度を想定しています。ただし、十分な協議が行われていることが前提です。
438	設計・建設工事 請負契約(案)	支給材料及び賃 与品	8	第15条	6				支給材料又は賃与品の品名等を変更する前に、受注者との協議が有るという理解で宜しいですか。	ご理解のとおりです。
439	設計・建設工事 請負契約(案)	工用地の確保 等	9	第16条	2				「監督職員は、受注者から・・・応じなければならない。」とありますが、前項に検査に関する規定はございませんので、不要ではないでしょうか。	ご理解のとおりです。設計・建設工事請負契約(案)を修正します。
440	設計・建設工事 請負契約(案)	工用地の確保 等	9	第16条	2				「前項の検査」について、前項には検査に関する規定がありませんが、間違いでしょうか。	No.439の回答をご参照ください。
441	設計・建設工事 請負契約(案)	工用地の確保 等	9	第16条	2				「前項の検査」とありますが、第1項には工用地の検査について規定されておりませんので、ご教示いただけないでしょうか。	No.439の回答をご参照ください。
442	設計・建設工事 請負契約(案)	破壊検査等	10	第17条	5				3項・4項に基づき破壊検査を実施した結果、設計図書に適合していることが判明した場合は、検査及び復旧に直接要する費用は発注者の負担と考えて宜しいでしょうか。	受注者の負担となります。

No.	資料	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答	
443	設計・建設工事 請負契約(案)	設計図書不適合 の場合の改造等 の義務及び破壊 検査等	10	第17条	5					前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。とありますが、たとえ検査し問題がなかった場合でも、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担となるのでしょうか。	No. 442の回答をご参照ください。
444	設計・建設工事 請負契約(案)	条件変更等	10	第18条	1	(4)				(設計成果物及び本件提案を除く)となっておりませんが、二重に「」があるのは誤記との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。設計・建設工事請負契約(案)を修正します。
445	設計・建設工事 請負契約(案)	設計図書の変更	11	第19条						18条で具体的に定義付けしていますが、それ以外で19条が適用される具体例が有りましたらご教示ください。	第18条に該当しないものの、発注者及び受注者の合意のもとで設計図書を変更する場合はこれに該当します。
446	設計・建設工事 請負契約(案)	設計図書の変更	11	第19条						本条に基づき設計図書を変更する前に、受注者との協議が行われるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
447	設計・建設工事 請負契約(案)	工事の中止	11	第20条	1					この契約における「天災等」の中には、疫病の流行や、それらに対する政府指示などの間接的なものも含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
448	設計・建設工事 請負契約(案)	工事の中止	11	第20条	1					発注者から受注者に対して工事の中止を求めることはできるのですが、受注者から発注者に対して工事の全部又は一部を一時中止する請求はできるのでしょうか。	受注者が工事の全部又は一部を一時中止する請求を行うことは可能です。受注者の請求に対し、発注者(市)が工事の全部又は一部を一時中止と判断した場合は、第20条に基づき、発注者(市)の権限で、工事の全部又は一部を一時中止します。
449	設計・建設工事 請負契約(案)	受注者の請求に よる工期の延長	11	第21条	1					ウクライナ情勢により供給する部品の納期が大きな影響を受ける場合、事前に工期延長申請をすれば工期延長は認められるとの理解で宜しいでしょうか。	工期の延長については、個別の事情に応じて判断します。
450	設計・建設工事 請負契約(案)	受注者の請求に よる工期の延長	11	第21条	2					第20条第3項で天災等に起因する工事の一時中止に伴う増加費用等は発注者負担とされていることから、本条項の請負代金額の変更についても発注者受注者双方の責めに帰すべき事由がない場合には発注者負担と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
451	設計・建設工事 請負契約(案)	発注者の請求に よる工期の短縮 等	11	第22条	1					「特別の理由により工期を短縮する必要があるとき」について、具体例をご教示いただくことは可能でしょうか。	現時点で、具体的な想定はありません。
452	設計・建設工事 請負契約(案)	工期の変更方法	12	第23条	1					協議が整わない場合と有りますが、事前に十分な協議が行われているという認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
453	設計・建設工事 請負契約(案)	工期の変更方法	12	第23条	1					工期の変更について、14日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め、受注者に通知する。とありますが、期限を定める必要があるのでしょうか。片務契約になっているかと思われます。	発注者と受注者がお互いに誠意をもって協議することを前提としますが、それでもなお協議が整わない場合は、一定の期間を定める必要があると考えます。なお、周南市請負工事約款第23条及び土木学会公共土木設計施工標準請負契約約款第24条に併せて本条項を設定しているため、原案のとおりとします。併せて、No. 452の回答をご参照ください。
454	設計・建設工事 請負契約(案)	請負代金額の変 更方法等	12	第24条	1					協議が整わない場合と有りますが、事前に協議が行われているという認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
455	設計・建設工事 請負契約(案)	請負代金額の変 更方法等	12	第24条	1					請負代金の額の変更について、14日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め、受注者に通知する。とありますが、期限を定める必要があるのでしょうか。片務契約になっているかと思われます。	発注者と受注者がお互いに誠意をもって協議することを前提としますが、それでもなお協議が整わない場合は、一定の期間を定める必要があると考えます。なお、周南市請負工事約款第24条及び土木学会公共土木設計施工標準請負契約約款第25条に併せて本条項を設定しているため、原案のとおりとします。併せて、No. 454の回答をご参照ください。

No.	資料	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
456	設計・建設工事 請負契約(案)	賃金又は物価の 変動に基づく請 負代金の額の変 更	12	第25条	1				昨今の物価変動を考えると、この契約を締結した日から12月以内であっても、請負代金の額の変更について協議させていただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
457	設計・建設工事 請負契約(案)	賃金又は物価の 変動に基づく請 負代金の額の変 更	12	第25条	1				物価スライド条項適用の起算日が「この契約を締結した日」とされておりますが、二次審査提案書提出から設計・建設工事請負契約の締結まで約半年間の期間があり、その間のコスト上昇リスクは事業者が全面的に負うこととなります。この間にも物価上昇が生じる恐れがありますので起算日を「二次審査提案書提出締切日」としていただけないでしょうか。	ご指摘を踏まえ、設計・建設工事請負契約書(案)を修正します。
458	設計・建設工事 請負契約(案)	請負代金額の変 更方法等	12	第25条	2				約款第25条第2項及び第3項に規定する変動前残工事代金額の基準日は、募集要項が公表(令和4年11月14日)された日、変動後残工事代金額の基準日は請求のあった日との理解で宜しいでしょうか。	変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額の基準日は第25条第3項に記載のとおり請求のあった日が基準となります。その際に適用する物価の起算日については、No. 457の回答をご参照ください。
459	設計・建設工事 請負契約(案)	請負代金額の変 更方法等	12	第25条	3				ウクライナ情勢に端を発した原油価格高騰及び円高にともない、特に材料費が依然として高騰し先行きが不透明な状況が続いています。建設工事請負契約書(案)の(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)第25条の第3項では、「変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求にあった日を基準として物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。」とありますが、こちらの物価指数は、例えば、機器費：日銀企業物価指数/鉄鋼、材料費：日銀企業物価指数/鉄鋼 or 金属製品、労務費：周南市または山口県の労務単価といった指標でご検討頂くとの理解で宜しいでしょうか。具体的な指標があればご教示願います。	第25条第3項に記載のとおり、具体的な物価指数は発注者と受注者の協議により定めます。
460	設計・建設工事 請負契約(案)	賃金又は物価の 変動に基づく請 負代金の額の変 更	12	第25条	3				変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定めるとありますが、算出の根拠となる物価指数等については、具体的に何の指標に基づいて算出される予定であるのかご教示ください。	No. 459の回答をご参照ください。
461	設計・建設工事 請負契約(案)	賃金又は物価の 変動に基づく請 負代金の額の変 更	12	第25条	3				協議が整わない場合とありますが、事前に十分な協議が行われているという認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
462	設計・建設工事 請負契約(案)	賃金又は物価の 変動に基づく請 負代金の額の変 更	12	第25条	3				物価スライド協議対応に関して「物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める」とあります。採用する指数については標準建築費指数季報(建設工業経営研究会)、建築費指数(建設物価調査会)などの公表資料によるものとの理解でよろしいでしょうか。	No. 459の回答をご参照ください。
463	設計・建設工事 請負契約(案)	賃金又は物価の 変動に基づく請 負代金の額の変 更	12	第25条	4				昨今の物価変動を考えると、直前のこの条の規定に基づく請負代金の額の変更について請求があった日から12月以内であっても、請負代金の額の変更について協議させていただけるという理解でよろしいでしょうか。	No. 456の回答をご参照ください。
464	設計・建設工事 請負契約(案)	請負代金額の変 更方法等	12	第25条	5				昨今の国際情勢の急激な変化により鋼材等の原料価格高騰により製缶品や配管材料の価格が上昇した場合には、本条5項により請負代金額変更を請求できるとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。

No.	資料	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
465	設計・建設工事 請負契約(案)	請負代金額の変 更方法等	12	第25条	6				ウクライナ情勢等の影響により、募集公告以降も物価が急激に上昇して おります。国土交通省「令和4年3月から適用する公共工事設計労務単 価について」の運用に係る特例措置について(令和4年2月18日付け、 国会公契第49号ほか)」と山口県「令和4年3月から適用する公共工事 設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置につ いて(令和4年3月)」に基づき、令和6年1月予定の契約直後で契約 金額の変更をしていただけたらとの理解でよろしいでしょうか。	No. 456及びNo. 457の回答をご参照ください。
466	設計・建設工事 請負契約(案)	賃金又は物価の 変動に基づく請 負代金額の変 更	12	第25条					この契約を締結する前の段階で、賃金又は物価の変動が生じた場合も、 請負代金額について協議させていただけるという理解でよろしいでしょ うか。	No. 456及びNo. 457の回答をご参照ください。
467	設計・建設工事 請負契約(案)	賃金又は物価の 変動に基づく請 負代金額の変 更	12	第25条	3				「変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基 準とし、物価指数等に基づき、発注者と受注者とが協議して定める。」 とありますが、令和4年4月26日付けで国土交通省より、「労務費、原材 料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定 や適正な工期の確保について」(国不建第54号)の通達されておしま す。昨今の物価高騰や通達を受け、1回目の請負代金額の変更について は、変動前の請負代金の基準日は提案書の提出日とさせていただけない でしょうか。提案書の提出日から契約締結までの間に数ヶ月の期間があ り、その期間に急激な物価変動が起こることを懸念した質問です。	No. 457の回答をご参照ください。
468	設計・建設工事 請負契約(案)	賃金又は物価の 変動に基づく請 負代金額の変 更	12	第25条	3				「物価指数等に基づき・・・」とありますが、受注者からの請負代金の 額の変更を請求する時には、受注者が設定する合理的な物価指数に基づ き協議するという理解でよろしいでしょうか。	No. 459の回答をご参照ください。
469	設計・建設工事 請負契約(案)	賃金又は物価の 変動に基づく請 負代金額の変 更	13	第25条	7				協議が整わない場合と有りますが、事前に十分な協議が行われていると いう認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
470	設計・建設工事 請負契約(案)	賃金又は物価の 変動に基づく請 負代金額の変 更	13	第25条	6				予期することのできない特別な事情による急激なインフレーション、又 はデフレーションとありますが、インフレーション、デフレーションは 通常予期できないものかと思われます。特別な事情とは、どのような場 合を想定しておりますか。	昨今のウクライナ情勢やコロナ等の外部環境変化により、通常の賃金又 は物価の変動率が想定よりも大きく超過する場合は想定しています。
471	設計・建設工事 請負契約(案)	賃金又は物価の 変動に基づく請 負代金額の変 更	13	第25条	7				請負代金額の変更について、14日以内に協議が整わない場合は、発注 者が定め、受注者に通知する。とありますが、期限を定める必要がある のでしょうか。片務契約になっているかと思われます。	発注者と受注者がお互いに誠意をもって協議することを前提とします が、それでもなお協議が整わない場合は、一定の期間を定める必要があ ると考えます。なお、周南市請負工事約款第25条及び土木学会公共土 木設計施工標準請負契約約款第26条に併せて本条項を設定しているため、 原案のとおりとします。併せて、No. 469の回答をご参照ください。
472	設計・建設工事 請負契約(案)	賃金又は物価の 変動に基づく請 負代金額の変 更	13	第25条	6				提案価格から優先交渉権者の決定までに、工事請負契約書の第25条6項に ある「予期することのできない特別な事情により、契約期間内に日本国 内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代 金額が著しく不相当となったとき・・・」については、契約前であっても 貴市と優先交渉権者における契約協議において、提案金額から契約する 際に契約金額の変更は可能でしょうか。	No. 456及びNo. 457の回答をご参照ください。

No.	資料	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
473	設計・建設工事 請負契約(案)	不可抗力による 損害	14	第29条	1				この契約における「不可抗力」の中には、疫病の流行や、それらに対する政府指示などの間接的なものも含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、本条項は設計成果物、工事的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの調査機械器具、工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じた場合を想定しており、疫病の流行等が要因で本条項を適用する可能性は低いと考えます。
474	設計・建設工事 請負契約(案)	不可抗力による 損害	14	第29条	4				今回事業規模を踏まえると100分の1、と言うのは負担が大きすぎますので再検討いただけないでしょうか。	周南市請負工事約款第29条及び土木学会公共土木設計施工標準請負契約約款第30条に併せて本条項を設定しているため、原案のとおりとします。
475	設計・建設工事 請負契約(案)	不可抗力による 損害	14	第29条	4				本条は公共工事標準請負約款に沿った規定かと存じますが、本案件は設計建設期間が約8年間と長期に渡るため、全期間の請負金額の全体の100分の1を基準のするのでは、事業者は不可抗力に対する適切な補償が受けられません。維持管理業務委託契約第28条第6項と同様に、不可抗力が発生した年度の請負代金額を基準にいただけないでしょうか。設計建設業務の提案上限額(146億5,679万7千円)は、維持管理業務の上限額(61億1,295万2千円)の倍以上の委託金額であるため、事業者の負担への影響はより多大になる可能性があるため、ご配慮いただけますと幸いです。	No. 474の回答をご参照ください。
476	設計・建設工事 請負契約(案)	請負代金の額の変更に代える設計図書の変更	15	第30条	1				「請負代金の額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合」の中には、21条、25条、33条による場合も想定されるのではないのでしょうか。	No. 480の回答をご参照ください。
477	設計・建設工事 請負契約(案)	請負代金の額の変更に代える設計図書の変更	15	第30条	1				協議が整わない場合と有りますが、事前に十分な協議が行われているという認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
478	設計・建設工事 請負契約(案)	中間検査	15	第30条	2				第2項に関しては、誤記と思われます(同様の記載が第28条3項にあります)。	ご理解のとおりです。ご指摘を踏まえ、設計・建設工事請負契約(案)を修正します。
479	設計・建設工事 請負契約(案)	請負代金の額の変更に代える設計図書の変更	15	第30条	1				請負代金の額の変更に代える設計図書の変更について、14日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め、受注者に通知する。とありますが、期限を定める必要があるのでしょうか。片務契約になっているかと思われます。	発注者と受注者がお互いに誠意をもって協議することを前提としますが、それでもなお協議が整わない場合は、一定の期間を定める必要があると考えます。なお、周南市請負工事約款第30条及び土木学会公共土木設計施工標準請負契約約款第31条に併せて本条項を設定しているため、原案のとおりとします。併せて、No. 477の回答をご参照ください。
480	設計・建設工事 請負契約(案)	請負代金の額の変更に代える設計図書の変更	15	第30条	1				条数にずれが生じているかと思しますので、ご確認お願い致します。第22条とあるのは第21条、第23条とあるのは第22条、第26条から第28条とあるのは第25条から第27条、第32条とあるのは第33条が正しいかと思致します。	ご指摘を踏まえ、設計・建設工事請負契約書(案)を修正します。
481	設計・建設工事 請負契約(案)	中間検査	15	第30条の2					「前2項の場合・・・」の文章は文意が通りませんので、誤植でしょうか。	No. 478の回答をご参照ください。
482	設計・建設工事 請負契約(案)	中間検査	15	第30条の2	1				「前2項」とありますが、本条は1項目しか記載がありませんので間違いでしょうか。	No. 478の回答をご参照ください。
483	設計・建設工事 請負契約(案)	中間検査	15	第30条の2	2				前1項の場合とありますが、前は1項しかないように思われます。前2項はどの文章に該当するのでしょうか。	No. 478の回答をご参照ください。
484	設計・建設工事 請負契約(案)	中間検査	15	第30条の2					「前2項の場合その他工事の実施について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。」は、本条の前に項が存在しないことから、誤記ではないでしょうか。	No. 478の回答をご参照ください。

No.	資料	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
485	設計・建設工事 請負契約(案)	中間検査	15	第30条の2					「前2項の場合」以下は誤記でしょうか。	No. 478の回答をご参照ください。
486	設計・建設工事 請負契約(案)	中間検査	15	第30条の2					「前2項の場合その他工事の実施について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。」とありますが、誤記ではないかと思われますので、ご確認の程宜しく願いたします。	No. 478の回答をご参照ください。
487	設計・建設工事 請負契約(案)	中間検査	15	第30条の2					「前2項の場合」で始まる一文に関し、冒頭の「前2項」とは具体的にどの条項を指すのかご教示ください。また、当該一文は中間検査に関する内容ではないとも思われますので、ご確認をお願いいたします。	No. 478の回答をご参照ください。
488	設計・建設工事 請負契約(案)	工事の完成検査 及び引渡し	15	第31条	3				前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。とありますが、たとえ検査し問題がなかった場合でも、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担となるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
489	設計・建設工事 請負契約(案)	工事の完成検査 及び引渡し	15	第31条	6				「受注者は、工事が完成検査に合格しないときは、直ちに改造又は修補して発注者の検査を受けなければならない。」とありますが、「改造」の定義についてご教示ください。	本事業特有の定義はなく、他の請負契約等における定義と同様とお考えください。
490	設計・建設工事 請負契約(案)	工事の完成検査 及び引渡し	15	第31条	4				31条4項・5項によれば、設計成果物の引渡しは工事の完成の確認後(工事目的物の引渡しと同時に)であると読めますが、13条の2によれば、工事の施工の開始前に設計成果物を提出するようにも読めます。設計成果物の引渡し時期についてご教示ください。	設計成果物の引渡し時期は、第31条の規定のとおり、工事の完成確認後です。施工にあたっては、第13条の2の規定により、市への設計成果物の提出及び市の承諾が必要となります。また、提出するという行為は、引渡しとは異なる点にご留意ください。
491	設計・建設工事 請負契約(案)	中間検査	15						「前2項の場合その他工事～」とありますが、第28条3(P.13)に同じ記載があります。第30条の2の同記載は、誤記と考えてよろしいでしょうか。	No. 478の回答をご参照ください。
492	設計・建設工事 請負契約(案)	前金払	16	第34条	1				前払金の上限額については、どのような基準で決定されますでしょうか。	市の契約事務規則及び工事執行規則に基づいて決定します。
493	設計・建設工事 請負契約(案)	前金払	17	第34条					前払金を受領していない場合は、出来高予定額が減額されても返還する前払金はないと思いますが、「(同項の規定により支払った前払金がないときは、2分の1)」とあえて記載した趣旨をご教示いただけないでしょうか。	「同項」は中間前払金に関する規定である「第2項」を指します。です。ご指摘を踏まえ、設計・建設工事請負契約(案)を修正します。
494	設計・建設工事 請負契約(案)	前払金保証契約 の制限等	18	第36条	1				仮設費(施工に係る部分に限る。)の記載が二つあります。一つは誤記との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。設計・建設工事請負契約(案)を修正します。
495	設計・建設工事 請負契約(案)	前払金保証契約 の制限等	18	第36条	1				「仮設費(施工に係る部分に限る。)」が重複しておりますが、誤記でしょうか。	No. 494の回答をご参照ください。
496	設計・建設工事 請負契約(案)	前払金保証契約 の制限等	18	第36条	1				仮設費(施工に係る部分に限る。)が重複しております。	No. 494の回答をご参照ください。
497	設計・建設工事 請負契約(案)	部分払	18	第37条	10				部分払金の額の算定式は、同項6行目の「出来高予定額」までという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。「受注者は、部分払を請求しようとするときは～」を削除し、設計・建設工事請負契約(案)を修正します。
498	設計・建設工事 請負契約(案)	前払金保証契約 の制限等	18	第36条	1				「仮設費(施工に係る部分に限る。)」が連続して2回示されていますが、2回目は誤記であり他の費用に差し変わることはないという認識でよろしいでしょうか。	No. 494の回答をご参照ください。

No.	資料	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答	
499	設計・建設工事 請負契約(案)	部分払	19	第37条	6					協議が整わない場合と有りますが、事前に十分な協議が行われているという認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
500	設計・建設工事 請負契約(案)	部分払	19	第37条	4					前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。とありますが、たとえ検査し問題がなかった場合でも、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担となるのでしょうか。	No. 442の回答をご参照ください。
501	設計・建設工事 請負契約(案)	部分払	19	第37条	6					部分払金の請求について、7日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め、受注者に通知する。とありますが、期限を定める必要があるのでしょうか。片務契約になっているかと思われます。	発注者と受注者がお互いに誠意をもって協議することを前提としますが、それでもなお協議が整わない場合は、一定の期間を定める必要があると考えます。なお、周南市請負工事約款第37条及び土木学会公共土木設計施工標準請負契約約款第38条に併せて本条項を設定しているため、原案のとおりとします。併せて、No. 499の回答をご参照ください。
502	設計・建設工事 請負契約(案)	試運転等の実施等	19	第37条の2	1					試運転、性能試験は「第38条に基づき部分引渡しをした部分について」行うこととされていますが、31条に規定する工事の完成時に試運転、性能試験を行う必要はないという理解でよろしいでしょうか。	工事の完成時も試運転、性能試験を行う必要がありますので、ご指摘を踏まえ、第31条第2項を修正します。
503	設計・建設工事 請負契約(案)	試運転等の実施等	19	第37条の2	2					「発注者は、前項に定める試運転、性能試験及び立会検査等について、工事目的物の維持業務を行う者に協力させるものとする。」とありますが、試運転等の実施日程は、発注者と維持管理業務を行う者で協議の上、決定するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
504	設計・建設工事 請負契約(案)	部分引渡し	20	第38条	2					部分引渡しに係る請負代金の額について、14日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め、受注者に通知する。とありますが、期限を定める必要があるのでしょうか。片務契約になっているかと思われます。	発注者と受注者がお互いに誠意をもって協議することを前提としますが、それでもなお協議が整わない場合は、一定の期間を定める必要があると考えます。なお、周南市請負工事約款第38条及び土木学会公共土木設計施工標準請負契約約款第39条に併せて本条項を設定しているため、原案のとおりとします。
505	設計・建設工事 請負契約(案)	発注者の催告による解除権	21	第42条	1	1				「第5条4項」は「第5条5項」の誤記ではないでしょうか。	ご理解のとおりです。設計・建設工事請負契約(案)を修正します。
506	設計・建設工事 請負契約(案)	発注者の催告による解除権 発注者の催告によらない解除権	21	第42条 第43条	(1) (2)					「第5条第4項」は「第5条第5項」の誤記でしょうか。	ご理解のとおりです。設計・建設工事請負契約(案)を修正します。
507	設計・建設工事 請負契約(案)	発注者の催告による解除権	21	第43条	1	2				「第5条4項」は「第5条5項」の誤記ではないでしょうか。	No. 506の回答をご参照ください。
508	設計・建設工事 請負契約(案)	発注者の催告によらない解除権	22	第43条	1	(11)	カキ			「イからホ」「へに該当」はそれぞれ、「アからオ」「カに該当」の誤記でしょうか。	ご理解のとおりです。設計・建設工事請負契約(案)を修正します。
509	設計・建設工事 請負契約(案)	発注者の催告によらない解除権	22	第43条	1	(11)	カ			イからホとあるのはアからオかと思料します。この理解でよろしいでしょうか。	No. 508の回答をご参照ください。
510	設計・建設工事 請負契約(案)	発注者の催告によらない解除権	22	第43条	1	(11)	キ			へとあるのはカかと思料します。この理解でよろしいでしょうか。	No. 508の回答をご参照ください。

No.	資料	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
511	設計・建設工事請負契約(案)	発注者の催告によらない解除権	22	第43条	1	(12)			基本契約が解除された場合に、発注者は無催告で設計・建設工事請負契約を解除できるとされていますが、基本契約の解除につき受注者に帰責事由がない場合も想定されますので、本号を削除いただくか、受注者にも同様に本契約の解除権をお認めいただけないでしょうか(基本契約13条は、設計・建設工事請負契約が解除された場合、いずれの当事者も、当該解除に帰責性がある場合を除き、基本契約を解除できるとしています。)	ご指摘を踏まえ、設計・建設工事請負契約(案)第43条第12項を削除します。
512	設計・建設工事請負契約(案)	発注者の催告によらない解除権	23	第43条の2	(5)				受注者又はその使用人その他の従業者について、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条の刑が確定したとき。とありますが、使用人その他の従業者に対しても本項が適用されるのは厳しいかと思われま。本項については削除していただけませんかでしょうか。	周南市請負工事約款第43条の2に併せて本条項を設定しているため、原案のとおりとします。
513	設計・建設工事請負契約(案)	受注者の催告によらない解除権	23	第46条	(2)				工事の施工の中止期間が工期の2分の1(工期の2分の1が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。とありますが、民間連合協定では4分の1となっております。変更していただけませんかでしょうか。	周南市請負工事約款第46条に併せて本条項を設定しているため、原案のとおりとします。
514	設計・建設工事請負契約(案)	解除に伴う措置	23	第48条	3				協議が整わない場合と有りますが、事前に十分な協議が行われているという認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
515	設計・建設工事請負契約(案)	解除に伴う措置	23	第48条	2				発注者の責により施工着事前に契約が解除された場合、着事前の資材や契約について発注者負担としていただけませんかでしょうか。	第50条の規定に従い、損害賠償請求が可能です。
516	設計・建設工事請負契約(案)	解除に伴う措置	24	第48条	11				「第4項」「第5項」「第6項」はそれぞれ、「第7項」「第8項」「第9項」の誤記でしょうか。	ご理解のとおりです。設計・建設工事請負契約(案)を修正します。
517	設計・建設工事請負契約(案)	解除に伴う措置	24	第48条	11				第4項は第7項、第5項は第8項、第6項は第9項が正かと存じます。この理解でよろしいでしょうか。	No. 516の回答をご参照ください。
518	設計・建設工事請負契約(案)	発注者の損害賠償請求等	25	第49条	3				他の条項に習い、利率は政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に規定する財務大臣が定める率ではないのでしょうか。	ご理解のとおりです。設計・建設工事請負契約(案)を修正します。
519	設計・建設工事請負契約(案)	発注者の損害賠償請求等	25	第49条	3				49条の2と重複する規定と解釈できるため、削除いただけないでしょうか。また、遅延利息は、本契約の他の規定及び公共工事標準請負約款が推奨するとおり、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が定める率」としていただけないでしょうか。	前段については、周南市請負工事約款第49条及び第49条の2に併せて本条項を設定しているため、原案のとおりとします。後段については、No. 518の回答をご参照ください。
520	設計・建設工事請負契約(案)	発注者の違約金請求等	25	第49条の2	1	1			設計・建設工事請負契約49条の2第1項では、請負代金の額の10分の1の違約金が定められていますが、基本協定7条4項により違約金について基本協定の規定が優先されるとすると、暴排条項に該当して設計・建設工事請負契約が解除された場合には、設計・建設工事請負契約49条の2ではなく基本協定7条1項、同4項により、本事業の見積価格の10分の1の違約金の支払が必要になるようにも読める可能性があります。暴排条項に該当して設計・建設工事請負契約が解除された場合には、設計・建設工事請負契約49条の2の規定が適用されるという理解でよろしいでしょうか。	No. 366の回答のとおり、基本協定書(案)第7条第4項の規定を削除し、基本協定書(案)第13条における第7条の有効期間は基本契約等が締結されなかった場合に限定していますので、ご質問の事象が発生することはないと考えます。
521	設計・建設工事請負契約(案)	発注者の違約金請求等	26	第49条の2	4				第1項に定める違約金と第4項に定める遅延利息の両方を発注者は請求するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
522	設計・建設工事 請負契約(案)	不正行為に伴う 損害の賠償	26	第49条の3					基本協定7条の違約金の条項が適用される場合、(同第5条2項各号のいずれかの事由が生じた場合)と、本契約49条の3が適用される場合(同43条の2各号のいずれかに該当する場合は重なりますが、この場合、基本協定7条4項によって、基本協定が優先して違約罰としての違約金のみを支払うという理解でよろしいでしょうか。	No.520の回答をご参照ください。
523	設計・建設工事 請負契約(案)	不正行為に伴う 損害の賠償	26	第49条の3	1				設計・建設工事請負契約49条の3では、請負代金の額の10分の2の賠償金が定められています。談合等の不正行為については基本協定7条でも違約金として規定されていますが、設計・建設工事請負契約に関して談合等の不正行為が行われた場合、同契約では「賠償金」となっており、基本協定ではなく設計・建設工事請負契約の規定が適用され、請負代金の額の10分の2の賠償金の支払が必要という理解でよいでしょうか。仮に、基本協定7条1項が適用されるとすると、設計・建設工事請負契約49条の3が適用される場合はないということでしょうか。	No.520の回答をご参照ください。
524	設計・建設工事 請負契約(案)	契約不適合責任 期間	27	第51条	1				要求水準書(案)3.4.3(1)において「本施設の保証期間は、引渡し後、土木・建築施設2年、機械・電気設備1年とする」とあるほか、防水工事等にも保証期間の定めがあります。要求水準書(案)3.4.3に定める保証期間と設計・建設工事請負契約(案)第51条に定める契約不適合責任期間の関係をご教示頂けますでしょうか。また、当(案)では、各施設の保証期間に関わらず、契約不適合責任期間が一律となっていますので、各施設の保証期間にあわせて個別に契約不適合責任期間を設定頂けないでしょうか。	契約不適合期間と保証期間は性質が異なりますので、各施設の保証期間にあわせて個別に契約不適合責任期間を設定することはありません。なお、要求水準書(案)を修正します。
525	設計・建設工事 請負契約(案)	契約不適合責任 期間等	27	第51条	1				契約不適合責任期間が、「引渡しを受けた日から10年以内、かつ、発注者が契約不適合を知った時から5年以内」とされていますが、本工事については、監督員の立ち会い、検査等のもとに施工されるものであり、契約内容と不適合な部分が生ずるおそれは少ないと料します。完成検査の際は専門家により厳重な確認がなされ、不適合部分はほとんど修補されて引渡しが行われます。また、長期間経過することで、施工上の瑕疵が使用上の瑕疵か判断が難しくなり、迅速に修補請求に応じることができなくなることが懸念されます。したがって、契約不適合責任期間については「公共工事標準請負契約約款」に準じ、「引渡しを受けた日から2年以内(設備機器は1年)」としていただきたく存じます。	ご指摘を踏まえ、設計・建設工事請負契約(案)を修正します。併せて、No.524の回答をご参照ください。
526	設計・建設工事 請負契約(案)	記載内容	27	第51条	8				本項「ただし、受注者が当該契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。」より始まっていますが、この但書は、正しくは第51条7項に記載する内容ではないでしょうか。	ご理解のとおりです。設計・建設工事請負契約(案)を修正します。
527	設計・建設工事 請負契約(案)	契約不適合責任 期間等	27	第51条	8				「ただし、受注者が当該契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。」は本条項ではなく7項の末尾に記載するものではないでしょうか。	No.526の回答をご参照ください。
528	設計・建設工事 請負契約(案)	契約不適合責任 期間等	27	第51条	1				規定による引渡しを受けた日から10年以内とありますが、民間連合協定では2年となっております。同じ条件としていただけませんかでしょうか。	No.525の回答をご参照ください。
529	設計・建設工事 請負契約(案)	契約不適合責任 期間等	27	第51条	1				要求水準書37頁の「3.4.3 保証期間」の項目で、「土木・建築施設2年、機械・電気設備1年」等、保証期間が具体的に定められております。本条項の契約不適合責任期間においても、要求水準書の記載内容が優先されるという理解で宜しいでしょうか。	契約不適合期間と保証期間は性質が異なりますので、要求水準書の記載内容が優先されるということはありません。併せて、No.524の回答をご参照ください。

No.	資料	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
530	設計・建設工事 請負契約(案)	契約不適合責任 期間等	27	第51条	1				契約不適合責任期間が10年と、国交省の公共工事標準請負契約約款の原則2年と比べ長期となっています。公共工事標準請負契約約款と同等の2年程度としていただけますよう、ご検討をお願いします。	No. 525の回答をご参照ください。
531	設計・建設工事 請負契約(案)	契約不適合責任 期間等	27	第51条	1				令和4年10月28日公表の要求水準の質問回答No. 181において、3.4.1の契約不適合期間と3.4.3の保証期間のそれぞれの期間に齟齬が生じている点について、「ご指摘を踏まえ、記載内容を修正します。」との回答を頂きましたが、修正されていないようです。基本契約書第1条3項で設計・建設工事請負契約は募集要項等に優先する旨の規定が定められてはおりますが、要求水準書(案)3.4.3保証期間の位置づけについてご説明いただけないでしょうか。	No. 524の回答をご参照ください。
532	設計・建設工事 請負契約(案)	契約不適合責任 期間等	27	第51条	1.5				公共工事標準請負約款では、「建設工事の請負契約を締結する当事者間の力関係が一方的であることにより、契約条件が一方にだけ有利に定められてしまいやすいという、いわゆる請負契約の片務性の問題が生じ」ることを防止するため、契約不適合責任期間は、民法の規定をそのまま適用すると受注者に負担が及ぶとの考えから原則として引渡し時から2年とされています。本件は公共工事ですので、本約款に従って、引渡し時から2年として頂たく存じます。要求水準の回答として、「設計・施工・維持管理を含めて応募者の提案事業を行う上で、責任をもって事業を実施いただきたいと考えているため」とありますが、事業者が責任をもって事業を実施すべき点は承知しておりますが、本来2年とされるべきところ、10年間とするのは合理的な範囲を超えた一方的な内容かと存じますので、修正をお願いいたします。	No. 525の回答をご参照ください。
533	設計・建設工事 請負契約(案)	契約不適合責任 期間	27	第51条	1.5				同条5項に定める故意・重過失の場合の契約不適合に関する民法の定めは、権利行使可能時(引渡し時)から10年又は権利行使可能を知ってから(通常は不適合を知ってから)5年のいずれか早く到来する時という消滅時効の規定を指しているという理解ですが、公表案によれば、故意・重過失の場合(第5項)とそうでない場合(第1項)の契約不適合責任期間は変わらないこととなりますので、1項の契約不適合責任期間を短くする、または5項の削除をお願いいたします。	No. 525の回答をご参照ください。なお、設計・建設工事請負契約(案)を修正し、第5項についても、故意・重過失の場合の契約不適合期間を具体的に設定することとします。
534	設計・建設工事 請負契約(案)	契約不適合責任 期間等	27	第51条	3				第1項によりすでに客観的な起算点が引渡しから10年とされており、時効期間を適用しているので、本項は強行法規である時効の規定と矛盾しており問題があるかと存じます。第4項においても、「民法の消滅時効の範囲で、」との規定もあり、時効の範囲でしか請求ができないことはご存知のことと思いますので、第3項は削除いただけないでしょうか。	No. 525の回答にて契約不適合期間を修正するため、本条項は原案のとおりとします。
535	設計・建設工事 請負契約(案)	契約不適合責任 期間等	27	第51条	6				本項は、公共工事請負約款どおりの規定ですが、引渡し時から2年の契約不適合期間であることを前提とした規定です。1項の契約不適合責任期間を民法どおりにするのであれば、本項は削除し、民法どおり「注文者がその不適合を知った時から一年以内にその旨を請負人に通知しないときは、注文者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、報酬の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。」としていただけないでしょうか。	No. 525の回答にて契約不適合期間を修正するため、本条項は原案のとおりとします。
536	設計・建設工事 請負契約(案)	契約不適合責任 期間等	27	第51条	8				冒頭の「ただし、受注者が当該契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。」は第7項に規定すべきものかと存じます。訂正いただけないでしょうか。	No. 526の回答をご参照ください。
537	設計・建設工事 請負契約(案)	仲裁	28	第53条					第1条第12項に第一審の専属的合意管轄裁判所に関する記載がありますが、裁判を提起する場合は、本条は適用されないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
538	設計・建設工事 請負契約(案)	仲裁	28	第54条					同条の規定にかかわらず、とありますが、同条とは第53条の事でしょうか。	ご理解のとおりです。設計・建設工事請負契約(案)を修正します。
539	設計・建設工事 請負契約(案)	契約の費用	28	第55条					設計・建設工事の期間は約8年間と長期に渡り、維持管理業務と並行しながらの実施となるため、契約時には予期できない事象が生じる可能性があります。第56条の定めに従い、本契約書に定めのない事項については、必要に応じ協議させていただきたく、第55条の条項は削除いただきたく存じます。	原案のとおりとします。契約時には予期できない事象が生じた場合は、第18条に従い請負代金額や工期を変更する手続きを行います。
540	設計・建設工事 請負契約(案)	事業者	28						事業者押印欄に「代表企業」がありますが、ここでいう「代表企業」とは建設等JVの代表企業との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
541	維持管理業務委 託契約(案)	業務範囲	1	第2条	3				要求水準書P125、別表4-4基本負担(1/2)の住民対応欄では事業者の責めによるもの以外は市の負担区分となっており、記載内容に齟齬があります。要求水準書を正として考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。維持管理業務委託契約(案)第2条第3項を削除します。
542	維持管理業務委 託契約(案)	業務範囲	1	第2条	2				「受注者は、維持管理業務に係る住民の反対運動、苦情、要望等(ただし、本事業を行政サービスとして実施すること自体に係るものを除く。)に対応し、その解決を図るものとする。」とありますが、要求水準書125頁別紙4-6で示された「住民対応」の責任分担では、貴市の責任区分となっています。したがって「受注者は、維持管理業務に係る住民の反対運動、苦情、要望等(ただし、本事業を行政サービスとして実施すること自体に係るものを除く。)に対応し、発注者が取り組む解決に協力するものとする。」との理解で宜しいでしょうか。	No. 541の回答をご参照ください。
543	維持管理業務委 託契約(案)	維持管理業務の 業務日程及び業 務範囲	1	第2条	3				「受注者は維持管理業務に係る住民の反対運動、苦情、要望等に対応し、その解決を図るものとする。」とありますが、要求水準書125頁別紙4-6では、住民対応のうち、事業者が負担する者は、事業者の責めによるもの(施設見学等)となっています。本条文中にて規定されている住民対応とは、要求水準書と同様、事業者の責めによるものみとの理解でよろしいでしょうか。	No. 541の回答をご参照ください。
544	維持管理業務委 託契約(案)	維持管理業務の 業務日程及び業 務範囲	1	第2条	4				設計・建設期間が変更された場合において、発注者は、受注者と協議の上、必要と認められるときは、委託料を変更するものとするがありますが、原文ですと、発注者が必要と認めないと委託料の変更が認められないかのようにも読めますので、「設計・建設期間が変更された場合において、必要と認められるときは委託料を変更する」と修正していただけないでしょうか。(なお、「必要と認めるとき」と記載されていても、契約に従って、合理的にご判断いただけるものと理解しておりますが、委託料の変更は受注者にとって重要な事項であるため特に修正をお願いします。)	委託料の変更にあたっては、発注者と受注者の間で十分協議を行い、合理的かつ適切に判断することを想定していますので、原案のとおりとします。
545	維持管理業務委 託契約(案)	契約の保証	2	第4条	2				履行保証保険契約について、履行保証保険契約を選択した場合、業務期間が非常に長期間のため全期間での一括保険加入は保険会社に受け入れてもらえません。従いまして、契約書の記載の補償額を、毎年更新もしくは3~4年で更新する方法でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
546	維持管理業務委 託契約(案)	契約の保証	2	第4条	2				2項で契約の保証の金額が委託料の総額を25で除した額の10分の1以上となっておりますが、5項では変更後の委託料の総額の10分の1に達するまでとなっております。 委託料の変更があった場合の契約の保証の額は変更後の委託料の総額を25で除した額の10分の1以上に達するまでとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。維持管理業務委託契約(案)を修正します。

No.	資料	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
547	維持管理業務委託契約(案)	契約保証金	2	第4条	5				「契約保証金の額が変更後の委託料の総額の10分の1に達するまで」とありますが、同条第2項に「保証金額又は保険金額(第5項において「契約保証金の額」という。)は、委託料の総額を25で除した額の10分の1以上」とありますので、「契約保証金の額が変更後の委託料の総額を25で除した額の10分の1に達するまで」という理解で宜しいでしょうか。	No. 546の回答をご参照ください。
548	維持管理業務委託契約(案)	契約の保証	2	第4条	2				委託料の総額を25で除した額の10分の1以上 について、実施方針(案)に関する意見書への回答を踏まえた記載と認識していますが、算出根拠をご教示ください。	本事業の維持管理業務の期間は25.5年(予定)であり、委託料を維持管理業務の整数部分で除した金額を契約保証金の金額としています。
549	維持管理業務委託契約(案)	権利・義務の譲渡等	2	第5条					「ただし、基本契約第11条第2項の場合・・・はこの限りでない。」とありますが、基本契約第11条第2項では「ただし、代表企業及びSPCは除くものとする。」とされているため、SPCは「発注者の承諾を得た場合」であるか否かにかかわらず、本契約によって生ずる権利若しくは義務又は契約上の地位を第三者に譲渡し、又は承継させることはできないという理解でよろしいでしょうか。	権利義務の譲渡の制限は代表企業のみとします。基本契約書(案)第11条第2項を修正します。
550	維持管理業務委託契約(案)	権利・義務の譲渡等	2	第5条					本条の内容は基本契約書第11条2項と矛盾する様に読めますが、優先順位をご教示ください。	No. 549の回答をご参照ください。
551	維持管理業務委託契約(案)	再委託等	2	第6条	1				受託者となるSPCから構成企業には再委託を行うため、「第三者」には構成企業は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
552	維持管理業務委託契約(案)	再委託等	2	第6条	1				再委託する可能性のある維持管理業務には、清掃業務等の細かい単発的な業務も含まれます。すべての業務について、契約書案の提出や承諾手続きを踏むのは相当な事務負担となることが想定されるため、主要業務(運転管理業務、水質管理業務、調達管理業務)に限定していただけないでしょうか。	市は再委託の状況を全て把握する必要があることから、原案のとおりとします。
553	維持管理業務委託契約(案)	業務従事者の届出	3	第8条	1				業務従事者の範囲は、構成企業の維持管理業務の従事者との理解でよろしいでしょうか。	構成企業及び協力企業の業務従事者となります。
554	維持管理業務委託契約(案)	業務従事者の届出	3	第8条	2				移動とありますが、異動ではないでしょうか。	ご理解のとおりです。維持管理業務委託契約(案)を修正します。
555	維持管理業務委託契約(案)	発注者の請求による要求水準書等の変更	4	第12条	3				協議が整わない場合と有りますが、事前に十分な協議が行われているという認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
556	維持管理業務委託契約(案)	発注者の請求による要求水準書等の変更	4	第12条	3				発注者の要望による要求水準書の変更や事業者の提案内容とは異なる要望により、増加費用が生じる場合は、両者合意のもと発注者に費用を負担いただけないという理解でよろしいでしょうか。また、増加費用に関しては、要求水準変更に伴う設計変更検討費用に関しても積算可能、という理解でよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、原則として別紙21に規定する業務に直接要する費用に限定され、要求水準変更に伴う設計変更検討費用は含みません。
557	維持管理業務委託契約(案)	受注者の請求による要求水準書等の変更	4	第13条	3				協議が整わない場合と有りますが、事前に十分な協議が行われているという認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
558	維持管理業務委託契約(案)	委託料変更協議	4	第13条	5				「要求水準書等の変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認めるときは、委託料の変更について受注者と協議し」とありますが、要求水準に基づき事業実施を行う段階において、要求水準の変更が行われる場合に、双方の協議が行われないことは考えにくい為、発注者のみの判断で協議を始めるものではないと考えられます。したがって上記条文を「要求水準書等の変更が行われた場合に、必要と認めらるときは、委託料の変更について受注者と協議し」と変更していただくことは可能でしょうか。	No. 544の回答をご参照ください。
559	維持管理業務委託契約(案)	受注者の請求による要求水準書等の変更	4	第13条	5				要求水準書等の変更が行われた場合において、発注者は、必要と認めるときは、委託料の変更について、受注者と協議し、これを変更するものとする、とありますが、原文ですと、発注者が必要と認めないと委託料の変更が認められないようにも読めますので、「要求水準書等の変更が行われた場合において、必要と認められるときは、委託料の変更について、受注者と協議し、これを変更するものとする」と変更していただけないでしょうか。(なお、「必要と認めるとき」と記載されていても、契約に従って、合理的にご判断いただけるものと理解しておりますが、委託料の変更は受注者にとって重要な事項であるため特に修正をお願いしますものです。)	No. 544の回答をご参照ください。
560	維持管理業務委託契約(案)		5	第16条					「受注者は、要求水準書等に定める水量等に関する条件が満たされている場合は、要求水準書等及び本件提案に定める本施設の性能を保証し・・・」とありますが、本事業においては、設備そのものの性能保証するのは設計・建設を行う会社であると考えます。当(案)では、維持管理SPCが本施設の性能を保証する責任があるように読めるため、要求水準書(案)5.1(4)にも記載がありますように、「適切な維持管理によって要求水準書等及び本件提案に定める本施設の性能を保証し、」とし頂けないでしょうか。	ご指摘を踏まえ、維持管理業務委託契約(案)を修正します。
561	維持管理業務委託契約(案)	異常増水及び水質に対する措置	5	第17条	2,4				「最小限にとどめるため、発注者及び受注者は協働して必要な措置を講じるものとし、受注者は、最大限の誠意と努力をもって、発注者に協力する義務を負う。」が重複しておりますが、誤記でしょうか。	ご理解のとおりです。維持管理業務委託契約(案)を修正します。
562	維持管理業務委託契約(案)	異常増水及び水質に対する措置	5	第17条	5				「第2項の受注者の協力が維持管理業務の範囲外である場合において、追加費用が生じたときは、・・・」とありますが、本条文は流入水が要求水準書等に記載の想定範囲を逸脱している場合を想定したものであると理解しております。水量及び水質の想定範囲というのは、・要求水準書p79表5.2処理すべき流入下水水量に記載された「日最大流入下水水量：23,100m3/日 年間想定下水水量：9,400,000m3/年」及び・表5.3流入下水の水質に記載された各水質項目の基準値」という理解でよろしいでしょうか。また、想定範囲を逸脱したことに伴う追加費用に関しては、事業者で積算し、貴市合意のもと負担いただくという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。追加費用については、別紙3_2_(2)に基づき算定します。
563	維持管理業務委託契約(案)	異常増水及び水質に対する措置	5	第17条					「第2項の受注者の協力が維持管理業務の範囲外である場合において、追加費用が生じたときは、・・・」とありますが、本条文は流入水が要求水準書等に記載の想定範囲を逸脱している場合を想定したものであるため、維持管理業務の範囲内であっても追加費用が生じたときは、合理的な範囲において貴市に負担いただくという理解でよいでしょうか。上記の理解が正しくない場合、その理由をお教えいただきたくお願いします。	No. 562の回答をご参照ください。

No.	資料	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
564	維持管理業務委託契約(案)	業務報告等	6	第20条					「受注者は、維持管理期間中、毎日、維持管理業務の実施状況を正確に反映した事業者が定めた構成の日報を作成し、常時本施設に備えつけるとともに、翌日に前日分に係る日報の写しを発注者に提出しなければならない。」とありますが、翌日が土日祝日など休日の際にはその限りではなく、発注者の出勤日に提出するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
565	維持管理業務委託契約(案)	発注者によるモニタリング	6	第21条	3				改善計画書を作成し、改善措置をとる主体は受注者であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。維持管理業務委託契約(案)を修正します。
566	維持管理業務委託契約(案)	発注者によるモニタリング	6	第21条	3				主語は発注者ではなく、受注者ではないでしょうか。	No. 565の回答をご参照ください。
567	維持管理業務委託契約(案)	履行確認検査	7	第22条	2				「第20条に定める日報及び月報並びにモニタリング報告書につき」の「並び」を「並びに」と修正いただいても差し支えないでしょうか。	ご指摘を踏まえ、維持管理業務委託契約(案)を修正します。
568	維持管理業務委託契約(案)	委託料の支払い	7	第23条	4				「受注者に対して支払うべき委託料の減額又を行うことができる。」とありますが、「受注者に対して支払うべき委託料の減額を行うことができる。」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。維持管理業務委託契約(案)を修正します。
569	維持管理業務委託契約(案)	委託料の返還請求	7	第24条	2				政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)の「第8条に定める率を下回らない率で計算した額」とありますが、下回らない率とするのは不確かかつ合理性がないので、他の規定と合わせて、「第8条に定める率で計算した額」とすべきかと思しますので、修正をいただけないでしょうか。	ご指摘を踏まえ、維持管理業務委託契約(案)を修正します。
570	維持管理業務委託契約(案)	委託料の返還請求	7	第24条	2				記載内容ですと利率の決定プロセスが不明なため、違約金の利率は本契約上で確定できないでしょうか。	No. 569の回答をご参照ください。
571	維持管理業務委託契約(案)	第三者への賠償	7	第26条	1				維持管理業務の遂行において第三者との間で紛争が生じた場合は、発注者と受注者が協力してその処理解決にあたるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、事業者の帰責が明らかな場合はこの限りではありません。
572	維持管理業務委託契約(案)	第三者への賠償	8	第26条	2				発注者が第三者に対して受注者が賠償すべき損害を賠償する場合は、事前に受注者との協議があると考えて宜しいでしょうか	ご理解のとおりです。
573	維持管理業務委託契約(案)	保険について	8	第27条					「受注者は、自ら又は維持管理業務の再委託先の企業(以下、「維持管理企業」という。)をして、維持管理期間の全期間にわたり、第三者に対する損害賠償責任保険の保険を付保し又は付保させ」と記載がありますが、維持管理業務に対して損害賠償責任保険が適用できれば、SPCが保険加入者ではなく、維持管理企業が保険加入者であっても問題ない、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
574	維持管理業務委託契約(案)	保険	8	第27条					事業者が付保する保険内容、保険金額は事業者提案によるものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
575	維持管理業務委託契約(案)	保険	8	第27条					本事業の対象となる各施設につきましては、全国市有物件災害共済会(建物総合損害共済)にて再調達価額を共済責任額として付保されているとの理解で宜しいでしょうか。	新汚泥処理施設を除く既存施設については、ご理解のとおりです。新汚泥処理施設や再構築対象施設については、完成後に付保する予定です。
576	維持管理業務委託契約(案)	不可抗力による損害	8	第28条	4				協議が整わない場合と有りますが、事前に十分な協議が行われているという認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
577	維持管理業務委託契約(案)	不可抗力による損害	8	第28条	5				不可抗力事象に伴い業務の実施の費用が減少すると認められるときは、当該減少分を委託料から減額する、という記載があります。近年の新型コロナウイルス感染症の状況を考えて、感染症対策として業務量を削減し、維持管理を継続されることが必要になることが予想されますが、その際は、業務量が削減されたとしても、人件費は削減されません。上記の通り、業務量が削減されたとしても実際にかかる費用が削減されなければ、委託料は減額されない、という理解でよろしかったでしょうか。	ご理解のとおりです。
578	維持管理業務委託契約(案)	不可抗力による損害	8	第28条	6				既存施設については、事業者が設計建設に一切関わっておらず、事業者が設計建設した再構築施設とは前提が異なりますので、本項の対象とはせず、全額補償の対象としていただけないでしょうか。既存施設は、事業者が設計建設した施設ではなく、また、老朽化が進んでいる施設も含まれており、要求水準83頁5.9.2の2)にあるとおり、不可抗力事象が起こらずとも「突発的に生じた設備等の故障、不良や管路の破損や閉塞など施設の機能維持や保全の面から早急に対応が必要な事象が生じ」る場合があるもので、既存施設の修繕にかかる費用については、別途予算化されていると理解しております。そのため、いつ故障や不良が生じてもおかしくないような既存施設についてたまたま不可抗力を原因に故障や不良が生じたものだけ事業者が修繕費用を負担するのは不合理かと存じます。事業者追加費用又は損害を最小限にとどめる努力義務の懈怠が認められる場合を除き、既存施設に関しては、再構築施設と同様の取扱いにするのではなく、全額補償の対象としていただけないでしょうか。	ご指摘を踏まえ、既存施設については本条項の対象外とします。ただし、既存水処理施設を活用する提案を行った場合は、既存水処理施設は本条項の対象とします。
579	維持管理業務委託契約(案)	不可抗力による損害	8	第28条	6				事業者が1%分を負担する場合においても、既存設備が不可抗力によって損傷して機器や設備の交換等が生じる場合、事業者が新価をベースに1%範囲で負担する合理性はないため、あくまで残存価額分の1%であることを明記していただけないでしょうか。	本条項は、不可抗力が発生した年度の業務の履行に対して支払われる委託料の100分の1(1%)に相当する額までを受注者が負担することを規定しており、設備等の価額の1%を事業者に求める規定でない点にご留意ください。
580	維持管理業務委託契約(案)	不可抗力による損害	8	第28条	7				不可抗力の対象は「1事象・1年度」であり、同一事象で数年間継続する場合、2年目以降に係る当該事象は不可抗力として扱わず、事業者の一定程度の負担は求められないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
581	維持管理業務委託契約(案)	不可抗力による損害	8	第28条					不可抗力事象とは、実施方針の「別紙2 リ功分担表 共通 不可抗力」に記載される項目という理解でよろしいでしょうか。また、近年蔓延している新型コロナウイルス感染症に関しても、人力で防止できる事象でないため、不可抗力事項に該当する、という理解でよろしかったでしょうか。	ご理解のとおりです。
582	維持管理業務委託契約(案)	不可抗力による損害	8	第28条					基本契約又は設計・工事請負契約の解除は、いずれも維持管理業務委託契約の解除事由になり得るとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
583	維持管理業務委託契約(案)	不可抗力による損害	8	第28条					不可抗力の定義がありませんが、天災、人災含む発注者受注者いずれの責にもよらない事由によるものが不可抗力と考えて宜しいでしょうか。	要求水準書(案)の用語の定義をご参照ください。
584	維持管理業務委託契約(案)	不可抗力による損害	8	第28条					不可抗力については、新型コロナ等の疫病・感染症も含まれると考えて宜しいでしょうか	ご理解のとおりです。
585	維持管理業務委託契約(案)	契約終了時の維持管理業務の引継ぎ等	9	第32条	1				事業報告書と第20条の報告書のすみ分けについてご教示ください。	第20条は日単位、月単位、年単位の報告を求めるものですが、第32条の事業報告書は本事業終了時の最終的な報告書とお考えください。
586	維持管理業務委託契約(案)	引継ぎ	9	第32条	2				「引継ぎ等の内容、期間等の詳細は、要求水準書等及び本件提案に従い、発注者と受注者が協議により定める。」とありますが、提案書提出後に変更となる条件や内容については、増額もしくは減額の対象となるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、第12条又は第13条に該当する変更であることが前提です。

No.	資料	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
587	維持管理業務委託契約(案)	契約終了時の施設性能確認及び施設の明渡し	9	第33条	2				既存施設については、事業者が設計建設に一切関わっておらず、限られた予算の範囲で修繕業務を行うにすぎないため、事業者が設計建設した再構築施設とは前提が異なりますので、別途協議とさせていただきますでしょうか。	契約終了時の状況を踏まえ、協議に応じます。
588	維持管理業務委託契約(案)	契約不適合責任	9	第34条	1				既存施設については、事業者が設計建設に一切関わっておらず、限られた予算の範囲で修繕業務を行うにすぎないため、事業者が設計建設した再構築施設とは前提が異なるかと存じます。既存施設についてまで再構築施設と同様の完全な品質を求められると事業者に過度な負担となるため、事業者の修繕業務に不備等の帰責事由が認められる場合に限定いただけないでしょうか。	ご指摘を踏まえ、既存施設については本条項の対象外とします。ただし、ご記載いただいたように、事業者の修繕業務に不備等の帰責事由が認められる場合はこの限りではありません。
589	維持管理業務委託契約(案)	契約不適合責任	10	第34条	3				不適合の程度に応じて委託料の減額を請求することができる。とありますが、その額は発注者及び受注者による協議による。との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
590	維持管理業務委託契約(案)	契約不適合責任期間	10	第35条	1				不適合の程度に応じて委託料の減額を請求することができる。とありますが、その額は発注者及び受注者による協議による。との理解でよろしいでしょうか。	No. 589の回答をご参照ください。
591	維持管理業務委託契約(案)	契約不適合責任期間等	10	第35条	1				契約不適合責任期間の始期は、維持管理期間終了の際の引渡時ではなく、各修繕又は各修補の完了又は(引渡しが必要な場合は)目的物の引き渡し時との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
592	維持管理業務委託契約(案)	契約不適合責任	10	第35条	1				契約不適合が発生したが、「受注者によって修繕又は修補された部分」と「その他の部分」で原因の切り分けが困難なときは、受注者は契約不適合責任を負わないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、事業者の帰責が明らかな場合はこの限りではありません。
593	維持管理業務委託契約(案)	契約不適合責任	10	第35条	1				契約不適合責任期間が引渡しから2年とされておりありますが、例えば機械・電気設備の場合、要求水準書37頁の「3.4.3 保証期間」の項目で保証期間は1年とされており、新製品引き渡し時よりも修繕又は修補の方が期間が長いのは矛盾していませんか。	No. 524の回答をご参照ください。
594	維持管理業務委託契約(案)	受注者の催告によらない解除権	12	第42条	1	1			ここでいう「委託料」とは別紙3に定める「支払い対象となる期間(年度)」ごとの委託料という理解でよろしいでしょうか。	「委託料の総額」ですので、維持管理期間を通じた合計額となります。
595	維持管理業務委託契約(案)	受注者の催告によらない解除権	12	第42条	1	2			ここでいう「委託期間」とは「別紙3に定める支払い対象となる期間(年度)」を指しているという理解でよろしいでしょうか。	維持管理期間(令和6年10月1日から令和32年3月31日)となります。
596	維持管理業務委託契約(案)	受注者の催告によらない解除権	12	第42条	1	2			ここでいう「他の部分の業務が完了した後6月」とは、第22条の「別紙3に定める支払い対象となる期間(年度)ごとの業務の履行が完了した後6か月間」という理解でよろしいでしょうか。	維持管理業務における各業務は、維持管理期間を通じて実施されることとなり、「当該中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了」という場合は想定されません。上記を踏まえ、本条項のただし以下を削除し、維持管理業務委託契約(案)を修正します。
597	維持管理業務委託契約(案)	談合等の不正行為に係る発注者の催告によらない解除権について	12	第39条	1	(5)			「受注者又はその使用人その他従事者」というのは、SPC役員及びSPCへ出向する者という理解でよろしいでしょうか。	SPC役員及びSPCへ出向する者に加え、第8条における業務従事者が対象となります。併せて、No. 553の回答をご参照ください。
598	維持管理業務委託契約(案)	発注者の損害賠償請求等	14	第46条	3				他の条項に習い、利率は政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に規定する財務大臣が定める率ではないのでしょうか。	ご理解のとおりです。維持管理業務委託契約(案)を修正します。
599	維持管理業務委託契約(案)	発注者の違約金請求等	14	第47条	1				ここでいう「委託料」とは別紙3に定める「支払い対象となる期間(年度)」ごとの委託料という理解でよろしいでしょうか。	「委託料の総額」ですので、維持管理期間を通じた合計額となります。

No.	資料	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
600	維持管理業務委託契約(案)	発注者の違約金請求等	14	第47条	1	(1)			維持管理業務委託契約47条では、委託料の10分の1の違約金が定められていますが、基本協定7条4項により違約金について基本協定の規定が優先されるとすると、暴排条項に該当して維持管理業務委託契約が解除された場合には、維持管理業務委託契約47条ではなく基本協定7条1項、同4項により、本事業の見積価格の10分の1の違約金の支払が必要になるようにも読める可能性があるかと思えます。暴排条項に該当して維持管理業務委託契約が解除された場合には、維持管理業務委託契約47条の規定が適用されるという理解でよろしいでしょうか。	No. 366の回答のとおり、基本協定書(案)第7条第4項の規定を削除し、基本協定書(案)第13条における第7条の有効期間は基本契約等が締結されなかった場合に限定していますので、ご質問の事象が発生することはないと考えます。
601	維持管理業務委託契約(案)	発注者の違約金請求等	14	第47条	1				委託料の総額の10分の1に相当する額を違約金として支払うものとされていますが、違約金の額が大きいくらい受注者の抱えるリスクが大きくなり、結果的に事業費増大の一因となります。つきましては、違約金の額は「年度当たりの委託料の10分の1」としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
602	維持管理業務委託契約(案)	談合等の不正行為に伴う損害の賠償	14	第48条	1				委託料の総額の10分の2に相当する額を賠償金として支払うものとされていますが、賠償金の額が大きいくらい受注者の抱えるリスクが大きくなり、結果的に事業費増大の一因となります。つきましては、賠償金の額は「年度当たりの委託料の10分の2」としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
603	維持管理業務委託契約(案)	不正行為に伴う損害の賠償	14	第48条	1				維持管理業務委託契約48条1項では、委託料の10分の2の賠償金が定められています。談合等の不正行為については基本協定7条でも違約金として規定されていますが、維持管理業務委託契約に関して談合等の不正行為が行われた場合、同契約では「賠償金」となっており、基本協定ではなく維持管理業務委託契約の規定が適用され、委託料の額の10分の2の賠償金の支払が必要という理解でよろしいでしょうか。	No. 366の回答のとおり、基本協定書(案)第7条第4項の規定を削除し、基本協定書(案)第13条における第7条の有効期間は基本契約等が締結されなかった場合に限定していますので、ご質問の事象が発生することはないと考えます。
604	維持管理業務委託契約(案)	談合等の不正行為に伴う損害の賠償	14	第48条					基本協定7条の違約金の条項が適用される場合、(同第5条2項各号のいずれかの事由が生じた場合)と、本契約48条が適用される場合(同第39条各号のいずれかに該当するとき)は重なりますが、この場合、基本協定7条4項によって、基本協定が優先して違約金としての違約金のみを支払うという理解でよろしいでしょうか。	No. 366の回答のとおり、基本協定書(案)第7条第4項の規定を削除し、基本協定書(案)第13条における第7条の有効期間は基本契約等が締結されなかった場合に限定していますので、ご質問の事象が発生することはないと考えます。
605	維持管理業務委託契約(案)	誠実協議	15	第51条					誠実協議の内容をご教示をお願いします。	維持管理業務委託契約(案)第51条を修正します。
606	維持管理業務委託契約(案)	誠実協議	15	第51条					第50条(契約の変更)と同様の内容が記載されていますが、誤記ではないかと思われるので、ご確認の程宜しく願います。	No. 605の回答をご参照ください。
607	維持管理業務委託契約(案)	知的財産権	15	第52条	2				「受注者は、委託料が、前項の知的財産権の実施権又は使用権の取得の対価並びに第4項の規定に基づく成果物の使用に対する対価を含むものであることを確認するものとする。」とありますが、直前の1項但書では発注者が使用を指定し、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは「発注者が負担する」とあります。よって、「受注者は、委託料が、前項本文の知的財産権の実施権又は使用権の取得の対価並びに第4項の規定に基づく成果物の使用に対する対価を含むものであることを確認するものとする。」と修正いただくことは可能でしょうか。	ご指摘を踏まえ、維持管理業務委託契約(案)を修正します。

No.	資料	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
608	維持管理業務委託契約(案)	知的財産権	15	第52条	2				受注者は、委託料が、前項の知的財産権の実施権又は使用権の取得の対価並びに第4項の規定に基づく成果物の使用に対する対価を含むものであることを確認するものとする。とありますが、直前の1項但書では発注者が使用を指定し、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは発注者が負担する。となっております。よって、本項は「受注者は、委託料が、前項本文(ただし書きを除く)の知的財産権の実施権又は使用権の取得の対価並びに第4項の規定に基づく成果物の使用に対する対価を含むものであることを確認するものとする。」に修正した方が良いと思慮いたします。	No. 607の回答をご参照ください。
609	維持管理業務委託契約(案)	知的財産権	15	第52条	4				著作権については、第53条第5項が優先されるように規定頂きたく存じます。	具体的な事象が発生した際、個別協議に応じます。
610	維持管理業務委託契約(案)	著作権の譲渡等	15	第53条	1				成果物の著作権は受注者に帰属するとしてうえて、発注者が本事業に必要な範囲で、無償で利用できるという条件に変更していただけないでしょうか。	周南市契約約款(設計業務等委託用)第5条にあわせて本条項を設定しているため、原案のとおりとします。
611	維持管理業務委託契約(案)	著作権の譲渡等	15	第53条	2				成果物の内容を公表する場合は事前に受注者と協議をしていただけるとい理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
612	維持管理業務委託契約(案)	著作権の譲渡等	16	第53条	4				成果物を改変、修正する場合は事前に受注者と協議していただけるとい理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
613	維持管理業務委託契約(案)	著作権の譲渡等	15・16	第53条	3				著作者の表示については、事前に受注者と協議していただけるとい理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
614	維持管理業務委託契約(案)	事業者	16						委託契約(案)に契約者押印欄が抜けていますが、誤記との理解でよろしいでしょうか。なお、その場合、事業者の代表企業はSPCの代表企業との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。維持管理業務委託契約(案)を修正します。
615	維持管理業務委託契約(案)	委託料の支払額	19	別紙3	1				委託料に係る消費税等相当額については、各委託料の全額に対する額と、各回支払額ごとに算出した額の合計額では差額が発生します。その差額は初回または最終回の支払いなどで調整するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
616	維持管理業務委託契約(案)	委託料の構成	25	(1)					人件費について、本事業の維持管理業務に要する固定費であり、右記の業務のうち人件費に要する費用である。と記載がございますが、該当業務は運転管理業務のみになっておりますが、保守管理業務、その他維持管理業務に係る人件費に関しては含まないのでしょうか。	人件費の内訳にその他業務(質問にご記載のその他維持管理業務と解釈しています)は含まれます。保守管理業務において人件費が発生する場合であっても、当該人件費相当額は保守管理業務費として計上してください。
617	維持管理業務委託契約(案)	委託料の内訳及び変動費の算定方法	25	別紙3	2				修繕業務費については再構築施設及び既存施設とも「本事業の維持管理業務に要する固定費であり、・・・修繕業務に要する費用」と定義されており、四半期毎に均等に支払うものとされており、修繕業務は稼働期間に応じて変化するため、年度の支払額については提案により増減が生じても構わないとの理解でよろしいでしょうか。	再構築施設については、ご理解のとおりです。年度により増減が生じていても問題ありません。既存施設については、毎年度定額の支払を想定していますが、実際の状況に応じて協議します。
618	維持管理業務委託契約(案)	別紙3 委託料の支払	26	別紙3	2	(2)			要求水準書に定める年間想定流入下水量は「9,400,000m3/年」を正と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。維持管理業務委託契約(案)を修正します。

No.	資料	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
619	維持管理業務委託契約(案)	別紙3 委託料の支払	26	別紙3	2	(2)		提案段階で新設の修繕計画を策定しますが、実際の修繕実施に当たっては長期の維持管理期間の中で内容や周期を柔軟に見直すことが必要になると想定します。この修繕計画の見直しについては事業者の判断により適宜実施することが可能と理解としています(要求水準書(案)に関する質問回答No.594)。修繕計画を見直した場合に、提案時点から内容の増減変動が生じた場合においても、貴市からの支払いについては、「各維持管理年度につき、事業者が提案した金額を計上し、四半期毎に均等に支払う」という理解でよいでしょうか。	原則として、提案時の修繕業務費(既存施設を除く)の総額を維持管理期間中に変更する予定はありません。ただし、提案時点では予期できなかった事情がある等、市が認めた場合は、第12案に基づき委託料の総額を変更し、その内容を踏まえ、各年度の支払金額を計上することを想定しています。
620	維持管理業務委託契約(案)	別紙3 委託料の支払	26	別紙3	2	(2)		薬品燃料費の増減(汚泥書施設設備を除く)を求める式のうち「薬品燃料費の年額」とは事業者による提案時の年額との理解でよろしいでしょうか。 またその場合、物価等の変動により委託料の改定がある場合は、改定後の年額との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
621	維持管理業務委託契約(案)	別紙3 委託料の支払	26	別紙3	2	(2)		薬品燃料費は変動費であることから、薬品燃料費の提案額については、年間想定流入水量9,400,000m <sup>3</sup> /年を処理する前提で算出するという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。併せて、No.618の回答をご参照ください。
622	維持管理業務委託契約(案)	別紙3 委託料の支払	26	別紙3	2	(2)		「ただし、(「実績処理水量÷「想定処理水量」-1)が±5パーセントの範囲を超えたときに限り、・・・」とありますが、±5%の範囲を設定せずに算定式の通りに精算を行うという建付けにしていただけではないでしょうか。 仮に、毎年4.9%の実績処理水量増大が全ての維持管理期間において毎年発生した場合は、増額精算されない薬品燃料費は相応な金額になり、応募者としてはそのリスク費を計上するため、維持管理費の提案額が高騰します。逆に、毎年4.9%の実績処理水量減少が全ての維持管理期間において毎年発生した場合は、本来必要ではない貴市の負担額が相応に大きくなります。これらは支払額算定にかかる事務手続きの手間よりも大きな影響があると思われるため、ご検討をお願いします。	原案のとおりとします。
623	維持管理業務委託契約(案)	別紙3 委託料の支払	26	別紙3	2	(2)		「想定処理水量：要求水準書に定める年間想定流入下水水量9,400,000,000m <sup>3</sup> /年」とありますが、9,400,000m <sup>3</sup> /年との理解でよろしいでしょうか。	No.618の回答をご参照ください。
624	維持管理業務委託契約(案)	変動費	26	別紙3	2			変動費のうち薬品燃料費(汚泥処理施設設備)について、「各維持管理年度末において、当該年度に実際に要した費用との差額を清算する」とありますが、手配実績額が17,509,090円(税抜)に達したかを確認する方法としては事業者が発注者に提示する見積単価(各年度で変動)と考えて宜しいでしょうか。	当該年度に実際に要した費用を確認する方法は、別途事業者と調整します。
625	維持管理業務委託契約(案)	変動費	26	別紙3	2			薬品燃料費のうち「燃料」については、要求水準書(案)別紙4-4(ウ)のとおり軽油・灯油・LPガスと考えて宜しいでしょうか。江口ポンプ場のエンジンポンプのA重油は含まれないのでしょうか。	要求水準書(案)別紙4-4の項目にA重油を追加します。
626	維持管理業務委託契約(案)	薬品燃料費 (汚泥処理設備)	26					各維持管理年度につき、17,509090(税別)を計上するとの記載がございますが、内訳をご教示いただけますでしょうか。	内訳はお示しできません。記載の金額は既存汚泥処理施設の実績等から算出した金額ですが、新汚泥処理施設の薬品燃料費の実績がないことから、当該箇所における応募者の提案金額を統一するための仮の金額であることをご理解ください。

No.	資料	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
627	維持管理業務委託契約(案)	物価等の変動による委託料の改定の条件	27・28	別紙3	3					ご理解のとおりです。提案時点から契約締結時点の物価変動を考慮するため、委託料改定率算出の基点となる物価指数を「契約締結年度における当該指数」から「令和5年7月から直近12か月の指数の平均値」に修正します。また、急激なインフレ・デフレが生じた際は、令和8年度以前においても、委託料改定について協議可能とし、維持管理業務委託契約(案)を修正します。上記に併せて、維持管理業務委託契約(案)別紙3_3(2)ウの「なお、令和8年度内に改定を行う場合は、本契約に定めた額を基準とする」という文を削除します。
628	維持管理業務委託契約(案)	別紙3 委託料の支払	27	別紙3	3	(1)	ア			No627の回答をご参照ください。
629	維持管理業務委託契約(案)	物価等の変動による委託料の改定の条件	28	別紙3	3	(2)	ア			No627の回答をご参照ください。
630	維持管理業務委託契約(案)	物価等の変動による委託料の改定の条件	28	別紙3	3	(2)	ア			No627の回答をご参照ください。
631	維持管理業務委託契約(案)	物価等の変動による委託料の改定の条件	28	別紙3	3	(2)	イ			設計・建設工事請負契約書(案)では、1000分の15(1.5%)とされています。本項も「公共工事標準請負契約約款」第25条(スライド条項)に準拠し±1.5パーセントを超過する増減があった場合に改定を行うものにならないのでしょうか。又、維持管理においても単品スライドは適用される理解で宜しいのでしょうか。
632	維持管理業務委託契約(案)	委託料改定率の指数	28	別紙3	3	(2)	ウ			毎年、4月1日時点で公表されている指数(直近12ヶ月の平均値)とありますが、4月1日時点で3月分が公表されていない場合、前年の3月から2月までの平均指数と理解してよろしいでしょうか。
633	維持管理業務委託契約(案)	別紙3 委託料の支払	28	別紙3	3	(2)				要求水準書(案)別紙4-6 責任分担の「契約締結後のインフレーション、デフレーション」は貴市負担となっています。以上のことから、初回の物価変動に伴う委託費改定は令和6年度第3四半期以降を対象とすると考えてよろしいでしょうか。
634	維持管理業務委託契約(案)	別紙3 委託料の支払	28	別紙3	3	(1)	イ			委託料改定の指数は、契約締結前に貴市と事業者間で協議し、見直すことができると理解してよろしいでしょうか。
635	維持管理業務委託契約(案)	別紙3 委託料の支払	28	別紙3	3	(1)	イ			委託料改定の指数は、契約締結後においても貴市と事業者間で協議し、見直すことができると理解してよろしいでしょうか。
636	維持管理業務委託契約(案)	委託料改定率の指数	28	別紙3	3	(1)	イ			「本契約における物価等の指数は以下のものも用いる。なお、本契約締結年度の指数を基準とする。」とありますが、令和6年1月契約予定となっているので、本契約締結年度の指数とは令和5年度の前年度に当たる令和4年4月～令和5年3月までの平均指数との理解でよろしいでしょうか。
										「本契約締結年度の指数」とは、令和5年4月～令和6年3月の平均指数という想定でしたが、昨今の物価変動を考慮し、委託料改定率算出の物価指数を「契約締結年度」基点から「提案月の直近12か月」基点に修正します。併せて、No627の回答をご参照ください。

No.	資料	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
637	維持管理業務委託契約(案)	別紙3 委託料の支払	28	別紙3	3	(1)	イ	人件費の改定率として用いる指数は「毎月勤労統計調査/産業別賃金指数(現金給与総額)/電気・ガス・熱供給・水道業(厚生労働省大臣官房統計情報部)となっています。公益社団法人日本下水道協会監修の「下水道施設維持管理積算要領 終末処理場・ポンプ場施設編 2020年版」では人件費の積算においては国土交通省が公表する「公共工事設計労務単価」の「電工単価」が採用されています。全国のほとんどの下水道維持管理業務の設計は「下水道施設維持管理積算要領 終末処理場・ポンプ場施設編 2020年版」に基づき設計され、人件費は「電工単価」が採用されています。現在履行中の「徳山中央浄化センター外運転維持管理業務委託」も人件費は「電工単価」にて設計されているのではないのでしょうか。本事業においても人件費の改定率に用いる指数を「電工単価」に見直しただけではないでしょうか。	No634の回答をご参照ください。
638	維持管理業務委託契約(案)	別紙3 委託料の支払	28	別紙3	3	(1)	イ	改定に関しては本指標の費用区分ごとに改定になるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
639	維持管理業務委託契約(案)	別紙3 委託料の支払	28	別紙3	3	(1)	イ	改定率の指数について、薬品燃料費は「企業向けサービス価格指数 下水道・廃棄物処理/下水道」が用いられていますが、本費用に含まれる薬品費や燃料費は近年のウクライナ情勢の影響で大幅に単価が上昇しており、項目と指標の変動がリンクしていないと思われる。世情における物価の変動とそれに伴う事業費の変動をより適正に連動させるため、薬品費に関しては、国内企業物価指数の無機化学工業製品等、指標を見直しただけではないでしょうか。	No634の回答をご参照ください。
640	維持管理業務委託契約(案)	別紙3 委託料の支払	28	別紙3	3	(2)	イ	急激な物価変動(上昇、下降等)により、実態の市場価格と指標に著しい相違が生じた場合は、委託料の改定について協議させていただけないでしょうか。	No634の回答をご参照ください。
641	維持管理業務委託契約(案)	別紙3 委託料の支払	28	別紙3	3	(2)	イ	改定の条件について、見直し時の指数と前回改定時の指数とを比較し、±5パーセントを超過する増減があった場合に改定を行うものとしてされています。±5%以内の物価変動で試算すると膨大な金額となり、事業全体に大きな影響を与えますので、±5%の変動率を、例えば±1.5%に見直ししていただけないでしょうか。	No631の回答をご参照ください。
642	維持管理業務委託契約(案)	別紙3 委託料の支払	28	別紙3	3	(2)	イ	昨今の情勢を鑑みると、二次審査提案書提出時から維持管理開始までに大幅に物価が高騰する可能性があり、事業者リスクが非常に高いと考えます。令和4年4月26日付けで国土交通省より、「労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した 適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について」(国不建第54号)が通達されておりますので、1回目の維持管理費の改定時に用いる基準日は二次審査提案書提出締切日とさせていただきます。よろしくお願いいたします。	No627の回答をご参照ください。
643	維持管理業務委託契約(案)	物価等の変動による委託料の改定	28	別紙3				薬品燃料費については昨今の経済事情により価格が高騰しています。指数については現行の経済事情をより反映している数値に協議により変えていただけないでしょうか。	No634の回答をご参照ください。
644	維持管理業務委託契約(案)	別紙4 モニタリング及び委託料の減額等の基準と方法	32	別紙4	2	(4)	ア	「受注者は、改善計画書を発注者に提出するときは下表の事項について記載すること。」とありますが、改善に係る期日となる是正の期限または期間は、発生した事象により異なり、発注者と受注者の協議の上、決まるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
645	維持管理業務委託契約(案)	別紙4 モニタリング及び委託料の減額等の基準と方法	33	別紙4	2	(5)	ア		要求水準を逸脱させてしまった要因が設備由来であった場合、近年のウクライナ情勢に伴い部品の納入に時間が掛かり是正に期間を要する場合がございます。本文にて、減額する額を計算する時に用いる「B：減額対象期間の総日数」は「減額措置通知書を発注者が通知した日から違反の改善を確認した日」と定義しておりますが、不可抗力的要素により改善が遅れた時は、別途貴市と協議させていただき「B：減額対象期間」を定めさせていただけないでしょうか。	要求水準等未達が発生した場合は、事業者の帰責の有無を確認します。事業者の帰責でないことが明らかな場合は、当該プロセスの対象外となります。
646	維持管理業務委託契約(案)	別紙4 モニタリング及び委託料の減額等の基準と方法	33	別紙4	2	(5)	イ		「A 各期（四半期毎）における委託料総額」とありますが、減額対象期間が四半期毎を跨ぐ際、連続して算定するのではなく、各期毎に計算して、算出するとの理解でよろしいでしょうか。例えば、6月～7月にかけて減額対象期間が発生した際には、4月～6月と7月～9月の各々減額金額を算出して合計するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
647	維持管理業務委託契約(案)	別紙5 法令等の変更による費用の負担割	34	別紙5					「維持管理業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令等の変更の場合」とあるのは、要求水準別紙4にある「この契約に直接関係する法令等の変更」と同義と解釈してよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
648	維持管理業務委託契約(案)	法令等の変更による費用の負担割	34	別紙5					「①維持管理業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令等」とは、具体的にどのような法令等を想定されているか、ご教示いただきたいです。	要求水準書(案)のP19-20に例示されている法令等を想定していますが、それらの改正が本事業に与える影響を考慮のうえ、該当するかどうかを判断します。
649	維持管理業務委託契約(案)	「委託料」の定義	全体						第42条1項1号、第47条1項等で発注者の負担額、解除条件、違約金の基準となっている「委託料」とは別紙3に定める「支払い対象となる期間(年度)」ごとの委託料という理解でよろしいでしょうか。	「委託料の総額」ですので、維持管理期間を通じた合計額となります。
650	提出書類記載要領及び様式一覧	提出書類記載要項	1	第2	1	⑥			提出書類は正本1部と副本18部となっております。正本、副本とも2穴パンダーのパイプ式ファイルに綴じこむとの理解でよろしいでしょうか。また、それぞれ「正」と「副」の記入を表紙及び背表紙に記載し、副は1/18から18/18まで番号を記載するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、正本・副本ともに分冊可能とし、提出書類記載要領を修正します。
651	提出書類記載要領及び様式一覧	提出書類記載要領	1	第2	1	⑥			副本については、構成企業、協力企業のみならず、再委託企業を含む一切の企業に関して、企業名を特定できる表現は認められないという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
652	提出書類記載要領及び様式一覧	提出書類記載要領	1	第2	1	⑦			「簡易ファイル」について、指定される仕様の詳細があればご教示いただけないでしょうか。	パイプ式ファイルです。厚さは任意とします。
653	提出書類記載要領及び様式一覧	提出書類記載要領	1	第2	1	⑧			提出するCD-R又はDVD-Rの表面には、参加グループ名や応募者番号などの記入は不要でしょうか。	記載の方法は任意としますが、応募者名や応募者番号などが識別できるようにしてください。
654	提出書類記載要領及び様式一覧	提出について	1	第2	1	⑧			「すべての提案書類について、電子データ（CD-R又はDVD-R）を併せて提出すること。」とありますが、1枚に収まらない場合は分冊として提出可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
655	提出書類記載要領及び様式一覧	提出について	1	第2	1	⑧			「すべての提案書類について、電子データ（CD-R又はDVD-R）を併せて提出すること。」とありますが、p.3 表3.2提案書類の部数内訳表では、①及び③の電子データとあります。提出する電子データは①（提案書本編）及び③（施設計画図集）のみでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ご指摘を踏まえ、記載内容を修正します。
656	提出書類記載要領及び様式一覧	提出書類記載要項	1	第2	1	⑨			CD-R又はDVD-RIには、正本及び副本のデータを保存するものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
657	提出書類記載要領及び様式一覧	提案書各種様式について	1	第2	1				第1項の提出書類記載要領や各種様式の記載要領に記載されている内容を満たしていれば、様式名称の位置、表の形式や文字の大きさ等は、読みやすさを配慮した上で変更してもよろしいでしょうか。	原案のとおり、文字の大きさは10.5ポイント以上であれば任意とします。様式名称の位置や表の形式は、原則として公表された様式のままとしてください。
658	提出書類記載要領及び様式一覧	事業提案に関する提出書類及び部数	2	第2	3	表3.2			4.(1)～(3)の各様式における提案内容を裏付ける資料は、表3.1における添付資料として位置付け、4.(1)～(3)の各様式の枚数制限に含めない、という理解でよろしかったでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、添付資料はあくまでも提案内容を裏付けることを目的とし、資料の分量は評価に影響しない点に留意してください。
659	提出書類記載要領及び様式一覧	添付資料	2	第2	3				表3.1に添付資料については任意にA4版で作成することとされております。応募者以外の第三者の企業名やマーク等を添付資料に記載する場合、正本、副本及び添付資料リスト(様式Ⅱ-1-1)ともにマスキングせずに記載しても可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
660	提出書類記載要領及び様式一覧	事業提案に関する提出書類及び部数	3	第2	3				副本については企業名やマーク等の表示が不可となっております。提案書作成の合理化のため、正本も副本も入札参加資格審査をした企業名は記載せず「設計企業A」等と表示し、正本のみ表紙の次に代表企業は■会社(代表企業)、構成員は△株式会社(設計企業A)、協力企業は□株式会社(建設企業B)、アドバイザーは●株式会社(アドバイザー企業C)等の企業名を記載した参加企業対応表を添付することを認めただけかもしれません。	原案のとおり、正本では企業名を明示し、副本では応募者が特定されるような具体的な企業名称は明記せず、設計企業A等、アルファベットや数字を使って表現してください。
661	提出書類記載要領及び様式一覧	提出について	2	第2					表3.1に提案書の電子データ10部(うち正本1部)とありますが、保管するデータは正本用のデータが入ったものが1部(応募者名記載)、副本用のデータが入ったものが9部(応募者記号記載)提出との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
662	提出書類記載要領及び様式一覧	提出について	3	第2					「正本(1部):袋綴じ正本とし、契印を押すこと」とありますが、袋綴じするものは①～④の4冊との理解でよろしいでしょうか。また、①～④の中で分冊になる場合はそれぞれ袋綴じし、契印して提出との理解でよろしいでしょうか。	No.650の回答をご参照ください。
663	提出書類記載要領及び様式一覧	提出について	3	第2					「正本(1部):袋綴じ正本とし、契印を押すこと」とありますが、袋綴じしたものはファイル綴じせずに提出するとの理解でよろしいでしょうか。	No.650の回答をご参照ください。
664	提出書類記載要領及び様式一覧	提出について	3	第2					表3.2 電子データ副本備考欄に、「①及び③の電子データ。ただし、様式Ⅰ-4-1～Ⅰ-4-3に関する添付資料を除く」とありますが、添付資料は④と規定されております。様式Ⅰ-4-1～Ⅰ-4-3以外の添付資料は提出する必要のあるとの理解でよろしいでしょうか。	No.655の回答をご参照ください。
665	提出書類記載要領及び様式一覧	事業提案に関する提出書類及び部数	4	第2	3				提案書類のページ番号の記載方法は、貴市が閲覧しやすいよう、応募者にて提案させていただいてもよろしいでしょうか。	ページ番号の記載方法は任意とします。
666	提出書類記載要領及び様式一覧	提出書類の様式	4	第2	4	(1)			副本における様式0-2は企業名が特定されるため、ファイルには綴じず、別で提出するという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。ご指摘を踏まえ、記載内容を修正します。

No.	資料	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
				第2	4	(1)				
667	提出書類記載要領及び様式一覧	提出書類の様式	4	第2	4	(1)			提案した各業務担当者が、事業契約締結の日以降に配置できなくなった場合は同様の資格や実績を有するという前提で変更可能でしょうか。また、建設業務や維持管理業務の途中で交代することは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。設計・建設業務は設計・建設工事請負契約（案）第10条、維持管理業務は維持管理業務委託契約（案）第8条の規定に従い、各業務担当者を変更することができます。
668	提出書類記載要領及び様式一覧	提出書類の様式	4	第2	4	(2)	①		「提案を裏付ける資料等を提案書と別途に添付する場合は、指定様式の目次に記入した上で、必ず提案書本文中に資料番号、資料名称、ページ等の該当箇所を明記すること。」とありますが、添付資料への参照が多い場合、資料番号・資料名称・ページを全て記載すると参照項だけで文字数が多くなり、様式の紙面を圧迫してしまうため、添付資料編の参照方法は事業者提案でよろしいでしょうか。	提案書本文中での資料参照の記載方法は任意としますが、資料番号、資料名称、ページ等の該当箇所がわかるように提案書本文中に明記してください。また、様式Ⅱ-1-1に必ず記入してください。
669	提出書類記載要領及び様式一覧	提出について	4	第2					「ページ番号については、正本・副本を同じ番号とし、」とありますが、ページ番号の付け方について、ご教示願います（①～④ごとに通しで付けるまたは、様式ごとにつけるなど）。	No. 665の回答をご参照ください。
670	提出書類記載要領及び様式一覧	提出について	4	第2					「施設図面集を除く副本は～分冊可能とする」とありますが、施設図面集は分冊不可との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
671	提出書類記載要領及び様式一覧	提案書の提出書類及び部数	4	第2					「施設図面集を除く副本は～分冊可能とする」とありますが、正本と副本は基本的には同様のものとなると推察されますので、副本が分冊になる場合は、正本も分冊施さる負えないと思慮いたします。正本についても、分冊を認めていただけないでしょうか。	No. 650の回答をご参照ください。
672	提出書類記載要領及び様式一覧	提出書類の様式	5	第2	4	(2)	②		表4.2の枚数制限で、「A4又はA3」となっている箇所は、A4版とA3版のどちららを使用したとしても、制限枚数に変わりはないとの認識でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
673	提出書類記載要領及び様式一覧	提出書類の様式	5	第2	4	(2)	②		様式によって「A4又はA3●枚」と用紙の指定が任意に選択できるように読み取れますが、記載量に相違が生じる可能性がありますのでいずれかの用紙にご指定いただけませんかでしょうか。	No. 672の回答をご参照ください。
674	提出書類記載要領及び様式一覧	提出書類の様式	5	第2	4	(2)	②		「A4又はA3」と記載のあるところはどちらのサイズでも枚数の制限は指定の通りでよろしいでしょうか。	No. 672の回答をご参照ください。
675	提出書類記載要領及び様式一覧	提出書類の様式	5						例として、提案様式Ⅱ-2：事前調査計画に関して、「A4又はA3版7枚」との記載があります。通常は、A4：7枚（A4×2枚をA3：1枚と換算する）とすることが多いと思いますが、本事業の提案書では、提案様式Ⅱ-2：事前調査計画に関してA3：7枚記載しても良いという判断でよろしかったでしょうか。	No. 672の回答をご参照ください。
676	提出書類記載要領及び様式一覧	提出書類の様式	7	第2	4	(3)			「見積書は、・・・見積に関する書類（様式Ⅳ）全てを袋綴じ製本したものを・・・」とありますが、様式0-3と様式0-4も含めて袋綴じすると理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、様式0-4に関しては、提案書類提出書に含むこととし、様式集から削除します。
677	提出書類記載要領及び様式一覧	提出書類の様式	7	第2	4	(4)			図面集については様式指定がございませんが、他指定様式と同様各図面に応募名称の記載は必要ないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
678	提出書類記載要領及び様式一覧	施設計画図面集	7	第2	4	(4)			表4.4図面目録記載以外で必要と思われる図面や資料を制限なく図面番号を追加して提出してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
679	提出書類記載要領及び様式一覧	施設計画図面集	7	第2	4	(4)			施設計画図面集に記載のある縮尺については指定の縮尺では見えにくい場合は、縮尺を変える事は可能でしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答	
680	様式集	事業計画及び収 支計画	様式 I -2-2	(3)						長期収支計画の作成にあたっては、必要に応じ28年目の列を追加してもよいでしょうか。	SPCの解散に伴う清算が事業期間外に発生する等の理由から、SPCの事業期間外の収支計画を記載することは妨げません。ただし、評価対象は事業期間とします。
681	様式集	建設業務担当者 の実績	様式1- 4-2							工場製作期間監理技術者についても保有する資格及び業務実績の記載が必要でしょうか。	ご理解のとおりです。
682	様式集	建設業務担当者 の実績	様式1- 4-2							監理技術者の同種・類似の業務実績とは下水処理場の工事でなくてもよろしいでしょうか。なお、下水処理場限定の場合、水処理設備工事でなくてもよろしいでしょうか。また、監理技術者の実務実績の過去何年以内等の期限制限はあるでしょうか。	No. 332、No. 335及びNo. 688の回答をご参照ください。
683	様式集	長期収支計画	様式 I -2-2							本様式は、SPCの収支計画のみについて記載するものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
684	様式集	長期収支計画	様式 I -2-2							本様式は、千円単位での記載となっております。※1で「委託料の年額の合計は、様式VI-2-2における『維持管理業務費（税抜）』と整合させ」るよう指示がありますが、千円未満の金額については紙面上で記載されませんので少数3桁まで一致させる必要は無いものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
685	様式集	業務担当者の実 績	様式 I -4-1							<記載要領>に「設計業務の実務実績として、同種・類似業務の実績（最大5件まで）・・・」とありますが、同種業務と類似業務の定義をご教示下さい。	「同種実績：募集要項第4.3_(1)に記載のある要件を満足する実績」、「類似実績：募集要項第4.3_(1)に記載のある要件を満足していないが本事業に関連のある実績」とします。
686	様式集	建設業務担当者 の実績	様式 I -4-2	別添1						本事業の建設業務担当者の氏名等については正本、副本とも記載するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、副本については、氏名等の個人情報を黒塗りにしてください。
687	様式集	建設業務の担当 者	様式 I -4-2							「業務に従事する各工種の主任技術者又は監理技術者を複数候補挙げる場合」と記載がありますが、複数候補の定義は各工種1名で各工種で技術者が異なるための複数という意味でしょうか？もしくは各工種で複数名挙げることが出来る（例えば土木担当で複数名を挙げることが出来る）という意味でしょうか？参加表明から優先交渉者決定までの期間が長いので、後者の理解を希望いたします。	後者です。
688	様式集	建設業務担当者 の実績	様式 I -4-2	(4)						「同種・類似の業務実績を記述してください。」とありますが、同種・類似の業務実績とは、募集要項の第4.3_(2)の⑥（土木）、⑦（機械）、⑧（電気）に記載のある要件を満足する実績という理解でよいでしょうか。その場合に、建築の要件がありませんのでお示しいただきたくお願いします。または同種・類似の基準は、上述の募集要項の記載とは関係なく、応募者にて判断して記載するという理解でよいでしょうか。	「同種実績：募集要項第4.3_(2)に記載のある要件を満足する実績」、「類似実績：募集要項第4.3_(2)に記載のある要件を満足していないが本事業に関連のある実績」とします。なお、建築については、本事業の規模等を踏まえ、応募者にて判断のうえ記載ください。
689	様式集	維持管理業務担 当者の実績	様式 I -4-3	(3)						「別添1には・・・統括責任者、現場作業員等の資格・類似の業務実績（最大5件まで）について記述してください。」とありますが、別添1に示すのは、要求水準書p.77において資格や実務経験が求められる統括責任者と副統括責任者のみでよいという理解でよいでしょうか。提案書提出時点で作業員までを選定することは実質困難であること、また既存の維持管理業者を含む応募者が有利となり競争性確保に懸念が生じることから質問させていただきました。	統括責任者と副統括責任者のみの記載で問題ありませんが、提案書提出時点で現場作業員の一部又は全部が決まっている場合は、併せてご記載ください。

No.	資料	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
690	様式集	維持管理業務担当者の実績	様式Ⅰ-4-3	別添1					本事業の維持管理業務担当者の氏名等については正本、副本とも記載するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、副本については、氏名等の個人情報を黒塗りにしてください。
691	様式集	段階的な整備計画	様式Ⅱ-3-1	(1)	①				「現況流入水質が計画流入水質を下回っているが、将来的に増加した場合」とありますが、増加の上限は計画流入水質が流入する場合と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
692	様式集	段階的な整備計画	様式Ⅱ-3-1	(1)	②				流入水量の増減については、現況流入水質かつ水量が増加する場合の整理計画を記載すればよろしいでしょうか。	あくまで流入水量の増減について留意のうえ、ご記載ください。
693	様式集	段階的な整備計画	様式Ⅱ-3-1	(1)	③				現状の水処理施設の稼働状況と記載がありますが、現状の各機器（特に送風機）の運転台数や空気量を提示していただくことは可能でしょうか。（日報で確認できるなら不要）	No. 137の回答をご参照ください。
694	様式集	水処理方式の妥当性	様式Ⅱ-3-2	(1)					『流入負荷変動（雨天時流入）対し、安定的かつ継続的に処理可能であること』とありますが、雨天時に使用する既存合流改善設備の処理安定性について状況把握およびリスクを考慮することも必要でしょうか。	ご理解のとおりです。
695	様式集	水処理施設（機械設備）	様式Ⅱ-3-4	(1)					脱臭設備について、水処理設備の脱臭箇所は既存設備を考慮した上で、要否や設備構成については事業者提案という理解でよろしいでしょうか。また、脱臭箇所に指定はありますでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、特に指定はありません。
696	様式集	保守点検・整備	様式Ⅲ-3-1	(4)					電力費の算出については、本事業の再構築対象施設に関わる電力費という理解でよいでしょうか。上記の理解が正しくなく、徳山中央浄化センターと江口ポンプ場で使用する全ての電力費を算出する場合は、過去5年間以上の電力費の施設毎の内訳を詳細にお示しいただくをお願いします。	様式Ⅲ-3-1では、本施設全体の電力費の記載を求めています。過年度電力費は、配付済DVDの「光熱水費」をご参照ください。ただし、施設毎の内訳は記載されておらず、お示しできません。なお、様式Ⅲ-3-1については、記載内容を修正のうえ別項へ移します。
697	様式集	保守点検・整備	様式Ⅲ-3-1	(4)					電力使用量や電力費の算出方法は応募者毎に異なることが想定されるため、公平な評価のために算出条件をお示しいただけないでしょうか。	別途条件を提示します。
698	様式集	長期事業計画	様式Ⅲ-3-1-4						「全体事業費把握のため、本事業範囲に含まれない改築費用や電力費も含め、建設から更新まで50年間を1サイクルとする費用を記載してください。」とありますが、28年目以降の新汚泥処理施設の薬品費や既存施設の修繕に係る経費については、27年目までの金額と同様に記載するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、当該様式については、記載内容を修正のうえ別項へ移します。
699	様式集	長期事業計画	様式Ⅲ-3-1-4						既存施設の修繕に係る費用と薬品費（新汚泥処理施設）に関しては、27年目（R31年度）までしか計上されていませんが、それ以降、計上の必要は無いとの理解でよろしいでしょうか。	No. 698の回答をご参照ください。
700	様式集	長期事業計画	様式Ⅲ-3-1-4						電力費（電気量）を記載する欄がありますが、電力費の算定方法について明示ください。	No. 697の回答をご参照ください。
701	様式集	長期事業計画	様式Ⅲ-3-1-4						本様式は、「事業期間以降の維持管理及び設備の修繕・改修にかかる概算費用」を示すこととされており、本事業の設計業務費、建設業務費、撤去業務費及び事前・事後調査業務費は記載不要との理解でよろしいでしょうか。	本事業の設計業務費、建設業務費、撤去業務費及び事前・事後調査業務費も記載してください。なお、当該様式については、記載内容を修正のうえ別項へ移します。
702	様式集	長期事業計画	様式Ⅲ-3-1-4						本様式の維持管理費は、様式Ⅳ-2-1事業費構成表の維持管理業務と同じ項目としても差し支えないものとの理解でよろしいでしょうか。	様式Ⅲ-3-1-4の項目どおりに記載してください。なお、当該様式については、記載内容を修正のうえ別項へ移します。

No.	資料	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
703	様式集	長期事業計画	様式Ⅲ-3-1-4						本様式の維持管理費は、維持管理業務委託契約(案)P.25「委託料の内訳及び変動費の算定方法」の構成及び様式Ⅳ-2-1事業費構成表の維持管理業務と同じ項目として記載しても差し支えないものとの理解でよろしいでしょうか。	No. 702の回答をご参照ください。
704	様式集	様式Ⅲ-3-1-4	様式Ⅲ-3-1-4						「建設から更新まで50年間で1サイクルとする費用を記載してください」とありますが、50年間で電気・機械設備を中心とした主要設備が更新された場合の費用であり、躯体や建屋などの土木・建築設備一式まで考慮する必要はないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、当該様式については、記載内容を修正のうえ別項へ移します。
705	様式集	様式Ⅲ-3-1-4	様式Ⅲ-3-1-4						「4条予算関連」に含まれるものは、『改築』及び『更新』が該当し、これに含まれない『修繕』を「3条予算関連」に記載すると考えてよろしいでしょうか。また、これら改築・更新・修繕は、要求水準書(案)1.2用語の定義と同一と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、当該様式については、記載内容を修正のうえ別項へ移します。
706	様式集	様式Ⅲ-3-1-4	様式Ⅲ-3-1-4						4条及び3条予算関連の各設備が記載されている行については、既に記載されているとおりの設備単位で更新・修繕費用を入力する考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、当該様式については、記載内容を修正のうえ別項へ移します。
707	様式集	様式Ⅲ-3-1-4	様式Ⅲ-3-1-4						3条予算関連の修繕費(既存施設の修繕に係る経費)について、事業期間において年間指定額(15,000~30,000千円)は固定値であるため、土木・建築・機械・電気設備それぞれを算出し、その合算値が年間指定額と一致するように調整することを求めているということでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、当該様式については、記載内容を修正のうえ別項へ移します。
708	様式集	様式Ⅲ-3-1-4	様式Ⅲ-3-1-4						3条予算関連の「薬品費(新汚泥処理施設)」の28年目以降について、実績データがないこと、50年間で非常に長期間であることから、費用予測の精度が低いものと考えます。この長期に亘る新汚泥処理施設薬品費の費用予測は、評価にどの程度影響するものでしょうか。	評価の詳細に関しては、お答えできません。併せて、No. 698の回答をご参照ください。
709	様式集	様式Ⅲ-3-1-4	様式Ⅲ-3-1-4						3条予算関連のユーティリティ費一式について、各年度において流入水量は年間想定流入下水水量である9,400,000m <sup>3</sup> /年(固定)と考えてよろしいでしょうか。	別途条件を提示します。
710	様式集	様式Ⅲ-3-1-4	様式Ⅲ-3-1-4						ユーティリティ費について、光熱水費と電力費の記載がありますが、光熱水費の行は、ガス代、水道代及び燃料代を記載し、電力費の行には事業対象範囲外となるものの、電力費を記載する理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、当該様式については、記載内容を修正のうえ別項へ移します。
711	様式集	様式Ⅲ-3-1-4	様式Ⅲ-3-1-4						電力費を記載するにあたり、電力単価は調達先により異なりますので、統一性を確保するため、契約電力及び各単価(基本料金単価、夏季及びその他季の電力量単価、燃料費調整単価及び再生可能エネルギー発電促進賦課金単価等)をご教示頂けますでしょうか。	No. 697の回答をご参照ください。
712	様式集	様式Ⅲ-3-1-4	様式Ⅲ-3-1-4						様式Ⅵ-2-2のユーティリティ等の調達・管理業務費に通信費が記載されています。様式間の整合を取るためにも、様式Ⅲ-3-1-4のユーティリティ費の欄を追加のうえ、通信費を記載してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、当該様式については、記載内容を修正のうえ別項へ移します。
713	様式集	様式Ⅲ-3-1-4	様式Ⅲ-3-1-4						「上記以外」とありますが、これは既存施設を指すと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、当該様式については、記載内容を修正のうえ別項へ移します。

No.	資料	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
714	様式集	様式Ⅲ-3-1-4	様式Ⅲ-3-1-4						4条予算関連の「(上記以外)」ならびに3条予算関連の「既存施設の修繕に係る経費」の28年目以降について、すでに設置後年数が長期化していること、また設置後の設備履歴が不明であること、さらに50年間と非常に長期間であることから、費用予測の精度が低いものであると考えます。様式Ⅲ-3-1-4は、全体事業費を把握する目的であり、評価対象ではないと考えてよろしいでしょうか。	評価対象となります。
715	様式集	市在住の雇用	様式Ⅳ-1						様式Ⅳ-1について、「別添の表(様式Ⅳ-1)に記入してください」とありますが、別添のExcelのみ作成し、Wordの資料については、提出不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ご指摘を踏まえ、記載内容を修正します。
716	様式集	市内経済への貢献	様式Ⅳ-2	(1)	③				「③上記以外の市内企業への分担額」に企業名や所在地を記載する欄がありますが、これは企業名を特定しない表現にする必要があるという理解でよろしいでしょうか。	企業名を特定しない表現にする必要はありません。
717	様式集	市内経済への貢献	様式Ⅳ-2	(1)	③				「③上記以外の市内企業への分担額」にの分担額を記載する欄がありますが、これは市内企業への発注予定額を記載するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
718	様式集	市内経済への貢献	様式Ⅳ-2						地元企業の「その他企業」には再委託企業も含むとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
719	様式集	要求水準項目 チェックシート	様式Ⅴ	13/30	No. 12 2, 123				最終沈殿池を設置しない場合、「確認できる様式」にその旨、記載し「確認」欄に「○」を記載すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
720	様式集	見積金額	様式Ⅵ-1						見積金額には消費税及び地方消費税を含めることとされておりますが、一般に消費税額は、委託料全額に対する額と、各回支払額ごとに算出した額の合計額では差額が発生しますが見積書には委託料全額に係る消費税額を記載するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
721	様式集	事業費構成表	様式Ⅵ-2-1						事業費構成表内に「廃棄物管理業務費」とありますが、維持管理業務上部品交換時に発生する廃材等の産廃費用のことで、沈砂や汚泥などの搬出・運搬業務費用は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
722	様式集	事業費構成表	様式Ⅵ-2-1						事業費構成表の設計・建設業務費の構成が1式表示になっておりますが、水処理施設・管理棟等を含めての1式で計上するのでしょうか。	ご理解のとおりです。
723	様式集	事業費構成表	様式Ⅵ-2-1						本様式は、「様式Ⅵ-1『見積書』の『設計・建設業務費』と、本様式の『設計・建設業務費(税込み)計』の額を一致させるとご指定がありますので、維持管理業務委託契約(案)P.25「委託料の内訳及び変動費の算定方法」の構成に合わせてSPC経費、薬品燃料費の欄を記載してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
724	様式集	全体年次計画表	様式Ⅵ-2-2						維持管理業務費において、「人件費」には法定福利費、福利厚生費及び旅費等の雇用に係る費用を計上し、「その他」に事務所運営上必要な経費を計上する形で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、計上項目、内容説明を追記してください。
725	様式集	全体年次計画表	様式Ⅵ-2-2						維持管理業務費において、各費目の多くに「人件費」とありますが、時間数を割り出すことが難しい費目については、運転監視業務費の人件費に統合した形で計上しても宜しいでしょうか。	按分する等の方法により、分割して記載してください。
726	様式集	全体年次計画表	様式Ⅵ-2-2						設計・建設業務費の各年度の金額については、二次提案書に記載する再構築対象施設及び解体施設の範囲・工法・工程などにより各年度の出来高額を記載するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
727	様式集	設計・建設工事 請負契約書(案) 及び 維持管理契約書 (案)について							本質問書においては「資料」の項目を選択するプルダウン内に「設計・建設工事請負契約書(案)特約条項」「維持管理契約書(案)特約条項」とありますが、募集要項等には「特約条項」との記載はございません。それぞれ「設計・建設工事請負契約書(案)」「維持管理契約書(案)」のことを指しているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
728	様式集	余白について							様式 I-1～様式IV-3の上下左右の余白を調整することは可能でしょうか。	余白の調整は可としますが、極端に余白が少なくなる等の調整は避けてください。
729	その他	募集要項配布資料 (設備台帳)	-						募集要項説明会時に配布された資料のうち「設備台帳」について、徳山中央浄化センターの機械設備の全てが網羅されたものでしょうか。また、同浄化センターの電気設備(計器類含む)及び江口ポンプ場の設備機器のメーカー及び型式が記載されている資料についても別途開示していただけますでしょうか。	前段については、令和2年9月末現在のデータです。令和4年6月に配付済のDVD(資産調査結果)を併せてご参照ください。 後段については、可能な限り資料を準備し、閲覧の機会を設けます。
730	その他	実施方針に対する 質疑回答 SPC							実施方針に関する質問回答(令和4年9月2日公表)No.49では、SPCについて「維持管理業務の全部を委託することは「一括下請負の禁止」に該当するため、一部の委託のみ可とします。」とあります。SPCが担う維持管理業務は、建業法に該当しないため、出資会社である維持管理企業に一括委託してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。令和4年9月2日公表の実施方針に関する質問回答No.49の回答における修正を取り下げ、令和4年7月22日公表の実施方針(案)に関する質問回答No.314の回答を原案といたします。
731	その他	実施方針に対する 質疑回答 SPC							実施方針(案)に関する質問回答(令和4年7月22日公表)No.241では、SPCに「維持管理を統括する企業に関しては、人材を配置することを考えているとありましたが、今回公告内容より、人材の配置は必須ではないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
732	その他	要求水準書 (案)に対する 質問回答 (No256)							貴市職員様が使用する水道代、燃料費について貴市にてご負担いただけることのご回答でした。貴市職員様の使用分を計測するにあたっての方法(メーター設置等)をご教授ください。	子メーター設置による計測を想定していますが、事業者からの提案に期待します。
733	その他	現地調査状況							現地調査を行った結果、地中電路が2系統あり、①電気室～ポンプ棟、プロワ棟に向かうルート②電気室～管理本館、機械濃縮棟に向かうルート。②において、現状、FEP100程度の予備電路が2本あることを現地調査で確認実施しました。本事業で、予備電路2本の内、1本は使用させて頂けると考えてよろしいですか。	本事業では予備電路利用の想定がなく、現時点では、使用できる見込みはありません。
734	その他	雨水吐室水位測定・採水業務							ご提示いただきました本事業に係る各種資料が格納されているデータDVDに「雨水吐室水位測定・採水業務委託」がりましたが、水位測定ならびに採水作業は本事業に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。また、降雨時の水位測定ならびに採水するタイミングというのは貴市より指示があるとの理解でよろしいでしょうか。	「雨水吐室水位測定・採水業務委託」は、本事業の対象外です。
735	その他	塩化物イオン濃度測定結果							ご提示いただきました本事業に係る各種資料が格納されているデータDVDに、過去徳山中央浄化センターへの流入下水や浄化センターから搬出された脱水ケーキの塩化物イオン濃度が高く、脱水ケーキを受け入れ頂くトクヤマ殿の受け入れ基準値を超過した旨ございます。また、流入汚水の塩化物イオン濃度が高い際、脱水汚泥の塩化物イオン濃度も高いように見受けられます。この事象は事業者の責には帰さないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
736	その他	徳山中央浄化センター及び江口ポンプ場の通信運搬費							ご提示いただきました本事業に係る各種資料が格納されているデータDVDに「06要求水準書(案)に関する質問・回答 徳山中央浄化センター及び江口ポンプ場の通信運搬費」がありましたが、各電話回線やネットワーク回線の用途をご教示ください。また、貴市上下水道局支出分となっているため、本事業においても貴市にてお支払いいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、局内の情報系ネットワーク回線として使用しています。後段については、ご理解のとおりです。
737	その他	提案の履行確認							提案の履行確認や不履行の場合の対応について記載がございません。提案の実効性の確認方法や不履行に対する対処をご記載頂いた方がより実効的な提案を求めることになると考えるため、提案の履行確認等についてご記載を勧めます。	市によるモニタリングを実施し、契約内容や提案内容等が適切に履行されているかどうかを確認します。
738	その他	維持管理車両							11/17にDVDにより配布された市上下水道局が保有する各種資料のうち、「06「要求水準書(案)に関する質問・回答」提供資料」フォルダ内の「No. 324, 329_車両搬入動線.pdf」ファイルについて、現状の施設におけるし尿搬入車両のほかその他の維持管理車両の車両動線が示されていますが、新汚泥処理施設使用時の車両動線についてもご提示願います。また、各車両の大きさ等の車両情報の提供も願います。	配付済DVDの「平成30年度 周南市徳山中央浄化センター実施設計業務委託」をご参照ください。
739	その他	要求水準書(案)に対する質問回答							要求水準書(案)に対する質問回答No603について、「修繕履歴が33,000千円を大幅に下回る状況により、支払額の見直しが必要と思われる場合には、翌年度の予算について協議する」とあります。「大幅」の具体的な定義もしくは基準についてご教示願います。	具体的な定義はお示しできませんが、実績を踏まえた協議により、判断します。
740	その他	要求に関する意見回答意見回答(令和4年10月28日公表)							令和4年10月28日に公表された要求水準書(案)に関する意見回答で、「ご意見として承ります。」とご回答いただいた項目について、令和4年11月14日公表の要求水準書(案)で文面の修正をいただいております。この「ご意見として承ります。」というご回答は、どういう意味でしょうか。貴市として受け入れられないということであれば「記載の文面通りとします。」とご回答いただけないでしょうか。受け入れる余地があるのであれば、その旨ご回答いただけないでしょうか。	ご意見として承ったうえで、要求水準書(案)に反映すべきものは反映し、そうでないものは反映していません。
741	その他	実施方針(案)、実施方針、要求水準書(案)の質問回答							実施方針(案)、実施方針、要求水準書(案)の質問回答は、本事業において有効であるとの認識でしょうか。また、回答内容に相違がある場合の優先順位は、公告後の質問回答、要求水準書(案)、実施方針、実施方針(案)の順番でしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、募集要項等と要求水準書(案)、実施方針又は実施方針(案)に関する質問回答との間で相違がある場合は、募集要項等が優先されます。
742	その他	質問回答について							11月14日以前に各公表資料に対して提出し、ご回答頂いた実施方針ほかへの貴市からの質問回答は、11月14日以降においても有効との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。併せて、No. 741の回答をご参照ください。